

# V

# 例規等

V-1	豊島区防災対策基本条例	1
V-2	豊島区防災会議条例	8
V-3	豊島区防災会議運営規程	10
V-4	豊島区防災会議会長の職務代理の指名について	11
V-5	豊島区防災会議会長委任条項	11
V-6	豊島区防災会議委員構成	12
V-7	豊島区災害対策本部条例	13
V-8	豊島区災害対策本部条例施行規則	14
V-9	豊島区災害対策本部運営要綱	28
V-10	豊島区災害対策本部運営要綱の実施に関する要領	46
V-11	豊島区震災対策推進本部設置要綱	55
V-12	豊島区防災業務従事者損害補償条例	57
V-13	豊島区防災業務従事者損害補償条例施行規則	59
V-14	豊島区震災復興の推進に関する条例	81
V-15	豊島区震災復興の推進に関する条例施行規則	84
V-16	豊島区災害対策要員設置要綱	93
V-17	豊島区災害対策要員宿舍の設置及び管理に関する要綱	95
V-18	豊島区防災指導員の任用、職務等に関する要綱	98
V-19	豊島区地域防災組織に対する運営助成金交付要綱	100
V-20	地域防災組織の消火器助成金交付要綱	103
V-21	市民消火隊に対する運営助成金交付要綱	104
V-22	水防協力隊に対する助成要綱	106
V-23	消防団に対する補助金交付要綱	107
V-24	豊島区防災井戸に関する要綱	108
V-25	豊島区小災害応急救助対策要綱	110
V-26	豊島区災害弔慰金の支給等に関する条例	113
V-27	豊島区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	117
V-28	豊島区国民保護協議会条例	121
V-29	豊島区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	122
V-30	豊島区危機管理対策本部設置要綱	123

V-31	豊島区災害時危機事案発生時の対処要綱	124
V-32	災害時要援護者対策検討委員会設置要綱	127
V-33	減災対策器具設置要綱	129
V-34	災害時要援護者登録事業実施要綱	131
V-35	東京都震災対策条例	135
V-36	東京都帰宅困難者対策条例	144
V-37	震災対策における都・区間の役割分担	147
V-38	豊島区被災者生活再建支援検討会設置要綱	148
V-39	豊島区災害時業務継続・受援体制検討会議設置要綱	150

## V-1 豊島区防災対策基本条例

平成 25 年 3 月 25 日  
条例第 6 号

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、防災対策について基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、予防対策、応急対策及び復興対策に関する施策の基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害による被害の最小化を図り、区民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、暴風、竜巻、豪雨、洪水その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生じる被害をいう。
  - (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
  - (3) 区民 豊島区(以下「区」という。)の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者(以下「住民」という。)又は区内で働く者若しくは学ぶ者をいう。
  - (4) 事業者 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体及び事業活動を行う場合における個人をいう。
  - (5) 外出者 災害発生時に自宅外にいる者をいう。
  - (6) 帰宅困難者 災害発生による交通機関の停止のため、徒歩による帰宅が困難となる者をいう。
  - (7) 要配慮者 発災時の避難行動、発災後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいう。
  - (8) 災害時要援護者 要配慮者のうち、別表第 1 に規定する、災害時において特に援護を要するものをいう。
  - (9) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、別表第 2 に規定する、避難行動において特に支援を要するものをいう。
  - (10) 地域防災組織 町会、自治会その他区長が認めた組織をいう。
  - (11) 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他の防災対策を実施する東京都の関係機関及び災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 2 条に規定する機関をいう。
- (平 28 条例 30・一部改正)

#### (基本理念)

第 3 条 防災対策は、地域の絆を広げながら取り組むセーフコミュニティ活動の一つとし、自らの生命は自らが守るという自助の考え方、地域において互いに助け合うという共助の考え方及び行政が区民の安全を確保するという公助の考え方に基づき、区、区民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携して取り組むことを基本とする。

#### (防災対策に関する組織)

第 4 条 法第 16 条第 1 項の規定により設置する豊島区防災会議(以下「防災会議」という。)は、前条に規定する基本理念に基づき、法第 42 条の規定による豊島区地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)を作成又は修正するものとする。

2 法第 23 条の 2 第 1 項の規定により設置する豊島区災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)は、前項に規定する地域防災計画の定めるところにより区内に係る災害の予防対策及び応急対策を実施する。

3 防災会議及び災害対策本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。

## 第2章 自助、共助及び公助

### (区民の自助)

第5条 区民は、自助の理念にのっとり、平常時から防災に関する知識及び情報を収集することにより、防災知識及び防災意識の向上に努めるとともに、災害から自己の安全の確保に努めなければならない。

- 2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講じるよう努めなければならない。
  - (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
  - (2) 家具等の転倒、移動及び落下の防止
  - (3) 出火の防止
  - (4) 初期消火に必要な用具の準備
  - (5) 飲料水及び食糧の確保
  - (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認

### (事業者の自助)

第6条 事業者は、自助の理念にのっとり、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、従業者及び事業所に来所する者の安全の確保及び災害に関する情報の提供に努めなければならない。

- 2 事業者は、災害時において従業者の一斉帰宅を抑制するとともに、従業者の3日分の飲料水、食糧等及び帰宅困難者のための必要な物資を確保するよう努めなければならない。
- 3 学校等(大学、短期大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設及び保育所その他子育て支援を行う施設をいう。)の設置者又は管理者は、災害時において当該施設内の待機指示その他生徒等の安全確保に必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その事業の継続が地域社会の復旧及び復興に寄与することを自覚し、事業を継続するための計画を策定するよう努めるとともに、必要に応じてその検証に努めるものとする。

### (外出者の自助)

第7条 外出者は、自助の理念にのっとり、自己の安全を確保するため、むやみに移動せず、災害時の混乱を防止するよう努めなければならない。

- 2 外出者は、災害時において安全に帰宅することができるよう、あらかじめ家族との連絡手段の確保、徒歩による帰宅経路の確認その他の必要な準備を行うよう努めるものとする。
- 3 帰宅困難者は、災害時の自己の安全を確保するとともに、帰宅に関する情報の収集に努めなければならない。

### (区民の共助)

第8条 区民は、共助の理念にのっとり、災害時における負傷者の救護、要配慮者の援護及び帰宅困難者対策等の応急活動に協力するよう努めなければならない。

- 2 区民は、災害による被害から生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- 3 区民は、平常時から地域における良好な関係づくりに努めるとともに、自発的な防災訓練への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により、区の防災に寄与するよう努めなければならない。

(平28条例30・一部改正)

### (事業者の共助)

第9条 事業者は、共助の理念にのっとり、地域防災組織との連携を図りつつ、地域における自主的な防災活動に協力するとともに、区及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その社会的責任を自覚し、災害による被害の防止、被災した区民の生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 3 事業者は、災害時において、区、他の事業者及び防災関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取

り組むよう努めなければならない。

- 4 事業者は、要配慮者の安全確保に配慮するよう努めなければならない。

(平 28 条例 30・一部改正)

#### (外出者の共助)

第 10 条 外出者は、共助の理念にのっとり、災害時の被害を最小とするため、区、防災関係機関等が実施する応急対策に協力するよう努めなければならない。

- 2 帰宅困難者は、災害による負傷者の救護その他被害を最小とするための応急活動に協力するとともに、相互に助け合って安全な帰宅に努めなければならない。

#### (区の責務)

第 11 条 区は、予防対策及び応急対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定並びに被災市街地の復興(以下「復興対策」という。)を図るため、最大の努力を払わなければならない。

- 2 区は、防災対策を行うにあたり、国、都及び他の区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、地域防災組織及び防災関係機関との連携及び協力に平常時から努めなければならない。
- 3 区は、地域防災計画に基づき、防災対策を的確かつ円滑に実施しなければならない。
- 4 区は、災害発生後における区民生活の早期の安定を図るため、業務を継続するための計画を策定し、この計画に基づく対策を確実に実施するために必要な物資の備蓄及び電力、燃料等の確保に努めるとともに、必要に応じて計画の検証を行うものとする。
- 5 区は、要配慮者に対する施策を推進するよう努めなければならない。
- 6 区は、区の職員に対し、区民の安全を確保することが職務の根本であることを自覚させるとともに、防災に関する知識及び技術の習得に努めさせるものとする。

(平 28 条例 30・一部改正)

### 第 3 章 予防対策

#### (防災意識の向上及び防災教育)

第 12 条 区長は、防災に関する広報活動を積極的に推進し、区民の防災に関する知識及び意識の向上を図られるよう支援に努めなければならない。

- 2 区長は、学校教育及び社会教育を通じて防災教育の充実に努めるとともに、地域防災組織、消防団等が実施する防災教育に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

#### (地域防災組織)

第 13 条 区長は、地域防災組織の育成のため、資器材等の整備、訓練の実施、防災意識の啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 区長は、地域防災組織の活動の促進を図るため、地域の防災リーダーの育成に努めなければならない。
- 3 区長は、地域防災組織その他災害時に支援活動を行う団体が、共助の理念に基づき相互に連携・補完し、区内で被災した区民に対して必要な活動を効果的に行うことができるネットワークづくりの促進に努めなければならない。

#### (マンションの防災対策)

第 14 条 マンションの居住者等は、災害時のエレベーターの停止等に備え、次に掲げる事項その他必要な事項について、協力して備えるよう努めなければならない。

- (1) 物資の備蓄
- (2) 防災に関する手引きの作成及び周知
- (3) 防災訓練の実施

- 2 マンションの居住者等は、居住者相互及び地域住民との良好な関係づくりに努めるものとする。
- 3 マンションの建築主は、震災時における建築構造物に起因する落下物による危険防止措置、防火水そう、備蓄倉庫等の災害対策施設を設置するよう努めなければならない。
- 4 区長は、マンションの防災対策を推進するため、必要な支援を行うよう努めなければならない。
- 5 前各項の実施については、別に条例で定める。

#### (災害時要援護者及び避難行動要支援者に対する施策)

第 15 条 区長は、災害時要援護者及び避難行動要支援者を救助し、又は援護する体制が日頃から地域において整備されるよう、次に掲げる各号について必要な支援を行わなければならない。

(1) 町会、自治会、民生委員、警察署、消防署等の連携及び協力による体制の整備

(2) 区立福祉施設等の介護可能な施設の運営及びサービスの提供を行う事業者の連携及び協力による体制の整備

2 区長は、前項に定める場合において、必要があると認めるときは、協定を締結することができる。

3 区長は、第 1 項に規定する施策を推進するため、災害時要援護者及び避難行動要支援者に係る個人情報のうち別表第 3 で掲げるものについて、豊島区個人情報等の保護に関する条例(平成 12 年豊島区条例第 3 号)第 10 条第 2 項に規定する目的外利用を行い、地域防災組織又は別表第 4 で掲げるものに対して、同条例第 11 条第 1 項に規定する外部提供を行い、必要な個人情報を共有させるものとする。ただし、自己等の個人情報を共有させることを希望しない災害時要援護者及び避難行動要支援者に係る個人情報についてはこの限りでない。

4 区長は、前項に定める共有を行うため、災害時要援護者及び避難行動要支援者の登録名簿を作成するとともに、個人情報の取扱いに関する研修を行い、確実な方法により管理しなければならない。

5 災害時要援護者及び避難行動要支援者は、災害時の自己の安全を確保するため、前各項の趣旨を理解し、協力するよう努めなければならない。

(平 27 条例 58・平 28 条例 30・一部改正)

#### (防災訓練)

第 16 条 区長は、地域防災組織、防災関係機関等との連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 地域防災組織は、災害の発生に備え、防災訓練を実施するよう努めなければならない。

3 区長は、前 2 項の防災訓練が円滑に実施できるよう、必要な措置を講じ、及び支援を行うよう努めなければならない。

#### (ボランティアへの支援)

第 17 条 区長は、災害時において、ボランティアが、区内で被災した区民に対する支援活動を円滑に行うことができるように、活動拠点の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 区長は、都及び公共的団体との連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めるものとする。

#### (防災まちづくりの推進)

第 18 条 区長は、道路、公園等の都市基盤の整備、密集した市街地の改善、土地利用の誘導等の施策を通じて、防災まちづくりを総合的に推進するものとする。

2 区長は、前項の推進に当っては、地域防災計画との整合性に配慮し、区民等の参加と協働により進めるものとする。

3 区長は、その管理する建築物その他の公共施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、施設管理者と協力し、幼児、児童、生徒その他の施設利用者の安全を確保するものとする。

4 区長は、区内に存する民間建築物等(公共施設を除く建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)の耐震性及び耐火性の確保、落下物の防止並びに崖、擁壁、ブロック塀等の倒壊防止のため、調査を行うほか適切な助言・指導に努めなければならない。

5 区長は、前項の目的を達成するため、民間建築物等の所有者等に対し必要な助成を行うことができる。

6 区長は、台風、集中豪雨等による浸水等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、水防に関する体制を確立し、その対策を講じなければならない。

## 第 4 章 応急対策

### (応急体制の整備)

第 19 条 区長は、災害時における避難活動及び救援活動を円滑に行うため、次に掲げる事項その

他必要な事項について、あらかじめ、国、都、地域防災組織、防災関係機関及び事業者との連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 救出用及び救助用の資器材の整備に関すること。
- (2) 飲料水、食糧その他の避難生活に必要な物資の備蓄及び供給に関すること。
- (3) 緊急輸送に関すること。
- (4) 避難所に関すること。
- (5) 道路上の障害物の除去に関すること。
- (6) 医療救護に関すること。

#### (避難・救護)

第 20 条 区長は、被災した住民の救援・救護を実施するため、必要があると認めるときは、区立小学校、中学校その他の公共施設等に避難所(以下「救援センター」という。)を開設しなければならない。

- 2 区長は、特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要援護者の救援・救護を実施するため、必要があると認めるときは、区立社会福祉施設等に福祉救援センターを開設しなければならない。
- 3 区長は、救援センターを災害時における地域の活動拠点として活用するため、平常時から物資の備蓄及び機器の整備に努めなければならない。
- 4 区長は、救援センターの運営に関し、あらかじめ、救援センターとなる施設の責任者、地域防災組織、防災関係機関及び事業者との連携を図り、区民が相互に協力して運営にあたるための体制の整備に努めなければならない。
- 5 救援センターの運営に当っては、プライバシーの確保など、被災者の心身の状況や性別等に配慮するとともに、生活環境を良好に保つよう努めなければならない。
- 6 区長は、災害の規模その他の状況により、救援センターの使用が困難な場合に備え、事業者等との連携を図りながら協力を得て、救援センターの機能を一時的に代替する施設を確保するよう努めなければならない。
- 7 区長は、あらかじめ、都及び防災関係機関との連携を図り、災害時に住民が救援センター及び東京都震災対策条例(平成 12 年東京都条例第 202 号)第 47 条第 1 項に定める広域的な避難場所に安全に避難するために必要な避難路の確保に努めるとともに、避難誘導の方法を確立し、住民へ周知しなければならない。

#### (情報連絡体制の整備)

第 21 条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ、災害に関する情報の収集、分析、整理及び関係機関等との連絡体制の確立に向けて耐災害性の高い手段を整備し、多様な手段を活用して、区民及び事業者に対し確実に災害情報を周知する方法を確立しなければならない。

- 2 区長は、前項の活動を速やかに実施するため、区民及び事業者に対し災害に関する区への情報提供並びに区民及び事業者への情報伝達に関する区への必要な協力を求めることができる。この場合において、区民及び事業者は可能な限り協力するよう努めなければならない。
- 3 区長は、災害情報の周知を実施するに当っては、高齢者、障害者、外国人等に配慮しなければならない。

#### (帰宅困難者対策の実施)

第 22 条 区長は、帰宅困難者対策を円滑に行うため、次に掲げる事項その他必要な事項について、あらかじめ、国、都、防災関係機関及び事業者との連携及び協力の下に、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 情報連絡及び情報提供体制の整備に関すること。
- (2) 一時滞在施設の確保に関すること。
- (3) 物資の備蓄に関すること。
- (4) 帰宅の支援に関すること。
- (5) 訓練の実施及び検証に関すること。
- 2 区長は、一時滞在施設を確保するため、その管理する公共施設を指定するとともに、事業者の協力を求め、協定の締結により民間施設を指定するよう努めなければならない。
- 3 前項の規定による一時滞在施設の施設管理者は、あらかじめ帰宅困難者の誘導及び受け入れ、物資の供給、情報提供その他運営に必要な体制を整備するよう努めなければならない。

### (協議会の結成)

第 23 条 事業者は、区及び防災関係機関との連携を図り、帰宅困難者対策を推進するための団体を結成するよう努めなければならない。

2 区長は、前項に規定する団体の結成を支援し、帰宅困難者対策を推進する団体(以下「駅周辺エリア防災対策協議会」という。)として認定することができる。

3 駅周辺エリア防災対策協議会は、災害が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るため、避難経路、退避施設、備蓄倉庫等(以下この条において「安全確保施設」という。)を整備及び管理し、退避施設へ誘導し、災害情報及び交通情報を提供し、備蓄物資を提供し、避難訓練等に関する計画を作成し、並びに土地所有者等との合意による安全確保施設に関する協定を締結することができる。

4 駅周辺エリア防災対策協議会は、必要に応じ部会を設置することができる。

### (協議会等に対する支援)

第 24 条 区長は、前条の規定により駅周辺エリア防災対策協議会が行う安全確保計画の策定及び実施について必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 区長は、帰宅困難者対策を実施する事業者に対して、必要と認める場合は、支援を行うことができる。

### (他の地方公共団体等との協定)

第 25 条 区長は、他の地方公共団体及び事業者と災害時の相互応援協定による連携を進め、応急対策及び復興対策の実施体制を確保するとともに、地方公共団体相互間の迅速な支援を図るものとする。

2 区長は、大規模な災害が発生した場合には、前項の協定を締結していない地方公共団体及び事業者に対し、応急対策に関する支援を要請することができる。

3 区長は、区の区域外における災害による被災地の復旧及び復興のため、他の地方公共団体等と連携し、物資提供、職員派遣、被災住民の受入れその他の必要な支援を行うことができる。

### (放射性物質対策等の実施)

第 26 条 区長は、原子力災害(原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 2 条第 1 号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。)による放射性物質から区民の安全・安心を確保するため、必要と認める場合は、国及び都と連携し、放射線量の測定等を実施するとともに、区民に対し適切な情報提供を行わなければならない。

2 区長は、前項による測定等の結果、必要と認める場合には、除染等の対策を実施するものとする。

3 区長は、前 2 項の対策を実施するための基準等を定めるものとする。

4 区長は、原子力災害等により電力事業者の電力供給がひっ迫するおそれがあると認められる場合は、あらかじめ方針を定め、その管理する建築物その他の公共施設の節電対策を実施するよう努めるものとする。

5 区長は、節電対策を実施するに当たっては、区民、事業者等へ速やかに周知するとともに、区民の生命、安全及び安心を確保するため、節電の協力を求めるものとする。

## 第 5 章 復興対策

### (復興対策)

第 27 条 区長は、災害により地域が甚大な被害を受けたときは、国、都、防災関係機関等と連携し、全力を挙げて復興対策を推進しなければならない。

2 復興対策は、区、区民等及び事業者が協働して、総合的かつ計画的に推進するものとする。

3 区長は、復興対策を迅速かつ円滑に推進するため必要があると認めるときは、豊島区震災復興本部を設置する。

4 区長は、被災後速やかに、震災復興の目標並びに復興後の区民生活及び市街地形成等の基本事項に関する震災復興基本方針を策定する。

5 区長は、前項の震災復興基本方針に基づき、復興に関する基本計画となる震災復興基本計画を策定する。



- 6 区長は、前項の震災復興基本計画の策定に当っては、区民等及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 7 区長は、復興対策を適正かつ円滑に推進するため、あらかじめ復興の手順を定め、区民等及び事業者と協働し、平常時から復興を見据えた対策に努めなければならない。
- 8 第3項の豊島区震災復興本部及び震災復興に関し必要な事項は、別に条例で定める。

## 第6章 雑則

### (委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月7日条例第58号)抄

### (施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法附則第1条に規定する政令で定める日から施行する。ただし、第3項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年7月12日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

## V-2 豊島区防災会議条例（昭和 38 年 7 月 18 日条例第 11 号）

### （目 的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定にもとづき、豊島区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### （所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 豊島区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて、区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるものの他、法律またはこれにもとづく政令により、その権限に属する事務。

### （会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、区長をもってあてる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 東京都の知事の部内の職員のうちから、区長が任命する者
- (2) 警視庁の警察官のうちから、区長が任命する者
- (3) 区長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 区の教育委員会の教育長
- (5) 東京消防庁の消防吏員のうちから、区長が任命する者
- (6) 消防団長で区長が任命する者
- (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから、区長が任命する者
- (8) 陸上自衛隊第一師団の隊員のうちから、区長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから区長が任命する者
- (10) その他区長の任命する者

6 前項の委員の総数は、69 人以内とする。

7 第 5 項第 1 号、第 7 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

### （専門委員）

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、東京都に勤務する職員、区に勤務する職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員 または職員及び学識経験のある者のうちから、区長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### （議事等）

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 41 年 7 月 15 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日条例第 15 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 11 月 1 日条例第 65 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 6 月 30 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## V-3 豊島区防災会議運営規程（昭和 38 年 8 月 6 日 区長決裁）

### （趣 旨）

第 1 条 この規程は、豊島区防災会議条例（昭和 38 年豊島区条例第 11 号）第 5 条の規定に基づき豊島区防災会議（以下「会議」という。）の議事運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （招 集）

第 2 条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者に出席させることができる。

### （議事手続）

第 3 条 会議の議事は、会長が主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

### （会議の記録）

第 4 条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の職名及び氏名
- (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

### （委 任）

第 5 条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

### （専門委員）

第 6 条 専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

### 附 則

この規程は、昭和 38 年 8 月 6 日から施行する。

#### **V-4 豊島区防災会議会長の職務代理の指名について**

豊島区防災会議（昭和 38 年条例第 11 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、会長の職務を代理すべき委員は、豊島区副区長の職にある委員とする。副区長の順位は、豊島区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則による。

#### **V-5 豊島区防災会議会長委任条項**

次に掲げる事項は、豊島区防災会議会長に委任する。

1. 関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
2. 区災害対策本部を設置するときに区長から意見をきかれた場合において、意見を申し出ること。

## V-6 豊島区防災会議委員構成

平成31年3月現在

### 1. 会長

役職名
豊島区長

### 2. 知事部局関係委員（4名）

役職名
東京都建設局第四建設事務所長
東京都交通局巣鴨駅務管区長
東京都水道局中央支所長
東京都下水道局北部下水道事務所長

### 3. 警視庁関係委員（4名）

役職名
警視庁第五方面本部長
警視庁池袋警察署長
警視庁巣鴨警察署長
警視庁目白警察署長

### 4. 東京消防庁関係委員（3名）

役職名
東京消防庁第五消防方面本部長
東京消防庁豊島消防署長
東京消防庁池袋消防署長

### 5. 消防団関係委員（2名）

役職名
豊島消防団長
池袋消防団長

### 6. 指定公共機関関係委員（8名）

役職名
日本郵便株式会社豊島郵便局長
東日本旅客鉄道株式会社池袋駅副駅長
東日本電信電話株式会社東京北支店担当部長
東京ガス株式会社北部支店長
東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社長
東武鉄道株式会社東武池袋駅管区長
西武鉄道株式会社池袋駅管区長
東京地下鉄株式会社池袋駅務区長

### 7. 公共的団体関係委員（4名）

役職名
豊島区医師会長
豊島区歯科医師会長
豊島区薬剤師会長
豊島ケーブルネットワーク(株)代表取締役社長

### 8. 自衛隊（1名）

役職名
陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊第二中隊長

### 9. 区議会関係委員（7名）

役職名
豊島区議会議員（7名）

### 10. 自主防災組織・学識経験者関係委員（21名）

所属団体又は役職名
町会・自治会（2名）
豊島区立中学校PTA連合会
(社福)豊島区民社会福祉協議会
豊島防火女性の会
池袋防火女性の会
民生委員・児童委員（2名）
青少年育成委員会（2名）
区民ひろば運営協議会（2名）
高齢者クラブ連合会（2名）
聴覚障害者協会
豊島区家族会
社会福祉施設長（2名）
豊島建設防災連絡協議会
東京都マンション管理士会
学識経験者

### 11. 区・区教育委員会関係委員（4名）

役職名
豊島区 副区長
豊島区 教育長
豊島区 池袋保健所長
豊島区 男女平等推進センター所長

会長 1名  
委員 58名  
計 59名

## V-7 豊島区災害対策本部条例（昭和38年7月18日条例第12号）

### （目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定にもとづき、豊島区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （本部の組織）

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、豊島区規則で定める。

### （職務）

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務をつかさどる。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

### （補則）

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、豊島区規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## V-8 豊島区災害対策本部条例施行規則

〔平成2年12月28日〕  
規則第49号

改正 平成3年5月31日規則第32号 平成4年3月30日規則第31号 平成7年6月8日規則第26号  
平成8年3月29日規則第47号 平成9年3月31日規則第37号 平成11年3月31日規則第46号  
平成13年3月30日規則第20号 平成14年3月29日規則第18号 平成16年3月25日規則第17号  
平成18年3月23日規則第14号 平成19年3月20日規則第38号 平成20年3月19日規則第15号  
平成26年4月1日規則第40号 平成27年3月31日規則第42号 平成28年3月28日規則第62号

豊島区災害対策本部条例施行規則(昭和40年豊島区規則第44号)の全部を改正する。

### (趣旨)

第1条 この規則は、豊島区災害対策本部条例(昭和38年豊島区条例第12号。以下「条例」という。)第2条第3項及び第4条の規定に基づき、豊島区災害対策本部(以下「本部」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (本部長室の構成)

第2条 本部長室は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 危機管理監(以下「管理監」という。)
- (4) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

(平28規則62・一部改正)

### (副本部長)

第3条 副本部長は、副区長及び教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の職にある者をもって充てる。

2 条例第3条第2項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副区長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理し、副区長である副本部長が本部長の職務を代理する順序は、豊島区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則(平成26年豊島区規則第39号)の定めるところによる。

(平19規則38・平26規則40・一部改正)

### (本部員)

第4条 本部員は、豊島区組織規則(昭和49年豊島区規則第2号)第8条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する担当部長(管理監を除く。)、池袋保健所長、会計管理室長、教育委員会教育部長、区議会事務局長、総務部防災危機管理課長、総務部危機管理担当課長及び総務部治安対策担当課長の職にある者をもって充てる。

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、区職員のうちから本部員を指名することができる。

(平4規則31・平7規則26・平8規則47・平9規則37・平12規則82・平13規則20・平14規則18・平16規則17・平18規則14・平19規則38・平25規則47・平27規則42・平28規則62・一部改正)



### (本部長室の所掌事務)

第5条 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の配備態勢及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。
- (3) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。
- (5) 都知事に対する重要な要請及び連絡に関すること。
- (6) 都及び他区との相互応援並びに公共団体等に対する応援要請に関すること。
- (7) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (8) 公用令書による公用負担に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(平8規則47・一部改正)

### (部の組織)

第6条 部の組織は、別表第1のとおりとする。

### (職の設置)

第7条 部に部長補佐を、課(室)に課(室)長及び課(室)長補佐を、地域本部に地域本部長及び地域本部長補佐を、班に班長及び班長補佐をそれぞれ置く。

(平8規則47・一部改正)

### (部長等の任命)

第8条 部長及び部長補佐は、第4条に掲げる者の中から本部長が任命する。

- 2 前項に規定するほか、各部に属すべき職員は、配備態勢に応じて、あらかじめ区長が指名した者の名簿により、本部長がこれを任命する。

(平8規則47・平19規則38・一部改正)

### (部長等の職責)

第9条 部長は本部長及び副本部長の命を受け、部の事務をつかさどり所属職員を指揮監督する。

- 2 部長補佐は、本部長及び副本部長の命を受け、部の事務について部長を補佐する。

### (課長等の職責)

第10条 課(室)長(地域本部長を含む。以下同じ。)は、上司の命を受け、課の事務(地域本部の事務を含む。以下同じ。)をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

- 2 課(室)長補佐(地域本部長補佐を含む。)は、上司の命を受け、課の事務について課長を補佐する。

(平8規則47・一部改正)

### (班長等の職責)

第12条 班長は、上司の命を受け、班の事務を処理する。

- 2 班長補佐は、上司の命を受け、班の事務について班長を補佐する。

### (その他の職員の職責)

第12条 前3条に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

### (部の分掌事務)

第13条 部の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

- 2 地域防災部に属する各地域本部の編成及び位置は、別表第3のとおりとする。

(平8規則47・平27規則42・一部改正)

(補則)

第 1 4 条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 5 月 31 日規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 30 日規則第 31 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 6 月 8 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日規則第 47 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 37 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 46 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 82 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日規則第 20 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 18 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 25 日規則第 17 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日規則第 14 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 38 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 19 日規則第 15 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 47 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 42 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日規則第 62 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区災害対策本部条例施行規則の規定は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

別表第一（第六条関係）

部	課及び地域本部	班
指令情報部	指令情報課	指令情報班
		通信班
		駅対策班
		受援計画班
災対総務部	庶務課	庶務班
		庁舎管理班
		調達班
災対総務部	営繕課	議会班
		管理班
		営繕班
災対総務部	職員課	職員班
		人的受援調整班
企画広報部	企画財政課	企画班
		財政班
	情報システム保全課	情報システム保全班
	広報課	広報班 広聴班
企画広報部	震災復興本部準備室	復興準備班
地域防災部	管理課	庶務班 調整班
	補助救援センター課	庶務班 施設保全・避難所班
	第一地域本部	庶務班 救援センター 清和小学校 救援センター 西巢鴨小学校 救援センター 朝日小学校 救援センター 巢鴨北中学校
	第二地域本部	庶務班 救援センター 豊成小学校 救援センター 朋有小学校 救援センター 池袋第一小学校
	第三地域本部	庶務班 救援センター みらい館大明 救援センター 池袋小学校 救援センター 西池袋中学校 救援センター 池袋第三小学校
	第四地域本部	庶務班 救援センター 南池袋小学校
	第五地域本部	庶務班 救援センター 高南小学校 救援センター 千登世橋中学校 救援センター 目白小学校

	第六地域本部	庶務班 救援センター 長崎小学校 救援センター 富士見台小学校 救援センター 旧真和中学校
	第七地域本部	庶務班 救援センター 椎名町小学校 救援センター 南長崎スポーツ公園
	第八地域本部	庶務班 救援センター 千早小学校 救援センター 豊島体育館 救援センター さくら小学校 救援センター 明豊中学校 救援センター 西部区民事務所
	第九地域本部	庶務班 救援センター 要小学校 救援センター 高松小学校 救援センター 千川中学校
	第十地域本部	庶務班 救援センター 仰高小学校 救援センター 駒込小学校 救援センター 駒込中学校
	第十一地域本部	庶務班 救援センター 旧文成小学校 救援センター 池袋本町小学校 ・池袋中学校
	第十二地域本部	庶務班 救援センター 巣鴨小学校 救援センター 西巣鴨中学校
	災対環境清掃部	管理課
作業課		作業班 車両班
災対福祉部	管理・ボランティア課	庶務班
	福祉救援センター課	庶務班 施設保全・避難所班
災対衛生部	管理課	庶務班 医療連絡班 支援班
	生活衛生課	生活衛生班 衛生指導班 医薬指導班
	健康推進課	保健予防班 保健活動班
災対土木部	管理課	庶務班 調査班
	工事課	管理班 工事班

災対都市整備部	都市計画課	都市計画班
	建築住宅課	住宅班
		建築班
教育部	管理課	庶務班
		施設保全班
	指導課	指導班
学校班 幼稚園班		
出納部	出納課	庶務班 出納班 用品班

別表第二(第13条第1項関係)

部	課及び地域本部	班	分掌事項
指令情報部	指令情報課	指令情報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の指令、要請及び通報に関すること</li> <li>2 都災害対策本部及び関係防災機関との連絡に関すること</li> <li>3 本部長室と他の部との連絡に関すること</li> <li>4 各部に対する情報の連絡に関すること</li> <li>5 被害状況の集約及び資料作成並びに報告に関すること</li> <li>6 応急措置状況の資料作成及び報告に関すること</li> <li>7 本部通信情報の総括に関すること</li> <li>8 救助物資及び応急資器材の輸送に関すること</li> <li>9 応急給水活動に関すること</li> <li>10 災害応急復旧の調整に関すること</li> <li>11 備蓄倉庫の管理に関すること</li> <li>12 庁用車の管理に関すること</li> <li>13 災害対策に必要な車両等の調達に関すること</li> </ol>
		通信班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災行政無線の統制に関すること</li> <li>2 本部長室の通信事務に関すること</li> <li>3 各部情報の収集(着信)に関すること</li> </ol>
		駅対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関、事業者等との連絡調整に関すること</li> <li>2 現地連絡調整所及び情報提供ステーションの開設・運営に関すること</li> <li>3 帰宅困難者等の一時収容及び帰宅支援に関すること</li> </ol>
		受援計画班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部局の要請案等の作成に関すること。</li> <li>2 区全体の要請案等の作成に関すること。</li> <li>3 物的支援に伴う、東京都災害対策本部等との連絡・調整に関すること。</li> </ol>
災対総務部	庶務課	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室の庶務及び他の部との連絡調整に関すること</li> <li>2 義援金品の受領及び配分計画に関すること</li> <li>3 部及び課内の連絡調整に関すること</li> <li>4 部内の予算、決算及び経理に関すること</li> <li>5 他の部、部内他の課及び課内他の班に属しないこと</li> </ol>
		庁舎管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎等の保全管理の統括に関すること</li> <li>2 庁舎等公共施設の応急整備及び営繕への協力に関すること</li> </ol>
		調達班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な物資の調達及び工事契約に関すること</li> <li>2 災害対策に必要な物品等の検査に関すること</li> </ol>
		議会班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区議会との連絡その他渉外事務に関すること</li> </ol>
	営繕課	管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課内の調整連絡に関すること</li> <li>2 課内他の班に属しないこと</li> <li>3 資器材の調達及び補給に関すること</li> </ol>
		営繕班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援センター、補助・福祉救援センター等の応急整備及び営繕に関すること</li> </ol>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>2 庁舎等公共施設の応急整備及び営繕に関する事</li> <li>3 区営住宅（区管理住宅）等の応急整備及び営繕に関する事</li> </ul>
	職員課	職員班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員、服務、給与、給食、医療及び被服に関する事</li> <li>2 職員の参集状況及び職員並びにその家族の被災状況の掌握に関する事</li> <li>3 災害時における職員の派遣に関する事</li> <li>4 労務者の調達及び供給に関する事</li> <li>5 部所属職員の動員及び部内指令に関する事</li> </ul>
		受援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 他自治体等からの人的支援受入れに関する事。</li> <li>2 人的支援に伴う、東京都災害対策本部等との連絡・調整に関する事。</li> </ul>
企画広報部	企画財政課	企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部所属職員の動員及び部内指令に関する事</li> <li>2 災害の写真等による記録に関する事</li> <li>3 部内の連絡調整に関する事</li> <li>4 部内の予算、決算及び経理に関する事</li> <li>5 部内他の課に属しない事</li> </ul>
		財政班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策予算に関する事</li> </ul>
	情報システム保全課	情報システム保全班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 情報管理システムの保全及び復旧に関する事</li> </ul>
	広報課	広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害広報に関する事</li> <li>2 報道機関との連絡に関する事</li> <li>3 課内の連絡調整に関する事</li> <li>4 課内他の班に属しない事</li> </ul>
		広聴班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災者等の相談及び苦情処理に関する事</li> <li>2 相談所の開設に関する事</li> </ul>
	震災復興本部準備室	復興準備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 震災復興本部の準備に関する事。</li> </ul>
地域防災部	管理課	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域本部との連絡調整に関する事</li> <li>2 救援センターの運営状況の集約及び報告に関する事</li> <li>3 地域防災組織及び民間協力組織との連絡調整に関する事</li> <li>4 住家等の被害認定に関する事</li> <li>5 り災証明書の発行に関する事</li> <li>6 被害状況の集約及び報告に関する事</li> <li>7 日本赤十字社との連絡に関する事</li> <li>8 本部長室及び他の部との連絡に関する事</li> <li>9 部所属職員の動員及び部内指令に関する事</li> <li>10 地域本部の運営に係る他の部所属職員の応援要請に関する事</li> <li>11 部及び課内の連絡調整に関する事</li> <li>12 部内の予算、決算及び経理に関する事</li> </ul>

			13 部内他の課（地域本部を含む。）及び課内他の班に属しないこと
		調整班	1 区民集会室等施設の保全に関すること 2 他の部及び部内他の課（地域本部を含む）の施設保全状況の集約及び報告に関すること 3 避難施設の増設準備及び管理運営の協力に関すること
		補助救援センター課	庶務班
		施設保全・避難所班	1 施設利用者等の安全確保・避難誘導に関すること 2 施設の被害状況の調査、集約及び報告に関すること 3 施設の保全管理及び応急修理に関すること 4 補助救援センターの設営及び管理運営に関すること 5 地域本部・救援センターとの連携・協力に関すること
	地域本部	庶務班	1 救援センター及び補助・福祉救援センターとの連絡調整に関すること。 2 所管区域内の被害状況の集約及び報告に関すること。 3 所管区域内の救援センターの運営状況の集約及び報告に関すること。 4 救援物資及び応急食料の集積管理に関すること。 5 住家等の被害認定に関すること。
		救援センター	1 所管区域内の被害状況の調査及び報告に関すること 2 救援センターの設営及び管理運営に関すること 3 避難場所への避難に伴う避難者及び被災者の避難誘導及び輸送に関すること 4 災害時要援護者の安否確認等に関すること 5 医療救護活動への協力に関すること 6 給食及び給水活動に関すること 7 救助物資の配給に関すること 8 地域防災組織等との協力に関すること 9 消防活動への協力に関すること 10 学校への協力に関すること 11 ミニ備蓄倉庫及び資器材格納庫の管理に関すること
災対環境清掃部	管理課	管理班	1 し尿処理に関すること 2 災害時排出されるごみに関すること
		作業班	1 災害時排出されるごみ等の迅速処理に関すること
	作業課	車両班	1 清掃車両の管理運行に関すること
災対福祉部	管理・ボランティア課	庶務班	1 各部ボランティアの要望の調査、集約及び報告に関すること 2 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 3 ボランティアに関する他自治体との情報交換及び連絡調査に関すること



			<ul style="list-style-type: none"> <li>4 民生委員との連絡に関する事</li> <li>5 部及び課内の連絡調整に関する事</li> <li>6 部内の予算、決算及び経理に関する事</li> <li>7 部内他の課及び課内他の班に属しない事</li> </ul>
	福祉救援センター課	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課内の連絡調整に関する事</li> <li>2 福祉救援センターの運営状況の集約及び報告に関する事</li> <li>3 課内他の班に属しない事</li> </ul>
		施設保全・避難所班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 施設利用者等の安全確保・避難誘導に関する事</li> <li>2 施設の被害状況の調査、集約及び報告に関する事</li> <li>3 施設の保全管理及び応急修理に関する事</li> <li>4 福祉救援センター（心身障害者福祉センター）の設営及び管理運営に関する事</li> <li>5 地域本部・救援センターとの連携・協力に関する事</li> </ul>
災対衛生部	管理課	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 業務の進捗状況の集約及び報告に関する事</li> <li>2 本部長室及び他の部との連絡に関する事</li> <li>3 部所属職員の動員及び部内指令に関する事</li> <li>4 部及び課内の連絡調整に関する事</li> <li>5 部内の予算、決算及び経理に関する事</li> <li>6 部内他の課に属しない事</li> </ul>
		医療連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 区災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関する事</li> <li>2 医療救護班の派遣要請及び総合調整に関する事</li> <li>3 医療機関の状況の集約及び報告に関する事</li> <li>4 緊急医療救護所、後方医療施設との連絡調整に関する事</li> <li>5 応援医療救護班の受入れに関する事</li> </ul>
		支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護及び保健衛生に係る広報に関する事</li> <li>2 公害健康被害者の救護に関する事</li> </ul>
	生活衛生課	生活衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課内の連絡調整に関する事</li> <li>2 救援センターにおける同行避難動物の受け入れ収容に関する事</li> </ul>
		衛生指導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 救援センター等の居住衛生確保の確認・指導に関する事</li> <li>2 救援センター等の飲料水及び食品の衛生確保の確認指導に関する事</li> <li>3 環境衛生営業施設の被災状況把握に関する事</li> <li>4 冠水地域等の衛生確保の確認指導に関する事</li> <li>5 食品衛生営業施設の被災状況把握に関する事</li> <li>6 食品衛生協会との協力体制に関する事</li> </ul>
		医薬指導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害薬事センターとの連絡調整に関する事</li> <li>2 医薬品及び医療資器材の確保及び搬送に関する事</li> <li>3 毒劇物を所有する施設の被災状況把握に関する事</li> <li>4 診療所、薬局の被災状況把握に関する事</li> </ul>

	健康推進課	保健予防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課内の連絡調整に関すること</li> <li>2 災害時関連疾患や感染症予防等の広報に関すること</li> <li>3 課内他の班に属しないこと</li> </ul>
		保健活動班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 救援センター等の巡回健康相談に関すること</li> <li>2 在宅療養者への巡回健康相談及び療養継続支援に関すること</li> <li>3 巡回精神保健相談チームの編成及び精神保健相談の実施に関すること</li> </ul>
災対土木部	管 理 課	庶 務 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 資器材の調達及び補給に関すること</li> <li>2 業務の進捗状況の集約及び報告に関すること</li> <li>3 本部長室及び他の部との連絡に関すること</li> <li>4 部所属職員の動員及び部内指令に関すること</li> <li>5 部及び課内の連絡調整に関すること</li> <li>6 部内の予算、決算及び経理に関すること</li> <li>7 部内他の課及び課内他の班に属しないこと</li> </ul>
		調 査 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 水防機関及び水防団体との連絡に関すること</li> <li>2 水防活動に必要な気象、水位、流量等の情報及び資料の収集に関すること</li> <li>3 土木施設等の被害状況の調査及び報告に関すること</li> <li>4 土木施設等の災害資料の作成に関すること</li> </ul>
	工 事 課	管 理 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 水防作業の指導及び備蓄水防資器材の管理に関すること</li> <li>2 道路、橋梁等の災害復旧計画に関すること</li> <li>3 公園、児童遊園等の災害復旧に関すること</li> <li>4 課内の連絡調整に関すること</li> <li>5 課内他の班に属しないこと</li> </ul>
工 事 班		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁等の応急整備及び災害復旧に関すること</li> <li>2 公園、児童遊園等の応急整備及び災害復旧に関すること</li> <li>3 水防作業に関すること</li> <li>4 障害物、土砂等の除去に関すること</li> <li>5 死体の収容、引渡し及び仮埋葬に関すること</li> <li>6 災害対策に必要な労務の供給に関すること</li> </ul>	
災 対 都市整備部	都市計画課	都市計画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室及び他の部との連絡に関すること</li> <li>2 部所属職員の動員及び部内指令に関すること</li> <li>3 部及び課内の連絡調整に関すること</li> <li>4 部内の予算、決算及び経理に関すること</li> <li>5 部内他の課に属しないこと</li> <li>6 業務の進捗状況の集約及び報告に関すること</li> <li>7 都市復興計画に関すること</li> </ul>
	建築住宅課	住 宅 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅の設営及び管理に関すること</li> <li>2 応急仮設住宅の入居者の選定に関すること</li> <li>3 区営住宅（区管理住宅）等の管理に関すること</li> </ul>

		建 築 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物、崖崩れ等災害復旧の技術指導に関する事</li> <li>2 住宅建築の相談及び苦情処理に関する事</li> <li>3 被災住宅の応急修理の相談に関する事</li> <li>4 被災建築物の応急危険度に関する事</li> <li>5 住宅等の被害認定に関する事</li> </ol>
教 育 部	管 理 課	庶 務 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都、区教育委員会及び教育機関との連絡に関する事</li> <li>2 被災児童生徒の教科書及び学用品の調達供給に関する事</li> <li>3 被災児童生徒の給食及び保健衛生に関する事</li> <li>4 本部長室及び他の部との連絡に関する事</li> <li>5 部所属職員の動員及び部内指令に関する事</li> <li>6 部及び課内の連絡調整に関する事</li> <li>7 部内の予算、決算及び経理に関する事</li> <li>8 部内他の課並びに学校班、幼稚園班及び課内他の班に属しない事</li> </ol>
		施設保全班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育施設の保全管理に関する事</li> <li>2 教育施設の災害応急復旧計画に関する事</li> <li>3 教育施設の被害状況の集約及び報告に関する事</li> <li>4 教育施設の応急整備及び営繕の協力に関する事</li> <li>5 施設利用者の避難誘導に関する事</li> <li>6 地域本部への応援に関する事</li> </ol>
	指 導 課	指 導 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急教育者の確保に関する事</li> <li>2 応急教育実施の指導に関する事</li> <li>3 児童生徒の応急指導対策に関する事</li> <li>4 応急教育教材の対策に関する事</li> </ol>
		学 校 班 幼 稚 園 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童、生徒及び園児の避難誘導及び収容保護に関する事</li> <li>2 児童、生徒及び園児の保護者への引渡しに関する事</li> <li>3 児童、生徒及び園児の被災状況調査及び報告に関する事</li> <li>4 応急教育計画及び報告に関する事</li> <li>5 施設の被災状況の調査及び報告に関する事</li> <li>6 施設の保全管理に関する事</li> <li>7 救援センター及び補助救援センター（幼稚園）の設営及び管理の協力に関する事</li> </ol>
	出 納 部	出 納 課	庶 務 班
出 納 班			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な現金の出納保管に関する事</li> </ol>
用 品 班			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な物品等の出納保管に関する事</li> </ol>

別表第三(第13条第2項関係)

地域本部	班及び救援センター	施設名	位置
第1地域本部	庶務班	清和小学校	東京都豊島区巢鴨三丁目14番1号
	救援センター	清和小学校 西巢鴨小学校 朝日小学校 巢鴨北中学校(仮校舎)	東京都豊島区巢鴨三丁目14番1号 東京都豊島区西巢鴨一丁目27番1号 東京都豊島区巢鴨五丁目33番1号 東京都豊島区西巢鴨四丁目9番1号
第2地域本部	庶務班	朋有小学校	東京都豊島区東池袋四丁目40番1号
	救援センター	豊成小学校 朋有小学校 池袋第一小学校	東京都豊島区上池袋一丁目18番24号 東京都豊島区東池袋四丁目40番1号 東京都豊島区上池袋四丁目28番1号
第3地域本部	庶務班	西池袋中学校	東京都豊島区西池袋四丁目7番1号
	救援センター	みらい館大明 池袋小学校 西池袋中学校 池袋第三小学校	東京都豊島区池袋三丁目30番8号 東京都豊島区池袋四丁目23番8号 東京都豊島区西池袋四丁目7番1号 東京都豊島区西池袋三丁目14番3号
第4地域本部	庶務班	南池袋小学校	東京都豊島区南池袋三丁目18番12号
	救援センター	南池袋小学校	東京都豊島区南池袋三丁目18番12号
第5地域本部	庶務班	高南小学校	東京都豊島区高田二丁目12番7号
	救援センター	高南小学校 目白小学校 千登世橋中学校	東京都豊島区高田二丁目12番7号 東京都豊島区目白二丁目11番6号 東京都豊島区目白一丁目1番1号
第6地域本部	庶務班	長崎小学校	東京都豊島区长崎二丁目6番3号
	救援センター	長崎小学校 富士見台小学校 旧真和中学校	東京都豊島区长崎二丁目6番3号 東京都豊島区南長崎一丁目10番5号 東京都豊島区目白五丁目24番12号
第7地域本部	庶務班	椎名町小学校	東京都豊島区南長崎四丁目30番5号
	救援センター	椎名町小学校 南長崎スポーツ公園	東京都豊島区南長崎四丁目30番5号 東京都豊島区南長崎四丁目13番5号
第8地域本部	庶務班	千早小学校	東京都豊島区千早三丁目33番5号
	救援センター	千早小学校 豊島体育館 さくら小学校 明豊中学校 西部区民事務所	東京都豊島区千早三丁目33番5号 東京都豊島区要町三丁目47番8号 東京都豊島区长崎六丁目16番1号 東京都豊島区长崎五丁目31番29号 東京都豊島区千早二丁目39番16号
第9地域本部	庶務班	高松小学校	東京都豊島区高松二丁目57番22号
	救援センター	要小学校 高松小学校 千川中学校	東京都豊島区要町二丁目3番20号 東京都豊島区高松二丁目57番22号 東京都豊島区高松一丁目9番21号

第10 地域本部	庶務班	駒込小学校	東京都豊島区駒込三丁目13番1号
	救援センター	仰高小学校 駒込小学校 駒込中学校	東京都豊島区駒込五丁目1番19号 東京都豊島区駒込三丁目13番1号 東京都豊島区駒込四丁目5番1号
第11 地域本部	庶務班	旧文成小学校	東京都豊島区池袋本町四丁目36番1号
	救援センター	旧文成小学校 池袋本町小学校・ 池袋中学校	東京都豊島区池袋本町四丁目36番1号 東京都豊島区池袋本町一丁目43番1号
第12 地域本部	庶務班	巣鴨小学校	東京都豊島区南大塚一丁目24番10号
	救援センター	巣鴨小学校 西巣鴨中学校	東京都豊島区南大塚一丁目24番10号 東京都豊島区南大塚三丁目18番1号

## V-9 豊島区災害対策本部運営要綱

〔平成8年4月1日〕  
〔区長決裁〕

改正 平成9年3月31日  
平成13年3月1日  
平成16年4月1日  
平成18年9月29日  
平成18年11月1日  
平成27年5月1日  
平成28年7月5日  
平成29年5月22日  
平成30年5月21日  
平成31年4月1日

### 第1章 総 則

#### (趣 旨)

第1条 この要綱は、豊島区災害対策本部条例施行規則（平成2年豊島区規則第49号）第14条の規定に基づき、豊島区災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関する基本的事項を定めるとともに、災害に係る応急対策の実施について必要な事項を定めるものとする。

#### (定 義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 豊島区の地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第2条第1号に規定する暴風、豪雨、地震等の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発等を原因として生ずる被害をいう。
- (2) 災害に係る応急対策 区が実施する、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図るすべての活動（以下「災害応急対策」という。）をいう。

#### (本部の設置)

第3条 本部長は、豊島区において震度5弱以上の地震が発生した場合、又は災害が発生したとき、そのおそれがある場合において、通常の行政組織における防災担当部局の対応のみでは災害応急対策の目的が達せられないと認めるときは、速やかに本部を設置する。

2 本部長室は、区役所の本庁舎に置き、その場所に「災害対策本部」の標示を掲げるものとする。ただし、災害の状況その他により本庁舎に本部長室を設置することが適当でないときは、他の場所に本部長室を設置することができる。

3 本部長室の開設、運営等に関しては、別に定める。

#### (通知及び周知)

第4条 本部長は、本部を設置したときは、区のすべての部局の長に本部設置を通知するとともに、災害の状況により、区内の防災関係機関の災害対策責任者に同様の通知を行う。

2 本部長は、災害の状況により必要に応じて、本部設置を報道機関に発表し、区民に対して周知を図るものとする。

3 本部長は、災害が災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条に定める程度以上に及ぶ場合は、前各項の他、次に掲げるものに対しても直ちに本部設置を通知する。

- (1) 東京都知事
- (2) すべての区内防災関係機関の災害対策責任者
- (3) 防災会議委員
- (4) 隣接区の区長

(救助法適用申請)

第 5 条 本部長は、第 4 条第 3 項の場合は、直ちに東京都知事に対して、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を申請し、必要な手続きを取らなければならない。

(本部組織の部長等)

第 6 条 本部組織の部長及び部長補佐、課長及び課長補佐、地域本部長及び地域本部長補佐、学校班長及び学校班長補佐、並びに幼稚園班長は別表のとおりとする。

(本部の廃止)

第 7 条 本部長は、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部長室（本部会議）の審議を経て、本部を廃止する。

2 本部を廃止したときは、第 4 条に準じ関係者に通知する。

## 第 2 章 職員の配置及び配備態勢・分掌事務

(職員の配置)

第 8 条 本部の職員配置は別表のとおりとする。

(職員配置の特例)

第 9 条 本部組織の部長は、災害の状況等より、別表で定める職員配置によっては十分な災害応急対策の実施が図れないと認めるときは、該当部局の部長と協議のうえ職員配置を変更することができる。

2 災対総務部長は、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認めるときは、該当部局の部長と協議のうえ、特定の職員に対して、本来の所属における事務とは異なる事務に従事することを命じることができる。

(配備態勢)

第 10 条 本部長は、災害の程度に応じて、次の各号に定めるところにより、配備態勢を発令する。

- (1) 初動態勢 豊島区で震度 4 の地震が発生したとき、または本部長が必要と認めたときに発令。災害の拡大を防止するために必要な準備を開始し、関係機関からの情報収集や区民への情報伝達を実施する態勢。
- (2) 第一次配備態勢 豊島区で震度 5 弱の地震が発生したとき、または本部長が必要と認めたときに発令。初動態勢を強化し、情報の収集・伝達、救助、その他被害の拡大防止活動を実施する態勢。
- (3) 第二次配備態勢 豊島区で震度 5 強の地震が発生したとき、または本部長が必要と認めたときに発令。第一次配備態勢を強化し、社会的混乱の防止及び被災者の救援・救護活動を実施する態勢。
- (4) 第三次配備態勢 豊島区で震度 6 弱以上の地震が発生したとき、または本部長が必要と認めたときに発令。第二次配備態勢を強化し、本部の全力をもって対処する態勢。

2 通常の行政組織における部長は、別に定める基準に基づき、毎年度当初に第 1 項各号に定め

る配備態勢において配備すべき職員をあらかじめ指名し、区長に報告するとともに、当該職員に周知徹底しなければならない。

(配備職員の指定)

第 11 条 前条第 1 項に定める各配備態勢において参集する職員の指定及び基準等については、以下のとおりとする。

- (1) 職員の指定は毎年度 4 月 1 日を基準として行う。
- (2) 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号に定める各配備態勢における参集職員の指定は、豊島区本庁舎から直線距離で 1.5 km 以内に居住するすべての職員を対象とする。
- (3) 前条第 1 項第 2 号から第 4 号に定める各配備態勢における参集職員及び従事業務等については、別に定める。
- (4) 配備職員としての従事が困難な場合は、別記第 1 号様式により、所属長に申し出、所属長から防災危機管理課長への申請に基づき、防災危機管理課長が適当であると判断した場合は、指定を解除又は指定を行わない。

(配備態勢の特例)

第 12 条 本部長は、被害状況その他から必要があると認めるときは、特定の部局に対して、配備態勢を発令または種別の異なる配備態勢を発令することができる。

- 2 本部長は、第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の配備態勢を発令する場合において、効果的な災害応急対策を実施するために必要と認めるときは、別に定める職員配備数の基準とは異なる職員配備数により配備態勢を発令をすることができる。

(配備態勢の実施)

第 13 条 本部の部長は、配備態勢が発令されたときは、直ちに次の措置をとらなければならない。

- (1) 動員表に基づき職員を所定の部署に配置すること。
- (2) 職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること。
- (3) 参集した職員を把握し、本部長に報告すること。

(職員の服務)

第 14 条 すべての本部職員は、本部が設置された場合は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 災害に関する情報及び本部関係の指示に注意をすること。
- (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
- (3) 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
- (4) 勤務場所を離れている場合は、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。

## 第 3 章 救 援 ・ 救 護 活 動

(避難勧告等)

第 15 条 本部長は、区民等の生命及び身体に危険が急迫していると認めるときは、基本法第 60 条に基づき「避難の勧告」等必要な指示を行う。

- 2 本部長が前項の指示を行ういとまがないときは、現場にいる本部職員が必要な指示を行うことができる。この場合は、事後、速やかにその旨を本部長に報告しなければならない。

(避難誘導等)

第 16 条 前条の「避難勧告」等の指示があったときは、本部職員は、警察官等と協力し区民等を速やかに一時集合場所から避難場所（東京都震災予防条例（昭和 46 年都条例第 121 号）第 37 条により指定された避難場所をいう。）等に誘導する。



2 避難誘導のため、区の区域外の避難場所に移動した本部職員は、特に指示のない限り、その避難場所の所在する区の区長の指示のもと職務を遂行する。

(救援センター)

第 17 条 本部長は、被災した区民の救援・救護活動を行うための地域の拠点施設として区内各所に救援センターを設置して災害応急対策を実施する。

2 救援センターの設置及び運営に関しては、別に定める。

(避難所)

第 18 条 本部長は、必要があると認めるときは、救援センターに避難所を開設し、区民等に対する救援救護活動を行う。

2 災者が多数あり、救援センターの避難所のみでは対応しきれないときは、地域防災計画に定める他の施設に避難所を設置し、救援救護活動を行う。

3 避難所の開設期間は、原則として発災後 7 日以内とする。

(福祉避難所)

第 19 条 本部長は、高齢者・障害者・乳幼児について、救援センターでは十分な救援・救護活動が実施できないと認めるときは、別に「福祉避難所」を開設して保護する。

2 「福祉避難所」の設置及び運営に関しては、別に定める。

(緊急医療救護所)

第 20 条 本部長は、応急医療救護の必要があると認めるときは、区内災害拠点病院等の近接する場所に緊急医療救護所を設置する。

2 前項の場合、本部長は、豊島区医師会長に対して、医療救護班の派遣を要請する。

(医療救護所)

第 21 条 本部長は、応急医療救護の必要があると認めるときは、地域本部及び保健所またはその他必要とする場所に医療救護所を設置する。

2 前項の場合、本部長は、豊島区医師会長に対して、医療救護班の派遣を要請する。

(食料等の支給)

第 22 条 本部長は、必要に応じり災者に対し、地域防災計画に基づき、食料、飲料水、その他生活必需品等を支給する。

(総合相談所の開設)

第 23 条 本部長は、区民の災害に関する相談に応ずるため、関係機関及び関係部局の協力を得て、区役所の本庁舎あるいはその他適当な場所に、総合相談所を開設する。

(罹災証明書の発行)

第 24 条 区長は、罹災した区民に対し、その申請に基づき罹災証明書を発行する。

2 罹災証明書の発行に関する事務は、本部が設置されているときは各地域本部において、本部廃止後は総務部防災危機管理課または区民部区民活動推進課において取り扱う。

## 第 4 章 本 部 の 財 務

(予算措置の基本方針)

第 25 条 企画広報部長は、本部が設置されたときは、速やかに予算に関する基本方針を本部長室（本部会議）に付議し、関係部長に必要な指示をしなければならない。

(本部の予算)

第 26 条 本部各部の分掌事務の遂行に要した消耗品等の事務費用は、当該部に所属する通常の行政組織における各部の配当予算から支出する。

2 本部の各部長は、配当予算に不足が生じるかまたは予算措置が講じられていないときは、企画広報部長の指示を受けなければならない。

(経理手続き)

第 27 条 物資等の調達に必要な契約締結請求は、事案の生じた部に所属する通常の行政組織における課長が行い、豊島区契約事務規則（昭和 39 年豊島区規則第 24 号）に基づき処理する。

2 支出命令は、豊島区会計事務規則（昭和 39 年豊島区規則第 22 号）に基づき、当該契約の締結を請求した課長が行う。

(出納手続き)

第 28 条 出納部長は、本部が設置されたときは、速やかに出納に関する基本方針を本部長室（本部会議）に付議し、関係部長に必要な指示をしなければならない。

(災害対策経費の確定)

第 29 条 総務部長は、本部の廃止後速やかに、政策経営部長と協議のうえ、災害対策にかかる経費の予算措置を講じ、各部で支出した経費の振替をしなければならない。

## 第 5 章 雑 則

(本部の事務引き継ぎ)

第 30 条 本部の事務にかかる経理その他必要な事務は、本部廃止後も引き続き、一定の期間は、廃止前にその事務を担当していた通常の行政組織において処理する。

2 一定の期間経過後、なお、完了していない事務があるときは、本部の各部長であった者は、当該事務を総務部長に引き継ぐものとする。

(標識及び被服)

第 31 条 本部の標識は別記第 2 号様式のとおりとし、職員の被服については別に定める。

(その他の対策)

第 32 条 区長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で本部設置にいたらない場合において、必要と認めるときは、別に定める基準及び態勢により、情報の収集・伝達、災害の防除、被害状況の調査、り災者の救護及び公共施設の復旧等の災害応急対策を実施する。

2 この要綱に定めるもののほか、本部が実施する災害応急対策は、豊島区地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 5 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 22 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 21 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**別表（第6条・第8条関係）**  
**本部の職員配置及び分掌事務**

部	課及び地域本部	配備職員	班	分掌事務
指令情報部 <b>【部長：危機管理監】</b> <b>【補佐：文化商工部長】</b> <b>【補佐：国際文化プロジェクト推進担当部長】</b>	指令情報課		指令情報班	1 都災害対策本部及び関係防災機関との連絡調整 2 応急給水活動 3 備蓄物資及び応急資器材の管理及び輸送 4 災害対策に必要な車両等の調達及び管理 5 震災復興本部準備室、震災復興本部の設置及び震災復興基本方針の策定 6 各部庶務担当共通業務
	<b>【課長：防災危機管理課長】</b> <b>【補佐：危機管理担当課長（現地連絡調整所長兼務）】</b> <b>【補佐：治安対策担当課長】</b> <b>【補佐：生活産業課長】</b> <b>【補佐：劇場運営担当課長】</b> <b>【補佐：Hareza 池袋調整担当課長】</b> <b>【補佐：学習・スポーツ課長】</b> <b>【補佐：図書館課長】</b>	防災危機管理課（災害対策要員を含む） 生活産業課 文化デザイン課 文化観光課 学習・スポーツ課 図書館課	通信班	1 通信手段の確保
			駅対策班 ※発災から概ね4日目まで	1 帰宅困難者対策に関する関係機関、事業者等との連絡調整 2 現地連絡調整所及び情報提供ステーションの開設・運営 3 帰宅困難者への備蓄物資の配布及び一時滞在施設への避難誘導 4 区有施設での一時滞在施設の開設・運営
			受援計画班	1 人的支援に関する各部局要請案の取りまとめ及び区全体の要請案の作成 2 物的支援に関する東京都災害対策本部等との連絡・調整
企画広報部 <b>【部長：政策経営部長】</b>	企画財政課		企画班	1 写真等による災害の記録 2 各部庶務担当共通業務
	<b>【課長：企画課長】</b> <b>【補佐：区長室長】</b>	企画課 財政課 行政経営課 区長室	財政班	1 災害対策予算の編成

部	課及び地域本部	配備職員	班	分掌事務	
	情報システム保全課		情報システム 保全班	1 情報システムの保全及び復旧	
	【課長：情報管理課長】	情報管理課			
	広報課		広報班	1 災害広報及び報道機関との連絡	
	【課長：広報課長】 【補佐：区史編さん担当課長】 【補佐：区民相談課長】	広報課 区民相談課	広聴班	1 被災者等の相談及び苦情処理 2 相談所の開設	
	震災復興本部準備室		復興準備班	1 震災復興本部準備室、震災復興本部の設置及び 震災復興基本方針の策定	
【課長：企画課長（兼務）】 【補佐：危機管理担当課長（兼務）】 【補佐：都市計画課長（兼務）】	企画課 防災危機管理課 都市計画課				
災対総務部 <b>【部長：総務部長】</b> <b>【補佐：施設整備担当部長】</b> <b>【補佐：選挙管理委員会事務局長】</b> <b>【補佐：監査委員事務局長】</b> <b>【補佐：区議会事務局長】</b>	庶務課		庶務班	1 義援金品の受領及び配分計画 2 災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建 支援金の支給及び災害援護資金の貸付 3 遺体収容所の開設・運営 4 遺骨遺留品保管所の開設・運営 5 各部庶務担当共通業務	
	【課長：総務課長】 【補佐：男女平等推進センター所長】 【補佐：議会総務課長】	総務課 契約課 男女平等推進センター 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 議会総務課		調達班	1 災害対策に必要な物品等の調達及び工事契約 2 災害対策に必要な物品等の検査
			議会班	1 区議会との連絡その他渉外事務	
			男女平等推進 班	1 女性や多様な性的自認・性的指向等に配慮した 災害対策の総合調整	
	営繕課		管理班	1 救援センター、補助救援センター、福祉救援 センター、区有施設の応急危険度判定、応急整備 及び営繕に必要な資器材の確保等	
	【補佐：財産運用課長】 【課長：施設整備課長】	財産運用課 施設整備課		庁舎班	1 本庁舎の保全管理の統括 2 区有施設の被害状況調査 3 災害対策に必要な物品等の出納保管

部	課及び地域本部	配備職員	班	分掌事務
			営繕班	1 救援センター、補助救援センター、福祉救援センター、区有施設の応急危険度判定、応急整備及び営繕 2 区営住宅（区管理住宅）等の応急整備及び営繕
	職員課		職員班	1 職員の動員、サービス、給与、給食、医療及び被服 2 職員の参集状況及び職員並びにその家族の被災状況の掌握 3 災害時における職員の派遣 4 労務者の調達及び供給
	【課長：人事課長】	人事課		
			人的受援班	1 人的支援に関する東京都災害対策本部等との連絡調整 2 他自治体等からの人的支接受入れ
地域防災部 【部長：区民部長】 【補佐：子ども家庭部長】 ※地域本部及び救援センターの人員配置は、発災から概ね8日目以降、避難者等の状況を踏まえ、随時見直す	管理課		庶務班	1 地域本部との連絡調整 2 救援センターの開設・運営状況の集約及び報告 3 地域防災組織及び民間協力組織との連絡調整 4 住家の被害認定 5 罹災証明書の発行 6 住民税・保険料の減免 7 遺体収容所における死亡届受理等 8 日本赤十字社との連絡 9 地域本部の運営に係る受援 10 各部庶務担当共通業務
	【課長：区民活動推進課長】 【補佐：総合窓口課長】 【補佐：税務課長】 【補佐：高齢者医療年金課長】 【補佐：東部区民事務所長】 【補佐：西部区民事務所長】	区民活動推進課 総合窓口課 税務課 国民健康保険課 高齢者医療年金課 東部区民事務所 西部区民事務所		
			調整班	1 区民部所管施設の安全確認及び利用者保護、被害状況の集約及び報告 2 救援センターの増設準備及び管理運営の協力

部	課及び地域本部	配備職員	班	分掌事務
	<b>補助救援センター課</b>		庶務班	1 補助救援センターの開設、補助救援センター運営状況の集約及び報告
	【課長：地域区民ひろば課長】 【補佐：子ども若者課長】	地域区民ひろば課 子ども若者課	施設保全・避難所班	1 補助救援センター開設予定施設の安全確認及び利用者保護 2 補助救援センター開設予定施設の被害状況の集約及び報告、施設の保安全管理及び応急修理 3 地域本部・救援センターとの連携・協力
	第1地域本部（清和小学校）		庶務班	1 救援センター、補助救援センター及び福祉救援センターとの連絡調整 2 所管区域内の被害状況、救援センターの開設・運営状況の集約及び報告 3 救援物資及び応急食料の配分管理
	【本部長：再開発担当課長】 【補佐：プレミアム付商品券担当課長】	地域配備職員（以下、第12地域本部まで同じ）		
	第2地域本部（朋有小学校）			
	【本部長：保育政策担当課長】 【補佐：「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室長】		救援センター	1 所管区域内の被害状況の集約及び報告 2 救援センターの開設及び運営 3 救援センターへの避難に伴う避難者及び被災者の避難誘導及び輸送 4 災害時要援護者の安否確認等 5 医療救護所の開設準備 6 給食、給水活動及び救援物資の配給、ミニ備蓄倉庫及び資器材格納庫の管理 7 地域防災組織等との協力 8 初期消火活動への協力 9 教育活動再開への協力
	第3地域本部（西池袋中学校）			
	【本部長：生活福祉課長】 【補佐：行政経営課長】			
	第4地域本部（南池袋小学校）			
	【本部長：放課後対策課長】 【補佐：財政課長】			
	第5地域本部（高南小学校）			
	【本部長：高齢者福祉課長】 【補佐：契約課長】			
	第6地域本部（長崎小学校）			
	【本部長：子育て支援課長】 【補佐：総合高齢社会対策推進室長】			
	第7地域本部（椎名町小学校）			
【本部長：児童相談所設置準備担当課長】 【補佐：文化デザイン課長】				

部	課及び地域本部	配備職員	班	分掌事務
	第8地域本部（千早小学校）			
	【本部長：国民健康保険課長】 【補佐：東アジア文化都市推進担当課長】			
	第9地域本部（高松小学校）			
	【本部長：マンガ・アニメ活用担当課長】 【補佐：環境政策課長】			
	第10地域本部（駒込小学校）			
	【本部長：施設計画担当課長】 【補佐：文化観光課長】			
	第11地域本部（旧文成小学校）			
	【本部長：障害福祉サービス担当課長】 【補佐：収納推進担当課長】			
災対環境清掃部 <b>【部長：環境清掃部長】</b>	管理課		管理班	1 し尿処理 2 災害時排出されるごみ等の収集に関する計画策定 3 がれき処理 4 放射性物質対策 5 各部庶務担当共通業務
	【課長：ごみ減量推進課長】	環境政策課 環境保全課 ごみ減量推進課		
	作業課		作業班	1 災害時排出される家庭ごみ等の収集、運搬及び処分
	【課長：豊島清掃事務所長】	豊島清掃事務所	車両班	



部	課及び地域本部	配備職員	班	分掌事務	
災対福祉部 <b>【部長：保健福祉部長】</b> <b>【補佐：子ども家庭部長（兼務）】</b>	ボランティア・要援護者対策課		庶務・ボランティア班	1 災害ボランティアセンターとの連絡調整及び活動支援	
	<b>【課長：福祉総務課長】</b> <b>【補佐：西部生活福祉課長】</b> <b>【補佐：介護保険課長】</b>	総合高齢社会対策推進室 福祉総務課 生活福祉課 西部生活福祉課 介護保険課		2 各部ボランティアの要望の調査、集約及び報告 3 ボランティアに関する関係機関との情報交換及び連絡調査 4 民生委員の安否確認 5 各部庶務担当共通業務	
			要援護者対策班	1 災害時要援護者等の把握及び連絡調整 2 災害時要援護者等への措置 3 災害時要援護者等への生活支援	
	福祉救援センター課			庶務班	1 福祉救援センターの設置、福祉救援センターの開設・運営状況の集約及び報告、避難者の受け入れ 2 社会福祉施設等の被害・運営状況の集約、報告及び復旧
	<b>【課長：障害福祉課長】</b> <b>【補佐：保育課長】</b>	高齢者福祉課 障害福祉課	心身障害者福祉センター 子育て支援課 保育課	施設保全・避難所班	1 福祉救援センター開設予定施設の安全確保及び避難誘導 2 福祉救援センター開設予定施設の被害状況の調査及び応急修理 3 福祉救援センターの開設及び運営支援 4 福祉救援センターへの入所者移送及び物資等輸送 5 地域本部・救援センターとの連携協力

部	課及び地域本部	配備職員	班	分掌事務
災対衛生部 <b>【部長：池袋保健所長】</b> <b>【補佐：健康担当部長】</b>	管理課		庶務班	1 各部庶務担当共通業務
	<b>【課長：地域保健課長】</b>  	地域保健課	医療連絡班	1 区災害医療コーディネーター、三師会及び医療機関との連絡調整 2 医療救護班の派遣要請及び総合調整 3 医療機関の状況の集約及び報告 4 緊急医療救護所、医療救護所の開設・運営 5 緊急医療救護所、医療救護所、医療施設との連絡調整 6 応援医療救護班の受入れ
			支援班	1 医療救護及び保健衛生に係る広報 2 公害健康被害者の救護
	生活衛生課		生活衛生班	1 救援センターにおける同行避難動物の適正飼養の指導 2 遺体収容所の消毒及び消毒指導等
	<b>【課長：生活衛生課長】</b>  	生活衛生課	衛生指導班	1 救援センター等の居住衛生確保の確認・指導 2 救援センター等の飲料水及び食品の衛生確保の確認指導に関すること 3 環境衛生営業施設の被災状況把握 4 冠水地域等の衛生確保の確認指導 5 食品衛生営業施設の被災状況把握 6 食品衛生協会との協力体制
			医薬指導班	1 災害薬事センターとの連絡調整 2 医薬品及び医療資器材の確保及び搬送 3 毒劇物を所有する施設の被災状況把握 4 診療所、薬局の被災状況把握

部	課及び地域本部	配備職員	班	分掌事務
	健康推進課		保健予防班	1 災害時関連疾患や感染症予防対策
	【課長：健康推進課長】 【補佐：長崎健康相談所長】	健康推進課 長崎健康相談所	保健活動班	1 救援センター等の巡回健康相談、感染症の拡大防止 2 在宅療養者への巡回健康相談及び療養継続支援 3 乳幼児や在宅療養者への栄養補給及び口腔衛生の支援
災対都市整備部	都市計画課		都市計画班	1 震災復興本部準備室、震災復興本部の設置 2 都市復興基本方針・都市復興基本計画の策定 3 各部庶務担当共通業務
【部長：都市整備部長】 【補佐：地域まちづくり担当部長】 【補佐：建築担当部長】	【課長：都市計画課長】 【補佐：沿道まちづくり担当課長】	都市計画課 地域まちづくり課		
	建築住宅課		住宅班	1 応急仮設住宅の設営及び管理 2 応急仮設住宅の入居者の選定 3 区営住宅（区管理住宅）等の管理
	【課長：住宅課長】	住宅課 建築課	建築班	1 建築物、崖崩れ等災害復旧の技術指導 2 住宅建築の相談及び苦情処理、被災住宅の応急修理の相談 3 被災建築物の応急危険度判定 4 住家等の被害認定
災対土木部	管理課		庶務班	1 資器材の調達及び補給 2 各部庶務担当共通業務
【部長：土木担当部長】	【課長：土木管理課長】	土木管理課	調査班	1 水防機関及び水防団体との連絡 2 水防活動に必要な気象、水位、流量等の情報及び資料の収集

部	課及び地域本部	配備職員	班	分掌事務
	工事課	<b>道路整備課(道路工事事務所を含む)</b> <b>公園緑地課(公園管理事務所を含む)</b>	管理班	1 土木施設等の被害状況の調査及び報告 2 水防作業の指導及び備蓄水防資器材の管理 3 道路、橋梁等の災害復旧計画の策定 4 公園、児童遊園等の災害復旧計画の策定 5 公園、児童遊園等の安全確認及び一時待機場所の確保
	<b>【課長：道路整備課長】</b> <b>【補佐：公園緑地課長】</b> <b>【補佐：公園計画特命担当課長】</b>		工事班	1 道路、橋梁等の応急整備及び災害復旧 2 公園、児童遊園等の応急整備及び災害復旧 3 水防作業 4 障害物、土砂等の除去 5 遺体の収容、搬送、引渡し及び仮埋葬 6 災害対策に必要な労務の供給 7 風水害対策
出納部 <b>【部長：会計管理室長】</b>	出納課	会計課	庶務班	1 災害対策に必要な支出負担行為の確認、支出命令の審査及び執行 2 各部庶務担当共通業務
	<b>【課長：会計課長】</b>		出納班	1 災害対策に必要な現金の出納保管
教育部 <b>【部長：教育部長】</b>	管理課	<b>庶務課</b> <b>学務課</b> <b>放課後対策課</b> <b>学校施設課</b>	庶務班	1 都、区教育委員会及び教育機関との連絡 2 被災児童生徒の教科書及び学用品の調達供給 3 被災児童生徒の給食及び保健衛生 4 各部庶務担当共通業務
	<b>【課長：庶務課長】</b> <b>【補佐：学務課長】</b> <b>【補佐：学校施設課長】</b>		施設保全班	1 教育施設の安全確認及び利用者保護、被害状況の集約及び報告 2 教育施設の応急整備及び営繕の協力 3 地域本部への応援

部	課及び地域本部	配備職員	班	分掌事務
	指導課 【課長：指導課長】 【補佐：教育センター所長】	指導課 教育センター	指導班	1 応急教育に関すること（応急教育者の確保、 応急教育実施の指導、応急教育教材の対策）
	各小中学校長 各幼稚園長	各小中学校職員 各幼稚園職員	学校班 幼稚園班	1 児童、生徒及び園児の保護及び避難誘導 2 児童、生徒及び園児の保護者への引渡し 3 児童、生徒及び園児の被災状況調査及び報告 4 応急教育計画の策定及び報告 5 施設の被災状況の調査及び報告 6 施設の安全確認への協力 7 救援センター及び補助救援センター（幼稚園） の設営及び管理への協力
各部庶務担当共通業務				1 人的受援要請案の作成 2 部所属職員の動員及び部内指令 3 部及び課内の連絡調整 4 災害対策本部及び他の部との連絡調整 5 各部所管施設の被害状況の集約、被害状況に 関する資料作成及び報告 6 業務の進捗状況の集約及び報告 7 部内の予算、決算及び経理 8 公印の管守、文書の審査 9 文書の收受、発送、管理及び保管 10 関係機関との連絡調整

別記第1号様式（第11条関係）

災害時応急活動配備態勢職員指定配慮申請書

年 月 日

防災危機管理課長

所 属	部 課 グループ（係）
氏 名	

指定業務（ ）

下記の理由により、災害時の配備態勢職員の指定配慮について申請します。

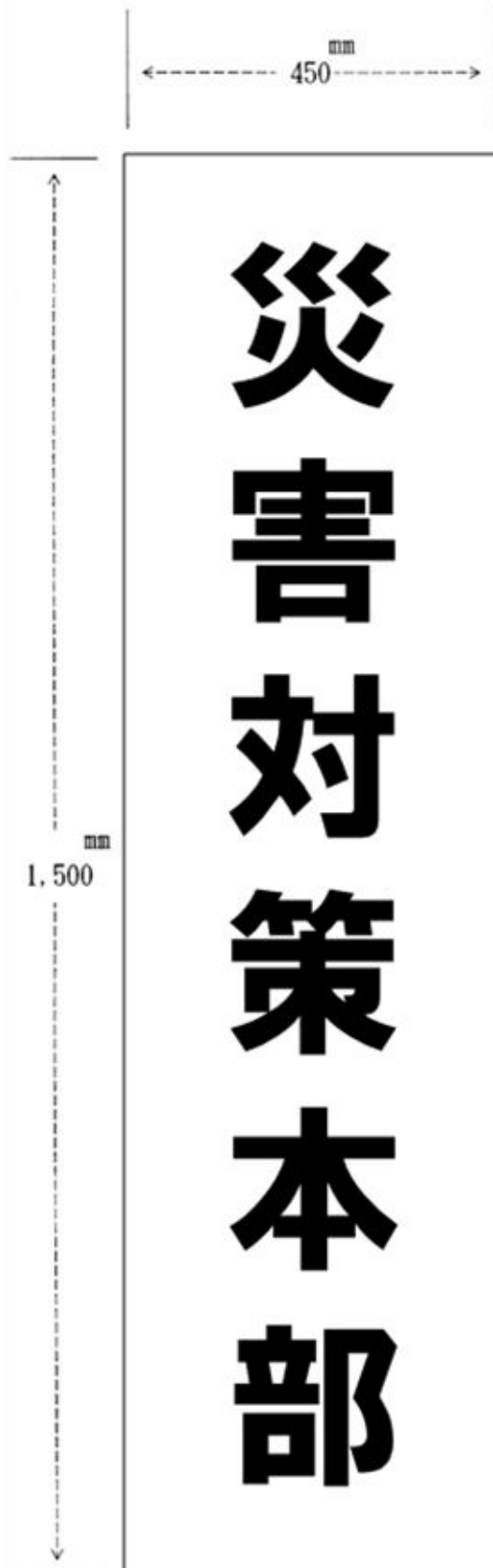
記

申 請 理 由

.....  
.....  
.....  
.....

所属長確認押印欄	
----------	--

別記第 2 号様式（第 31 条関係） 本部の標識



## V-10 豊島区災害対策本部運営要綱の実施に関する要領

〔平成8年4月1日〕  
区長決裁  
改正 平成9年3月31日  
平成13年3月1日  
平成18年9月29日  
平成31年4月1日

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この要領は、豊島区災害対策本部運営要綱（平成8年4月1日区長決裁。以下「要綱」という。）の実施に関して必要な事項を定めることにより、円滑かつ効果的な災害応急対策の実施を図ることを目的とする。

### 第2章 本部長室（本部会議）

#### (設置場所)

第2条 本部の設置場所は、豊島区本庁舎5階の会議室507から510とする。ただし、円滑な開設のために平常時より機器、設備等の設置場所、本部長室のレイアウト等を計画しておくものとする。

2 本部を開設した場合、危機管理監は、要綱で定めるところにより本部設置場所に「災害対策本部」の標示を掲出し、職員に周知するものとする。

#### (本部会議)

第3条 本部会議は、必要に応じ本部長が本部員を招集して開催する。

2 本部長は、付議すべき事案について必要があると認めるときは、関係のある課長その他関係者を出席させることができる。

3 会議に付議する事案は、豊島区災害対策本部条例施行規則（平成2年12月28日規則第49号。以下「規則」という。）第5条に掲げる本部長室の所掌事務に係わる事項とする。

4 本部員は、付議すべき事案があるときは、その要旨及び資料を添えて危機管理監に付議要求しなければならない。ただし、緊急を要するものについてはこのかぎりではない。

5 会議は、本部長が主宰して行う。

6 本部長は、会議開催において、交通途絶その他により本部員の一部が出席できないとき、または緊急に会議を開催して事案を審議策定しなければならないときは、出席した本部員のみで審議策定することができる。

7 危機管理監は、会議を記録し、本部会議の審議策定事項について、前項の場合は出席できなかった本部員へ事後速やかに報告するとともに、本部各部局へ周知するものとする。

8 本部会議の庶務は、災対総務部庶務課において処理する。

### 第3章 職員の配備態勢

#### (参集職員及び従事業務)

第4条 要綱第11条第1項第3号に定める参集職員及び従事業務等については、別表1のとおり



とする。

#### (参集の伝令方法)

第5条 本部長の配備態勢の発令は、発令する配備態勢の区分に応じて、通常の行政組織の部長から課長へ、課長から所属職員へ伝令するものとし、通常の行政組織の部長は伝令の手順をあらかじめ確立して所属職員へ周知しておくものとする。

2 発生震度の区分による配備態勢の発令が伝令によることができない場合においては、テレビ、ラジオ等のマスメディアの情報を職員が了知することにより発令されたものとみなし、具体的な伝令がなくとも職員は参集しなければならない。

#### (参集場所)

第6条 本部各部局の部長は、次項に定める場合を除き、配備態勢が発せられた場合に職員が参集する場所をあらかじめ定めておき、配置職員に周知徹底しておかなければならない。ただし、水害等災害の程度が比較的小さい場合その他必要がある場合において、本部各部局の部長はあらかじめ定められた参集場所とは異なる場所への参集を指示できる。

2 地域本部配置職員については、参集場所を第4章で規定する。

3 参集した職員は、その旨を直ちに本部各部局の部長に報告するとともに、本部各部局の部長は、逐次、災対総務部長（災対総務部職員課）へ報告するものとする。

## 第4章 地域本部

#### (事務所)

第7条 地域本部の事務所は、規則第13条第2項に定める庶務班に位置付けられた区立小中学校等に置く。

2 地域本部校が被災その他の事由により使用できないときは、同じ所管区域に所在する区立小中学校等の一つを地域本部の事務所とする。

#### (参集場所)

第8条 地域本部配置職員は、原則として、本部が設置された場合に地域本部の事務所となる各小学校に参集する。ただし、前条第2項の場合、もしくは水害等災害の程度が比較的小さい場合その他必要がある場合において、地域防災部長より別の場所への参集の指示があった場合はそれに従う。

## 第5章 救援センター

#### (開設場所)

第9条 地域防災部地域本部救援センター（以下「救援センター」という。）は、豊島区立小中学校等を対象に開設する。

2 危機管理監は、教育委員会及び学校長の協力を得て、各学校施設、設備等について救援センターとして使用する場所、設備等を定め、あらかじめ救援センター開設の計画を立てておくとともに、地域防災部担当部局の部長に周知しておくものとする。

3 救援センターを開設した場合は、事務所となるべき場所に別に定める救援センターの標識を掲げるものとする。

#### (機能)

第10条 救援センターは、地域の災害応急対策の拠点施設として、次に掲げる機能をもつものとする。

(1) 地域の被害情報の収集、区民への情報提供活動等情報連絡機能

- (2) り災者への食料、飲料水、その他生活必需品の支給等給食・給水機能
- (3) 区医師会より派遣された医療救護班が実施する医療救護機能
- (4) 住居の倒壊、焼失、浸水等により宿泊場所がないり災者のための仮泊機能

#### (設備等の整備)

第11条 区は、前条の機能を確保するため、教育委員会及び学校長の協力を得て、次の設備等を整備しておくものとする。

- (1) 同報系無線、地域系無線等無線設備
- (2) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、炊飯器、ろ水機等の給食・給水のための応急資器材の保管
- (3) 医薬品その他応急医療資器材の保管
- (4) 毛布、カーペットの備蓄、発電機・投光機等応急資器材の保管
- (5) その他小型消火ポンプ、リヤカー等の地域の災害応急対策のための応急資器材の保管

#### (開設)

第12条 地域防災部地域本部長（以下「地域本部長」という。）は、あらかじめ本部会議の議を経ることなく、地域の被害状況、職員の参集状況等を参考に、必要と認める範囲で順次救援センターを開設し災害応急対策を実施することができる。

- 2 前項により救援センターを開設した場合は、地域本部長は、その旨を速やかに本部長へ報告するものとする。
- 3 地域本部長は、地域の被害状況等より十分な災害応急対策が実施できると認めるときは、第11条に掲げる救援センターの機能を限定して災害応急対策を実施することができる。

#### (運営)

第13条 地域本部長は、参集した地域本部配置職員の中から、派遣する職員を指名して救援センターの運営にあたる。

- 2 地域本部長は、前項の場合においては、救援センター長及び救援センター長補佐を指名する。
- 3 救援センターの職員構成は、おおむね次のとおりとする。ただし、地域本部長は、災害の状況により職員構成を増減して派遣できる。
  - (1) 救援センター長 1名
  - (2) 庶務 2名（うち1名は、救援センター長補佐とする）
  - (3) 情報連絡係 1名
  - (4) 物資調達係 1名
  - (5) 救護・衛生係 1名
  - (6) 学校係 1名
- 4 救援センター長は、地域本部長の指示のもと、学校職員及び地域防災組織の協力を得て、救援センターの災害応急対策を実施する。

#### (救援センター運営調整会議)

第14条 救援センターの運営及び災害応急対策の実施等に関する連絡調整を図るため、救援センターに「センター運営調整会議」（以下「調整会議」という。）を設ける。

- 2 調整会議は、地域防災組織メンバーの中から互選により運営調整会議委員長（以下「委員長」という。）を選出し、会議を招集、主催する。
- 3 調整会議のメンバーは、救援センター長、救援センター長補佐、学校長、副校長及び地域防災組織の長等で構成する。
- 4 メンバーは代理者を出席させることができるとともに、議案の内容により必要に応じて関係

者を出席させることができる。

5 調整会議の所掌する事項はおおむね次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策の実施状況の情報交換及びその調整
- (2) 学校使用の基本方針・計画
- (3) 救援センターへの応援調整

6 調整会議は定期的開催するものとし、救援センターの庶務係は議事の内容を記録しておくものとする。

#### (閉鎖)

第15条 地域本部長は、救援センターを開設した地域の災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、所管区域全体の災害応急対策の収束状況を参考に、本部会議の議を経て順次救援センターを閉鎖する。

2 地域本部長は、救援センターを閉鎖した場合は、速やかに学校設備の復旧を図るものとする。

## 第6章 二次避難所

#### (開設場所)

第16条 二次避難所は、別表2に掲げる高齢者施設、障害者施設、児童施設を対象に開設する。

2 危機管理監は、別表に掲げる施設について、二次避難所として利用できる場所、設備等を関係部局の協力を得てあらかじめ計画しておき地域防災部担当部局の部長に周知しておくものとする。

#### (設備等の整備)

第17条 区は、二次避難所の対象施設について、円滑な災害応急対策の実施を確保するため、次に掲げる設備等を整備するよう務めるものとする。

- (1) 同報系無線等の無線設備
- (2) 食料、飲料水等の備蓄他給食・給水のための資器材の保管
- (3) 医薬品その他応急医療資器材の保管
- (4) 毛布、カーペットの備蓄
- (5) 発電機・投光機等応急資器材の保管

#### (開設)

第18条 本部長は、救援センターに避難したり災者において、救援センターでの生活が困難と認める高齢者、障害者、乳幼児がある場合は、必要な範囲で、別表に掲げる施設にその順位で二次避難所を開設するものとする。

2 本部長は、施設の被害、施設職員の出勤状況等より別表の順位での開設が困難と認めるときは、開設の順位を変更できる。

#### (受入れの基準)

第19条 前条第1項により二次避難所へのり災者受入れの基準は、おおむね次に掲げる基準による。

- (1) 高齢者 65歳以上の要介護高齢者もしくは虚弱高齢者
- (2) 障害者 身体障害者手帳1・2級の者または愛の手帳1・2度の者。ただし、視覚・聴覚障害者を除く。
- (3) 乳幼児 0～6歳の乳幼児であり、保護者が死亡、負傷等により保護する者のいない乳幼児

2 二次避難所への受入れは、前項第3号の保護者が死亡した場合を除いて、本人もしくは保護

者の申請に基づいて実施する。

#### (運 営)

第 20 条 地域防災部二次避難所担当課長（以下「二次避難所担当課長」という。）は、配置職員を指揮し、施設の運営を委託している団体等の協力を得て、二次避難所を運営する。

2 危機管理監は、前項の実施態勢を確保するため、あらかじめ関係する施設及び家政婦紹介所等と協定締結をはじめとする協力関係を調整しておくものとする。

3 二次避難所の運営にあたっては、二次避難所担当課長は、二次避難所を開設した施設の責任者と施設使用について十分な連絡調整を図るものとする。

#### (応急対策)

第 21 条 二次避難所の応急対策は、給食・給水、生活必需品等の支給のほか、り災者の日常生活を支援することをその主な内容とする。

#### (閉 鎖)

第 22 条 本部長は、二次避難所におけるり災者の応急救護等災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、二次避難所を閉鎖する。

2 二次避難所を閉鎖したときは、二次避難所担当課長は、二次避難所を開設した施設が速やかに本来の業務を実施できるよう、施設の復旧に務めるものとする。

### 第 7 章 監視警戒態勢

#### (発 令)

第 23 条 区長は、災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがあり、本部設置に至らない場合においても、総務部のみの対応では十分な災害応急対策が図れないと認めるときは、監視警戒態勢を発令して、情報収集・連絡、防災対策の強化、被害状況の調査、り災者の救護等の災害応急対策を実施する。

#### (総括及び補佐)

第 24 条 監視警戒態勢の総括は危機管理監が行い、土木担当部長が補佐するものとする。

2 危機管理監は、災害の状況により必要があると認めるときは、土木担当部長の補佐を要請することができる。

#### (職員配置)

第 25 条 監視警戒態勢は、危機管理監の指名する防災危機管理課職員（災害対策要員を含む）及び土木担当部長の指名する都市整備部職員で構成する。

2 危機管理監は、災害の状況その他により必要と認めるときは、各部局の部長と協議のうえ、前項に指定する以外の部局の職員の配置を要請できる。

#### (庶 務)

第 26 条 監視警戒態勢の庶務的な事務は防災危機管理課が統括する。

#### (態勢の解除)

第 27 条 区長は、次の各号に該当するときは、監視警戒態勢を解除する。

- 1 災害対策本部が設置されたとき
- 2 災害応急対策がおおむね終了したとき
- 3 災害の発生するおそれがなくなったとき

#### (報 告)

第 28 条 危機管理監は、監視警戒態勢における災害応急対策の経過を、事後速やかに、本部が設置された場合、規則第 4 条により本部員の職務を担当すべき各部局長に報告するものとする。

## 第 8 章 雑 則

### (マニュアルの整備)

第 29 条 通常の行政組織における各部局長は、あらかじめ、本部担当部局における災害時の活動マニュアルを整備して所属職員に周知し、本部活動の円滑かつ効果的な実施が図れるよう努めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 18 年 9 月 29 日から施行する。

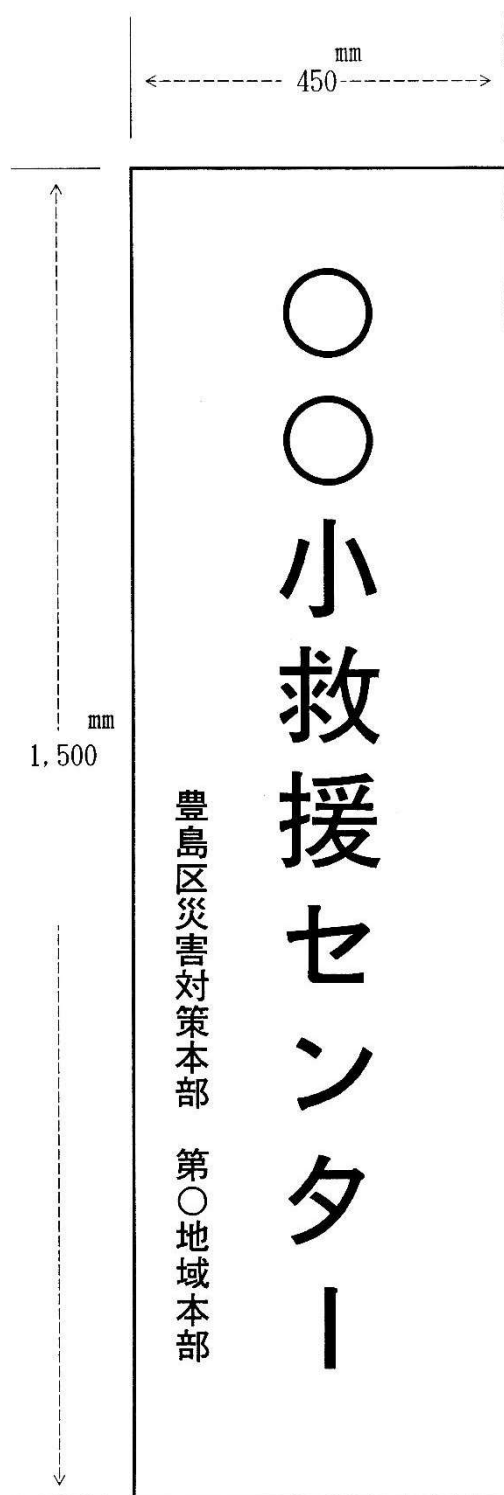
#### 附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第4条関係） 参集職員及び従事業務

区分	参集基準	参集職員	従事業務
第1次 配備態勢 (震度5弱)	豊島区本庁舎から 直線距離で15km 以内に居住する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職</li> <li>・防災危機管理課職員</li> <li>・災害対策兼務職員</li> <li>・災害対策要員</li> <li>・災害対策本部要員</li> <li>・帰宅困難者対応要員</li> <li>・情報管理課職員</li> <li>・広報課職員</li> <li>・施設所管課職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部開設及び運営</li> <li>・情報収集及び災害 広報</li> <li>・帰宅困難者対策準備 及び対応</li> <li>・情報通信対策</li> </ul>
第2次 配備態勢 (震度5強)		第1次配備職員に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>・救援センター配備職員</li> <li>・専門業務及び指定職場 従事職員</li> <li>・その他指定する職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援センター開設及び 運営</li> <li>・各職場における点検及び 情報収集</li> <li>・非常時優先業務実施 の準備</li> </ul>
第3次 配備態勢 (震度6弱)	全職員	第1・第2次配備に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体収容所開設及び運営 要員</li> <li>・緊急医療救護所開設要員</li> <li>・専門業務及び指定職場 従事職員</li> <li>・その他全職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画発動</li> </ul>

別 記（第9条関係） 救援センターの標識



※ 開設場所が、中学校の場合は、「○○中救援センター」とする。

※ 「豊島区災害対策本部 第○地域本部」には、所管する地域本部の名称を記入する。

別表2（第16条関係） 二次避難所の開設場所

1. 高齢者受入れ計画施設 50施設

No.	施設	施設数	開設順位	備考
1	特別養護老人ホーム	4	1	
2	高齢者在宅サービスセンター	11	1	
3	区立高齢者福祉センター及びことぶきの家 (昭和46年条例第25号)	16	1	
4	区立児童館 (昭和42年条例第3号)	21	1	

2. 障害者受け入れ計画施設 6施設

No.	施設	施設数	開設順位	備考
1	区立心身障害者福祉センター (昭和57年条例第19号)	1	1	
2	区立心身障害者福祉作業所 (昭和57年条例第20号)	2	1	
3	区立心身障害者通所施設 (昭和48年条例第17号)	2	1	生活実習所
4	都立大塚ろう学校	1	2	

3. 乳幼児受入れ計画施設 19施設

No.	施設	施設数	開設順位	備考
1	区立保育所 (昭和36年条例第8号)	<u>19</u>	1	



## V-11 豊島区震災対策推進本部設置要綱

平成23年 9月 1日  
総務部長決定  
改正 平成25年 4月 1日  
平成26年 4月 1日  
平成28年 4月 1日  
平成29年10月25日  
平成30年 8月31日  
平成31年 4月 1日

(設置)

第1条 東日本大震災の影響に対する豊島区の対策を総合的に調整、実施できる態勢を整備し、震災対策を通じた「安全・安心都市を創造するまち」の実現に資するため、震災対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 震災対策の基本的な方針等に関すること。
- (2) 震災対策に関する施策等の総合的な調整に関すること。
- (3) 被災地、被災者の支援に関すること。
- (4) 電力の需給対策に関すること。
- (5) 原子力発電所の事故に関すること。
- (6) その他震災の影響への対応に関すること。

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長、統括本部員、本部員、幹事長及び幹事をもって構成する。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。
- 4 統括本部員は、危機管理監をもって充てる。
- 5 本部員は、豊島区組織条例（昭和40年豊島区条例第1号）に定める部の長、施設整備担当部長、国際文化プロジェクト推進担当部長、池袋保健所長、健康担当部長、地域まちづくり担当部長、建築担当部長、土木担当部長、教育委員会事務局教育部長、会計管理室長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長、総務部防災危機管理課長、総務部危機管理担当課長、総務部治安対策担当課長の職にある者とする。
- 6 幹事長、幹事は別表の職にあるものとする。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて本部会議を招集し、会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(付議)

第5条 本部員は、本部会議に付議すべき事案があるときは、総務部危機管理担当課長に付議を求めるものとする。

- 2 総務部危機管理担当課長は、付議すべき事案を整理・調整し、本部会議に提出する。

(部会)

第6条 本部会議に、第2条に定める事項について専門的に調査、検討するため、部会を置く。

- 2 部会は、本部長の指名する統括本部員、本部員、幹事長、幹事その他の職員をもって構成する。
- 3 統括本部員は、部会の相互調整を行う。
- 4 部会に部会長を置き、部会構成員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 5 部会は、部会長が招集し、会議を主宰する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の職員に部会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 本部会議の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

2 総務部危機管理担当課長は、本部会議の会議録等を作成し、保管しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

豊島区震災対策推進本部 幹事長及び幹事

役職	職名	備考
幹事長	危機管理担当課長	事務局
幹事	企画課長	
幹事	セーフコミュニティ推進室長	
幹事	総務課長	
幹事	財産運用課長	
幹事	区民活動推進課長	
幹事	生活産業課長	
幹事	環境政策課長	
幹事	福祉総務課長	
幹事	子ども若者課長	
幹事	都市計画課長	
幹事	土木管理課長	
幹事	庶務課長	
幹事	議会総務課長	
幹事	防災危機管理課長	事務局

## V-12 豊島区防災業務従事者損害補償条例

〔平成17年7月19日〕  
〔条例第38号〕

豊島区防災業務従事者損害補償条例（昭和41年豊島区条例第10号）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定に基づき、同法第65条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第2項の規定において準用する同法第63条第2項の規定により応急措置の業務に従事した者及び水防法（昭和24年法律第193号）第45条の規定に基づき、同法第24条の規定により水防に従事した者（以下「防災従事者」という。）に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

### （補償を受ける権利）

第2条 防災従事者が応急措置の業務又は水防（以下「防災業務」という。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は防災業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、区長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第3条 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

### （損害補償の申請）

第4条 損害補償を受けようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請しなければならない。

### （損害補償の基準）

第5条 損害補償の種類その他の損害補償の基準については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）に定められているものの例による。

### （異議申立て）

第6条 区が行う防災従事者の死亡、負傷又は疾病が防災業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、区長に対して、異議申立てをすることができる。

### （報告、出頭等）

第7条 区は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

### （損害補償費の返還要求）

第8条 区は、防災従事者に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後に、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該防災従事者に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、区は、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

### （委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

(脳死した者の身体に対する療養補償)

2 この条例の規定に基づく療養（療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。）の給付に継続して、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 6 条第 2 項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

附 則（平成 17 年 10 月 26 日条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## V-13 豊島区防災業務従事者損害補償条例施行規則

〔平成17年7月19日〕  
区 長 決 裁

豊島区防災業務従事者損害補償条例施行規則（昭和51年豊島区規則第59号）の全部を次のように改正する。

### （趣 旨）

第1条 この規則は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号。以下「条例」という。）第4条及び第9条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

### （補償事務の処理）

第2条 区長は、条例で定める防災従事者に係る損害補償（以下「補償」という。）について、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 認定
- (2) 療養の補償
- (3) 補償金額の決定及び支給
- (4) その他補償の実施について必要な事項

### （災害の報告）

第3条 補償を行うべき事故が発生した場合において、区長の委任を受けて区長の職権を行う区の職員、消防機関の長、警察官又は自衛官は、防災従事者事故発生報告書（別記第1号様式）に次の資料を添えて、速やかに区長に報告しなければならない。

- (1) 現認書又は事実証明書
- (2) 医師の診断書
- (3) 現場見取図その他事故の発生を認定するために参考となる資料

### （認定及び通知）

第4条 条例第2条の規定による通知は、防災従事者損害認定通知書（別記第2号様式）により補償を受けるべき者に通知しなければならない。

### （療養期間及び療養方法等の変更）

第5条 防災従事者が療養中次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる申請書に前条の防災従事者損害認定通知書及び医師の診断書を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 防災従事者損害認定通知書の指定療養期間中に傷病が治らないとき。療養継続申請書（別記第3号様式）
- (2) 療養中傷病に著しく異状を生じ、指定の療養方法又は医療機関若しくは薬局を変更する必要があるとき。療養方法等変更申請書（別記第4号様式）

2 区長は、前項の申請書を受理したときは、継続又は変更の必要の有無を決定し、その結果を療養期間等変更承認通知書（別記第5号様式）により速やかに本人に通知するものとする。

### （治療完了届）

第6条 療養中の防災従事者は、治療の必要がなくなったときは、速やかに治療完了届（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

### （代表者の選任）

第7条 遺族補償年金又は遺族補償一時金（以下「遺族補償年金等」という。）を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらのうち1人を代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため代表者を選任することができないときは、この限り

でない。

- 2 代表者に選任された者（以下「代表者」という。）は、代表者選任届（別記第7号様式）を区長に提出しなければならない。
- 3 代表者は、遺族補償年金等の申請及び各種届について、他の権利者を代表して行うものとする。
- 4 代表者に支給した遺族補償年金等は、遺族補償年金等を受ける権利を有する者全員に支給したものとみなす。

#### （補償の請求）

第8条 補償を受けようとする者は、第4条の通知を受けた後次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに補償請求書（別記第8号様式）を区長に提出しなければならない。

- (1) 療養補償及び休業補償にあつては、当該療養及び休業の完了したとき（その期間が1月以上に及ぶときは、1月ごとにその月を経過したとき。）。
- (2) 傷病補償年金にあつては、療養開始後1年6月を経過した日又はその日以後において当該支給事由が生じたとき。
- (3) 障害補償にあつては、当該障害が固定したとき。
- (4) 介護補償にあつては、当該介護の完了したとき（その期間が1月以上に及ぶときは、1月ごとにその月を経過したとき。）。
- (5) 遺族補償及び葬祭補償にあつては、防災従事者損害認定通知書を受領したとき。

#### （請求書に添付する書類）

第9条 前条の請求書には住民票（療養補償のみ又は扶養親族のいない場合は本人の住民票、補償基礎額をもとに算定する補償を請求する場合は本人及び扶養加算の対象となる当該扶養親族の住民票）の写しのほか、療養補償及び介護補償を除きその者の過去1年間の平均収入額を証明する書類各2通を、それぞれ添付しなければならない。

- 2 前項のほか、次に掲げる補償を受けようとする者は、当該各号に定める書類を各2通添付しなければならない。
  - (1) 療養補償 医師、薬剤師等の療養費の領収証又は請求書
  - (2) 休業補償 障害のため休業を要することについての医師の診断書
  - (3) 傷病補償 障害の程度についての医師の診断書
  - (4) 障害補償 障害の程度についての医師の診断書
  - (5) 介護補償
    - ア 介護を要することについての医師の診断書
    - イ 介護に関する証明書
  - (6) 遺族補償
    - ア 戸籍の謄本
    - イ 死亡診断書、死体検案書又は死亡を確認することができる書類
    - ウ 遺族補償を受ける権利を有する者が、事実上婚姻関係と同様の事情にある者であるときは、その事実を認めることができる書類
    - エ 遺族補償を受ける権利を有する先順位者が行方不明のときは、それを証明する書類
    - オ 遺族補償一時金を受けるべき者が、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）第9条第3項に規定する特に指定された者であるときは、これを証明することができる書類
  - (7) 葬祭補償 葬祭を行う者であることを証明する書類

#### （添付書類の省略）

第10条 同一の負傷又は疾病に係る療養補償及び休業補償について2回以上請求する場合、第2回以後の請求には、前条の添付書類は省略することができる。ただし、区長が特に必要がある

と認めたときは、この限りでない。

#### (補償金額の決定等)

第11条 区長は、補償請求書を受理したときは、これを審査し、補償金額の決定を行い、当該請求者に対し、補償決定通知書(別記第9号様式)を送付するとともに、速やかに補償を行わなければならない。

2 前項の場合において、政令第4条第2項に定める指定医療機関において療養を受けた者の療養費は、直接指定医療機関に支払うものとする。

3 次の各号のいずれかに掲げる費用は、補償しないものとする。ただし、特に区長が必要と認めた時は、この限りでない。

(1) 同一の傷病を同時に会計を異にする2人以上の医師について治療を受けたときの主治医を除く他の医師に要した費用

(2) 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号)第3条第1項後段の規定に基づき、消防団員等公務災害補償等共済基金が総務大臣の承認を受けて定める基準の範囲を超えた費用

#### (年金証書の交付)

第12条 区長は、前条による通知の際、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金」という。)を受ける権利を有する者(以下「受給権者」という。)に対し、防災従事者損害補償年金証書(別記第10号様式。以下「年金証書」という。)を交付しなければならない。

#### (年金額の変更等)

第13条 受給権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに年金証書を添えて年金受給資格異動届(別記第11号様式)を区長に提出しなければならない。この場合において第1号から第3号までにあつては、本人及び扶養加算の対象となる当該扶養親族の住民票の写し並びに戸籍の謄本を、第4号にあつては、障害の程度を証明する医師の診断書を各2通添付するものとする。

(1) 政令第2条第3項各号に掲げる補償基礎額の加算算定の基礎となる扶養親族の数の変更

(2) 政令第8条の2第3項に定める遺族補償年金の補償基礎額の加算算定の基礎となる遺族の数の変更

(3) 遺族補償年金を受ける権利者の異動

(4) 障害の程度の変更

2 区長は、前項の年金受給資格異動届を受理したときは、速やかに給付金額の再決定をするとともに、補償決定通知書による受給権者に通知しなければならない。

3 区長は、前項による通知を行ったときその他年金証書の記載事項を変更する必要があるときは、既に交付した年金証書と引替えに新たに年金証書を交付するものとする。

#### (年金証書の再交付)

第14条 受給権者は、年金証書を亡失又は毀き損したときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。この場合において受給権者が年金証書再交付申請書(別記第12号様式)により再交付を申請したときは、年金証書を再交付するものとする。

2 受給権者が、その後亡失した証書を発見したときは、速やかにこれを区長に返納しなければならない。

#### (遺族補償年金の支給停止等)

第15条 政令第8条の4第1項に定める遺族補償年金の支給停止又は同条第2項に定める遺族補償年金支給停止解除の申請は、遺族補償年金支給停止申請書(別記第13号様式)又は遺族補償年金支給停止解除申請書(別記第14号様式)にその事実を証明する書類2通を添えて区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、その結果を速やかに支給停止(支

給停止解除) 判定書 (別記第 15 号様式) により申請者に通知する。

(現況届)

第 16 条 受給権者は、毎年 1 月 31 日現在における障害の程度又は遺族の状況等についてその年の 2 月 10 日までに現況届 (別記第 16 号様式) を区長に提出しなければならない。

(年金の支払方法)

第 17 条 年金は、口座振替その他区長の定める方法により支払うものとし、その手続については、豊島区会計事務規則 (昭和 39 年豊島区規則第 22 号) の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 3 月 19 日規則第 22 号) 抄

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 10 月 1 日規則第 87 号) 抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

3 この規則の施行の際現に存する郵便振替払出証書及び郵便為替証書で、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平成 19 年政令第 235 号。以下「政令」という。) 附則第 11 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するとされる、政令第 9 条の規定による改正前の地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 156 条第 1 項第 2 号に規定する普通地方公共団体の歳入の納付に使用することができるもののうち、発行の日から起算し、175 日を経過しているものは、受領してはならない。



別記第1号様式（第3条関係）

※		受 理	認 定	認 定 番 号
		年 月 日	年 月 日	第 号
		年 月 日		
豊島区長		職氏名 ㊟		
防災従事者事故発生報告書				
次のとおり事故が発生したので、報告します。				
防災従事者	住 所			
	職 業 (勤 務 先)			
	氏 名	生年月日	年 月 日生	
事故発生	日 時	年	月	日 時 分
	場 所			
	原 因			
傷病名又は疾患 部位				
発生後の処置				
現認又は調査者 職氏名				
備 考				

- 注 1 次の資料を添付すること。
- (1) 現認書又は事実証明書
  - (2) 医師の診断書
  - (3) 現場見取図
  - (4) その他事故の発生を認定するために必要な資料
- 2 事故が第三者の行為による場合は、備考欄にその旨を記入すること。
- 3 欄外※印のところは、記入しないこと。

（表）

番 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

豊島区長 氏 名 印

防災従事者損害認定通知書

下記の災害については、豊島区防災業務従事者損害補償条例第2条の規定により、防災業務に従事したことによる損害であると認定します。

記

被災者	氏 名		生年月日	年 月 日	
	住 所				
	職 業				
傷 病 名					
災害発生	年 月 日	年 月 日			
	場 所				
〔摘要〕					
1 年 月 日認定 第 号 補償該当					
2 療養期間					
3 療養の方法					

- 1 この認定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、豊島区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

※ 裏面をご覧ください。

(裏)

## 防災従事者損害補償の申請方法

あなたが、下記の理由に該当したときは、それぞれの理由に応ずる補償を受けられますから、速やかに所定の申請書を、区長に提出してください。ただし、故意の犯罪行為若しくは重大なる過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、水防若しくは応急措置の業務に係る負傷・病気・障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は水防若しくは応急措置の業務に係る負傷・病気若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、損害補償の全部又は一部を行わないことがあります。なお、くわしいことは 部 課 係へお問い合わせください。

### 記

#### 1 療養補償

水防又は応急措置の業務に従事したことにより負傷し、又は病気にかかったときは、つぎの範囲で療養補償が受けられます。ただし、必要な療養と認められないときは、補償されないこともあります。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置・手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

#### 2 休業補償

療養のため勤務その他の業務に従事することができず、そのために給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、その期間中、休業補償を受けられます。

#### 3 傷病補償年金

療養の開始後1年6月を経過した日又は同日後に次の要件のいずれにも該当することになったときは、その状態が継続している期間、その障害の程度に応じて傷病補償年金が受けられます。

- (1) その負傷又は疾病が治っていないこと。
- (2) 障害の程度が豊島区防災業務従事者損害補償条例に定められている傷病等級第1級から第3級までに該当すること。

#### 4 障害補償

傷病が治ったときに、豊島区防災業務従事者損害補償条例に定められている程度の障害が残ったときは、その障害の程度に応じてつぎの区分による障害補償が受けられます。

- (1) 障害補償年金 障害等級第1級から第7級までの者は年金を受けられます。
- (2) 障害補償一時金 障害等級第8級から第14級までの者は、一時金を受けられます。

#### 5 介護補償

傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で一定程度の障害を有し、常時又は随時の介護を要する場合には、介護を受けている期間中、介護補償を受けられます。

#### 6 遺族補償

水防又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、又は水防又は応急措置の業務に従事したことによる傷病のために死亡したときは、遺族は、遺族補償として、遺族補償年金又は遺族補償一時金が受けられます。

#### 7 葬祭補償

水防又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、又は水防又は応急措置の業務に従事したことによる傷病のために死亡したときは、葬祭を行う者は、葬祭補償を受けられます。

#### ◎ 補償の免責


非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第18条第1項又は第2項の規定に該当する場合は、区は、それぞれの限度において補償の責を免れることとなります。

別記第3号様式（第5条第1項関係）

年 月 日				
豊島区長		住所 氏名		
⑩				
療養継続申請書				
次のとおり療養を継続したいので、申請します。				
	継 続 期 間		休 業 期 間	
継続期間 及び方法	自	年	月	日
	至	年	月	日
			日間	
継 続 理 由				
備 考				

注 防災従事者損害認定通知書及び主治医の診断書を添付してください。

別記第4号様式（第5条第1項関係）

年 月 日		
豊島区長		
住所 氏名		
		
療養方法等変更申請書		
次のとおり療養方法・医療機関(薬局)を変更したので申請します。		
変更の内容	療 養 方 法	医 療 機 関 ( 薬 局 )
変更の理由		
備考		

注 防災従事者損害認定通知書及び主治医の診断書を添付してください。

年 月 日

住所  
氏名 様

豊島区長 氏 名 印

療養期間等変更承認通知書

年 月 日申請のあった\_\_\_\_\_については、下記のとおり承認します。

療 養 機 関	
療 養 方 法	入院、通院、自宅、その他
療 養 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
休 業 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
そ の 他	自 年 月 日 至 年 月 日
備 考	
注 この傷病に関し療養方法又は療養期間等をさらに変更しようとするときは、指定療養期間満了前にその旨を速やかに申請してください。	

年 月 日

豊島区長

住所  
氏名



治療完了届

年 月 日防災従事者損害認定通知のあった傷病については、治療が完了したので、次のとおりお届けします。

傷病名又は疾患部					
治療完了年月日		年 月 日			
療養方法及び期間	入院療養	自 至	年 年	月 月	日 日
	通院療養	自 至	年 年	月 月	日 日
	自宅療養	自 至	年 年	月 月	日 日
	転地療養	自 至	年 年	月 月	日 日
完了後の状況					
備考					

別記第7号様式(第7条関係)

年 月 日

豊島区長

選任者 氏 名 ㊟

被選任者 氏 名 ㊟

代表者選任届

遺族補償年金の請求及び受領について、\_\_\_\_\_を代表者として選任しましたのでお届けします。

被災者	氏名			生年月日	年 月 日	
	住所					
	職業					
事故発生	日時	年 月 日		時 分		
	場所					
	原因					
受給権者	氏名	生年月日	住所	死亡者との続柄	疾病の有無	受給権者と生計を同じくしているか
		年 月 日			ある・ない	いる・いない
		年 月 日			ある・ない	いる・いない
		年 月 日			ある・ない	いる・いない
		年 月 日			ある・ない	いる・いない
		年 月 日			ある・ない	いる・いない
備考						



別記第8号様式(第8条関係)

年 月 日					
豊島区長					
住所 氏名					
(印)					
補償請求書					
次のとおり 補償を受けたいので、関係書類を添えて申請します。					
災害を受けた者の住所、氏名等	住所 職業 氏名				
補償を受ける者の住所、氏名	住所 氏名	死亡した者と補償を受ける者との続柄又は関係			
補償種別及び金額	療養 休業 傷病 障害(年金・一時金)補償費 介護 遺族(年金・一時金) 葬祭			円	加算額  円
療養 休業 介護 補償	第 回分 年 月 日から 年 月 日まで 日間				
他の法令による受給関係	法令の名称及び給付若しくは補償の種類				
	年金 該 当 者	支給される年金の額	級	円	支給されることとなった年月日
	一時金 該 当 者	支給される額	円		
備 考					

注 次の書類をそれぞれ2通添付してください。

- (1) 住民票(療養のみ又は扶養親族のいない場合は本人の住民票、補償基礎額をもとに算定する補償を請求する場合は本人及び扶養加算の対象となる当該扶養親族の住民票)の写し
- (2) 過去1年間の平均収入月額を証明する書類
- (3) その他必要な書類

番 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

豊島区長 氏 名 印

補償決定通知書

年 月 日申請された損害補償については、下記のとおり決定(再決定)しましたので通知します。

記

補償	種 類	補 償			
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	日 間		
	金 額	円	回 数	第 回分	
従事者	氏 名				
	住 所				
	職 業				
備 考					

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、豊島区長に対して、異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

傷 病	障 害	遺 族
-----	-----	-----

記号 \_\_\_\_\_ 番号 \_\_\_\_\_

防災従事者損害補償年金証書

受給権者氏名 \_\_\_\_\_

補償年金年額 金 \_\_\_\_\_ 円

支給開始年月 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

上記のとおり、豊島区防災業務従事者損害補償条例施行規則第 12 条の規定により交付します。

年 月 日

豊島区長 氏 名

(裏)

注 意 事 項

1 この証書は、傷病補償年金・障害補償年金・遺族補償年金を受ける権利を有することを証するものですから大切に保管してください。

2 年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に分割して支払われます。

(傷病補償年金)

3 あなたの障害の程度が変更したとき又はあなたが傷病補償年金の額の改定を請求するときは、この証書を提出してください。

(障害補償年金)

4 あなたの障害の程度が変更したとき、この証書を提出してください。

(遺族補償年金)

5 あなた又は下記の年金額の加算対象者が次の事項に該当したときは、直ちに届出とともにこの証書を提出してください。

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| イ 結婚したとき        | ホ 18歳に達した日以後の最初の3月31日 |
| ロ 養子となったとき      | が 終了したとき              |
| ハ 離婚したとき        | ヘ 死亡したとき              |
| ニ 障害の状態でなくなったとき | ト 生計を同一にしなくなったとき      |
|                 | チ 氏名又は住所変更したとき        |

6 この証書を他人に譲り渡したり、質に入れたり、これをかたにして他人から金銭等を借りることはできません。また、この証書は他人から差押えを受けることはありません。

7 この証書を亡失又は毀損したときは、再交付を受けることができます。

8 年金の支払を受けるには、毎年2月10日までに現況届を提出しなければなりません。

9 受給権者が死亡したときは、遺族の方が直ちに届出及び死亡に関する証明書とともにこの証書を提出してください。

年金額の加算対象者	年金額の加算対象者

備 考	
-----	--

別記第 11 号様式(第 13 条関係)

年 月 日	
豊島区長	
住所 氏名	
印	
年金受給資格異動届	
次のとおりお届けします。	
種 別	異 動 内 容
傷病 障害補償年金 遺族	
防災業務従事により死亡した者の住所、氏名等	死亡前の住所  氏 名
備 考	

注 この届書には、異動事実を証明する書類を各 2 通添付してください。

別記第 12 号様式(第 14 条関係)

年 月 日	
豊島区長	
住所 氏名	
(印)	
年金証書再交付申請書	
次のとおり 年金証書の再交付を申請します。	
種 別	亡 失 <sup>き</sup> 毀 損
亡失又は毀損の 理 由 <sup>き</sup>	
備 考	

- 注 1 種別は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 亡失又は毀損<sup>き</sup>の理由は詳細に記入してください。
- 3 毀損<sup>き</sup>したときは、毀損<sup>き</sup>した年金証書を添えてください。

年 月 日

豊島区長

住 所  
氏 名



遺族補償年金支給停止申請書

次のとおり、遺族補償年金受給権者が所在不明なので、関係書類を添えて遺族補償年金支給停止を申請します。

所在不明者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
	年金支払決定番号		事故年度	
	所在不明発生年月日		所在不明の理由	
	防災従事者との続柄			
申請者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
	防災従事者との続柄		死亡者と生計を同じくしていたか	いた・いなかった
	障害の有無			
防災従事者氏名			生年月日	年 月 日
備考				

年 月 日

豊島区長

住 所  
氏 名



遺族補償年金支給停止解除申請書

次のとおり、遺族補償年金受給権者の所在判明しましたので、遺族補償年金支給停止解除を申請します。

申 請 者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
	年金支払決定 番 号		事故年度	
	所在不明発生 年 月 日		所在不明の理由	
	所在判明年月日			
	防災従事者との 続 柄			
防 災 従 事 者 氏 名		生年月日	年 月 日	
支給停止申請年月日	年 月 日			
支給停止申請者氏名				
備 考				



別記第 15 号様式(第 15 条第 2 項関係)

年 月 日

住 所  
氏 名 様

豊島区長 氏 名 印

遺族補償年金支給 停止  
停止  
解除 判定書

年 月 日申請された遺族補償年金支給停止(停止解除)については、下記のとおり判定しましたから通知します。

記

判定の内容		
理 由		
適 用 月		
判定の相手方	住 所 氏 名	
備 考		

豊島区長

住 所  
氏 名



現 況 届

受給権者の現況について次のとおりお届けします。

受給権者	氏 名		生年月日	年 月 日				
	住 所							
	年金支払決定番号		事故年度					
	種 別	傷病補償年金・障害補償年金・遺族補償年金						
防災従事者	氏 名							
	種 別	水防従事者・応急措置従事者						
傷病・障害補償年金	障害の部位の状況(図で示すことのできるものは図解すること。)							
	介護補償を受けている者にあつては、以下の項目についても記入してください。 (日常生活の状態)							
	① 行動能力	<input type="checkbox"/> 終日臥床 <input type="checkbox"/> 自宅、病棟内でのみ行動できる <input type="checkbox"/> 通院(単独歩行)できる	理由					
② 食 事	<input type="checkbox"/> 全く自用を弁じない <input type="checkbox"/> 他人の介助によってできる <input type="checkbox"/> 支障がない	理由						
③ 用 便	<input type="checkbox"/> 全く自用を弁じない <input type="checkbox"/> 他人の介助によってできる <input type="checkbox"/> 支障がない	理由						
④ 精神能力	<input type="checkbox"/> 常に他人の嚴重な注意を要する <input type="checkbox"/> 随時他人の注意を要する <input type="checkbox"/> 通院可能であるが就労できない	理由						
⑤ 言語能力	<input type="checkbox"/> 完全な失語あるいは構音機能の喪失 <input type="checkbox"/> 他人との間でようやく意志を通じあうことができる <input type="checkbox"/> 支障がない	理由						
上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日								
所在地 療養機関の名称 職名・氏名								
遺族補償年金	区分	氏 名	生年月日	住 所	死亡者との続柄	疾病の有無	受給権者と生計を同じくしているか	
	受給権者		年 月 日			ある・ない		
	受給資格者			年 月 日			ある・ない	いる・いない
				年 月 日			ある・ない	いる・いない
				年 月 日			ある・ない	いる・いない
				年 月 日			ある・ない	いる・いない
他の法令による受給関係	法令の名称及び給付若しくは補償の種類並びに等級		( 級)					
備考	支給される年金の額		円	支給されることとなった年月日		年 月 日		

## V-14 豊島区震災復興の推進に関する条例（平成 25 年 3 月 25 日条例第 14 号）

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、豊島区（以下「区」という。）が大規模な地震等により被害を受けた場合において、区、区民等及び事業者が協働して、被災した市街地の整備に係る対策を総合的かつ計画的に推進することにより、災害に強い活力のある市街地の形成を図り、もって安全・安心な区民生活の実現を図ることを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の例による。

- (1) 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者、区内の土地又は建物に関し権利を有する者及び区内で働く者又は学ぶ者をいう。
- (2) 事業者 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体及び事業活動を行う場合における個人をいう。
- (3) 建築物等 建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条第 1 項に規定する工作物をいう。
- (4) 建築 建築物等を新築、増築、改築、又は移転することをいう。
- (5) 震災復興事業 大規模な地震等により被害を受けた市街地（以下「被災市街地」という。）の復興を図るため、計画的に整備する事業をいう。
- (6) 土地区画整理事業 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業をいう。
- (7) 市街地再開発事業 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業をいう。
- (8) 都市計画事業 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 15 項に規定する都市計画事業をいう。
- (9) 復興対策 大規模な地震等により被害を受けた区民の生活再建及び安定並びに被災市街地の復興を図ることをいう。

#### （基本理念）

第 3 条 区、区民等及び事業者は、震災等による被害からの区民生活の速やかな回復とそれを支えるまちの復興に当たっては、協働して被災の教訓を活かした災害に強いまちづくりに取り組むものとする。

#### （区の責務）

第 4 条 区は、被災後速やかに、東京都及び関係する地方公共団体と連携を図りつつ、都市の復興に関する基本的な方針（以下「豊島区都市復興基本方針」という。）を策定し、これを公表するとともに、区民等及び事業者と協働して復興対策その他必要な施策を推進しなければならない。

2 区は、復興対策を迅速かつ計画的に行うため、平常時から職員の行動指針・手順を準備しておかなければならない。

3 区は、震災復興事業が適正かつ円滑に推進されるよう、地域特性に応じた被災後の都市の復興方針・計画の事前検討について、平常時から区民等及び事業者と協働して取り組むとともに、復興に関する意識の啓発に努めなければならない。

#### （区民等及び事業者の責務）

第 5 条 区民等は、その日常生活において、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後は、自らの生活の再建に努めるとともに、震災復興事業に協力しなければならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の事業活動を通じて市街地の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力しなければならない。

### 第 2 章 豊島区震災復興本部

#### （復興本部の設置）

第 6 条 区長は、豊島区防災対策基本条例（平成 25 年豊島区条例第 6 号）第 27 条第 3 項の規定に基づ

き、復興対策を迅速かつ円滑に推進するため必要があると認めるときは、豊島区震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置するものとする。

2 復興本部は、豊島区災害対策本部と連携し、復興対策その他必要な施策を推進する。

（組織）

第7条 復興本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、区長をもって充てる。

3 本部長は、復興本部の事務を統括し、復興本部を代表する。

4 副本部長及び本部員は、本部長が区の職員のうちから指名する者をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 本部員は、本部長の命を受け、復興本部の事務に従事する。

（部）

第8条 本部長は、必要と認めるときは、復興本部に部を置くことができる。

2 部に部長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。

3 部に属すべき職員は、本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（復興本部の廃止）

第9条 区長は、復興対策が進捗し、復興本部設置の目的が達成されたと認めるときは、復興本部を廃止するものとする。

### 第3章 被災市街地の復興

（復興対象地区の指定）

第10条 区長は、震災復興事業を行うにあたり、次に掲げる地区を復興対象地区として指定することができる。

(1) 重点復興地区 震災等により、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、震災復興のための建築物等の更新（災害に強いまちづくりを促進するため、耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、増築又は改築を行うことをいう。以下同じ。）及び都市基盤施設の整備（以下「都市基盤施設の整備等」という。）を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区

(2) 復興促進地区 震災等により、相当数の建築物等が倒壊又は焼失し、かつ、その地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等甚大な被害を被り、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区

(3) 復興誘導地区 震災等により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区

2 前項の規定による復興対象地区の指定の基準は、規則で定める。

3 区長は、第1項の規定により復興対象地区を指定した場合は、その旨を告示しなければならない。

（復興対象地区の変更等）

第11条 区長は、震災復興事業の進捗状況を考慮して必要があると認めるときは、前条第1項の規定による指定を変更し、又は廃止することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（都市復興基本計画の策定）

第12条 区長は、被災後速やかに、東京都都市復興基本計画との整合を図りつつ、豊島区都市復興基本方針に基づき、震災復興事業を推進するための計画（以下「豊島区都市復興基本計画」という。）を策定し、これを公表するものとする。

2 区長は、豊島区都市復興基本計画の策定に当たっては、区民等及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災復興事業の推進）

第13条 区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、豊島区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 区長は、復興誘導地区において、豊島区都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、震災復興事業の推進に当たっては、区民等及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 区長は、必要に応じ、震災復興事業を行う者に対し、豊島区都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

(被災市街地復興推進地域の指定)

- 第14条 区は、重点復興地区及び復興促進地区内において、土地の形質の変更又は建築物等の新築、増築若しくは改築を制限する必要がある地域については、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、区は、被災市街地の復興のために特に必要と認められるときは、重点復興地区又は復興促進地区以外においても被災市街地復興推進地域を定めることができる。

(建築行為の届出)

- 第15条 第10条第1項に掲げる復興対象地区（前条の規定により被災市街地復興推進地域を定めた区域を除く。）において、建築物等の建築をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物等については、この限りでない。
- (1) 非常災害により必要な応急措置として建築するもの
  - (2) 国、地方公共団体等が震災復興事業として建築するもの
  - (3) 都市計画事業の施行として建築するもの及び都市計画に適合して建築するもの
  - (4) 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するもの
    - ア 階数が2以下であり、かつ、地階を有しないものであること。
    - イ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
    - ウ 容易に移転し、又は除却することができるものであること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に震災復興事業の施行に支障がないと認める建築物等
- 2 前項の規定による届出の義務は、第10条第1項の規定により復興対象地区の指定をした日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

(情報の提供及び協議)

- 第16条 区長は、前条第1項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを促進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。
- 2 区長は、前条第1項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりのための協議を行うことができる。

## 第4章 地域協働復興

(地域協働復興の活動支援)

- 第17条 区長は、地域協働復興（被災後において、区民等が相互に協力し、事業者、ボランティア、区、国及び地方公共団体等との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興まちづくりを進めることをいう。）に関する活動を促進するとともに、当該活動を行う団体に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

## 第5章 雑則

(委任)

- 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## V-15 豊島区震災復興の推進に関する条例施行規則

平成25年3月25日

規則第23号

改正 平成26年4月1日規則第45号

平成27年3月30日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区震災復興の推進に関する条例（平成25年豊島区条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(事前復興の推進)

第3条 区は、被災に備え、条例第4条第2項に規定する職員の行動指針・手順について、関連計画との整合を図り、継続的かつ定期的に更新、管理することとする。

2 区は、被災に備え、区民等及び事業者と協働し、条例第4条第3項に規定する被災後の都市の復興方針・計画の事前検討に取り組むとともに、地域特性に応じた復興まちづくりに関する施策を展開することとする。

(副本部長)

第4条 条例第7条第4項の規定により副本部長に充てるものとして本部長が指名する区の職員は、副区長及び教育長とする。

2 条例第7条第5項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副区長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理し、副区長である副本部長が本部長の職務を代理する順序は、豊島区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則（平成26年豊島区規則第39号）の定めるところによる。

(平26規則45・一部改正)

(本部員)

第5条 条例第7条第4項の規定により本部員に充てるものとして本部長が指名する区の職員は、豊島区組織規則（昭和49年豊島区規則第2号）第8条に規定する部長、豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和44年豊島区教育委員会規則第1号）第3条第1項に規定する部長、会計管理室長、区議会事務局局長及び政策経営部企画課長、総務部防災課長、都市整備部都市計画課長の職にある者とする。

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、区職員のうちから本部員を指名することができる。

(平27規則30・一部改正)

(部)

第6条 条例第8条第1項に規定する部の名称及び分掌事務は、別に定める。

(復興対象地区の指定の基準)

第7条 条例第10条第2項に規定する復興対象地区の指定の基準は、別表のとおりとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地域、地区又は区域内に復興促進地区が存するときは、当該復興促進地区を重点復興地区に指定することができる。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設のうち、道路、公園等の基幹的施設が未整備の区域
- (2) 東京都住宅マスタープラン（東京都住宅基本条例（平成18年東京都条例第165号）第17条に規定する東京都住宅マスタープランをいう。）における重点供給地域
- (3) 豊島区基本構想及び豊島区基本計画に則した計画がある地区
- (4) 豊島区都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき定める区の都市計画に関する基本的な方針をいう。）に則した計画がある地区
- (5) 豊島区街づくり推進条例（平成15年豊島区条例第15号）第7条第1項に規定する特定地区街づくり計画がある地区
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める地区

(建築行為の届出)

第8条 条例第15条第1項の規定による建築行為の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請をしようとする日から30日前までに、建築行為届出書（別記第1号様式）により行わなければならない。

(地域復興組織の認定)

第9条 区長は、条例第17条に規定する団体のうち、次の各号に掲げる要件を満たす団体を、地域復興組織として認定することができる。

- (1) 地域協働復興に関する活動を目的とすること。
- (2) 団体の活動を行う区域（以下「地域協働復興区域」という。）が定められていること。
- (3) 主たる構成員が地域協働復興区域内の住民等（居住者、土地又は建物に関し権利を有する者及び事業活動又は公益的な活動を行う団体等をいう。以下同じ。）であること。
- (4) 前号に規定する住民等のほか、団体の活動において、地域協働復興区域内に通勤又は通学する者の参加の機会が保障されていること。
- (5) 名称、目的、代表者その他必要な事項を記載した規約を定めていること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める要件を満たしていること。

2 地域復興組織として認定を受けようとする団体は、地域復興組織認定申請書（別記第2号様式）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その適否を審査し、地域復興組織として認定する

ことが適当又は不適当と認めるときは、地域復興組織認定・不認定通知書（別記第3号様式）により当該申請をした団体に通知するものとする。

4 区長は、前項の認定をしたときは、当該認定を受けた団体の名称、目的、代表者及び地域協働復興区域を公表するものとする。

（地域復興組織の取消し）

第10条 区長は、地域復興組織が前条第1項各号に規定する要件を欠いたときその他区長が引き続き地域復興組織として認定することが適当でないとき認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により認定を取り消したときは、地域復興組織認定取消通知書（別記第4号様式）により当該認定を取り消した団体に通知するとともに、当該認定を取り消した団体の名称、目的、代表者、地域協働復興区域及び当該認定を取り消した理由を公表するものとする。

（地域復興組織の活動等）

第11条 第9条の規定により地域復興組織として認定された団体は、地域協働復興の活動を通して、次の各号に掲げる内容について検討し、区長に提案することができる。

- (1) 地域協働復興区域内に係る豊島区都市復興基本計画の策定に関すること。
- (2) 地域協働復興区域内における震災復興事業の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域協働復興に関すること。

2 地域復興組織は、地域協働復興の活動に対して、区長に必要な支援を求めることができる。

（提案の尊重）

第12条 区長は、地域復興組織から前条第1項第1号に掲げる事項に関して提案を受けたときは、当該提案を尊重し、豊島区都市復興基本計画に反映するよう努めるものとする。

（地域復興組織への支援）

第13条 区長は、地域復興組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、専門家の派遣等その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

（委任）

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第30号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



別表

重点復興地区	都市基盤未整備地区であって大被害地区であるもの
復興促進地区	都市基盤未整備地区であって中被害地区であるもの又は都市基盤整備済地区であって大被害地区若しくは中被害地区であるもの
復興誘導地区	都市基盤未整備地区又は都市基盤整備済地区であって小被害地区であるもの

備考

- 1 「都市基盤未整備地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において、都市基盤整備済地区に該当しない地区をいう。
- 2 「都市基盤整備済地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により整備された地区又は区長が整備済みと判断した地区をいう。
- 3 「大被害地区」とは、被害度（1の街区における全家屋棟数に占める全壊家屋、半壊家屋及び全半焼家屋の棟数を合算した棟数の割合をいう。以下同じ。）がおおむね80パーセント以上の街区が連担した地区をいう。
- 4 「中被害地区」とは、被害度がおおむね50パーセント以上の街区が連担した地区をいう。
- 5 「小被害地区」とは、大被害地区又は中被害地区に該当しない地区であって、部分的な被害が見られる街区が連担した地区をいう。

別記第1号様式（第8条関係）

(表)

建築行為届出書

年 月 日

豊島区長

届出者 住所  
氏名  
電話 ( ) -

豊島区震災復興の推進に関する条例第15条及び同条例施行規則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	代理人の住所及び氏名	( ) 級建築士 ( ) 登録 号 ( ) 級建築士事務所 ( ) 登録 号 住所 氏名 電話 ( ) -
	2 建築計画の概要	(1) 住居表示
(2) 行為の種別		建築物・工作物 (新築・増築・改築)
(3) 主要用途		
(4) 敷地面積		m <sup>2</sup>
(5) 建築面積		m <sup>2</sup> 建ぺい率 %
(6) 延べ面積		m <sup>2</sup> 容積率 %
(7) 構造		SRC・RC・S・W・その他 ( )
(8) 階数・高さ		地上 階・地下 階・高さ m
(9) 工事予定期間		年 月 日～ 年 月 日
3	備考	

(裏)

付近見取図

配置図 ※概ねの配置を、敷地内に図示

主管課記入欄	建築確認申請受付日	年	月	日
内容確認の結果等（確認日 年 月 日）				
課長	係長	担当		

豊島区長

代表者住所  
代表者氏名  
電話（ ） —

地域復興組織認定申請書

豊島区震災復興の推進に関する条例施行規則第9条の規定により、地域復興組織の認定を受けた  
いので、次のとおり申請します。

団体の名称	
構成人数	委員 およその会員
復興に係る地区の 区域	
復興に係る活動の 目的及び趣旨	1 地区に係る復興計画に関する協議及び提案の作成 2 時限的市街地の建設及び運営 3 その他 ( )
添付書類	<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 役員及び委員名簿 <input type="checkbox"/> 復興に係る区域の図 <input type="checkbox"/> 主要な活動目的及び準備会・会員意見聴取等の記録 <input type="checkbox"/> その他、区長が必要と認める書類
支援要望事項	<input type="checkbox"/> まちづくり専門家の派遣 <input type="checkbox"/> 復興まちづくり事務所の建設 <input type="checkbox"/> 地区に関わる復興広報の発行 <input type="checkbox"/> その他

様

豊島区長

地域復興組織（認定・不認定）通知書

年 月 日付けで申請のありました地域復興組織の認定の申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

決定内容	<input type="checkbox"/> 認定する <input type="checkbox"/> 認定しない
団体の名称	
構成人数	委員 およその会員
復興に係る地区の区域	
復興に係る活動の目的及び趣旨	1 地区に係る復興計画に関する協議及び提案の作成 2 時限的市街地の建設及び運営 3 その他 ( )
認定の条件	
決定理由 (不認定の場合)	
備考	1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、豊島区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

殿

豊島区長

## 地域復興組織認定取消通知書

豊島区震災復興の推進に関する条例施行規則第10条の規定により、地域復興組織の認定を取り消したので、下記のとおり通知します。

## 記

団体の名称	
復興に係る地区の区域	
復興に係る活動の目的及び趣旨	1 地区に係る復興計画に関する協議及び提案の作成 2 時限的市街地の建設及び運営 3 その他 ( )
取消年月日	
取消理由	
備考	1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、豊島区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## V-16 豊島区災害対策要員設置要綱

平成 4 年 4 月 16 日  
区 長 決 裁

改 正 平成 12 年 4 月 1 日  
平成 15 年 4 月 1 日  
平成 16 年 4 月 1 日

### (設 置)

第 1 条 非常災害時における災害対策業務の調整又は情報連絡等に関する業務、並びに平常時における夜間休日等の小災害応急救助にかかる業務に従事するための職員（以下「災害対策要員」という。）を置く。

### (職員の任命)

第 2 条 災害対策要員は、豊島区に勤務する常勤の職員で、次条に掲げる職務を熱意をもって遂行できると認められる者のうちから、区長が総務部防災課（以下「防災課」という。）兼務として任命する。

### (災害対策要員証)

第 3 条 災害対策要員は、職務の執行にあたっては別に定める災害対策要員証（以下「要員証」という。）を所持しなければならない。

- 2 要員証は、他に貸与してはならない。
- 3 要員証を紛失または記載事項に変更があったときには速やかに総務部防災課長（以下「防災課長」という。）に届出なければならない。
- 4 災害対策要員の職を解かれた者は、速やかに要員証を防災課長に返還しなければならない。

### (職務の内容)

第 4 条 災害対策要員は、防災課長又は豊島区災害警戒態勢に関する規定により勤務する職員の指示を得て、次に掲げる職務を行う。

- (1) 災害対策本部が設置された場合には、指令情報部指令情報課（防災課）の所掌する業務
- (2) 監視警戒態勢が発令された場合の災害応急対策業務
- (3) 夜間休日等における気象警報にかかる情報連絡業務
- (4) 夜間休日等における小災害時の緊急救助業務
- (5) 夜間休日等における緊急的な応急対応業務
- (6) 閉庁時における宿日直業務
- (7) 防災訓練、その他特に従事を命ぜられた業務

### (班の設置)

第 5 条 災害対策要員の職務を効率よく遂行するため、防災課長は班を設置する。

### (班長の選任)

第 6 条 災害対策要員のうちから、防災課長は班長を選任する。

### (班長の職務)

第 7 条 班長は、防災課長または、防災課長が指定する職員の指示により、次に掲げる職務を行う。

- (1) 監視警戒態勢が発令された場合の当該班による災害応急対策業務
- (2) 夜間休日等における気象警報にかかる当該班への情報連絡業務
- (3) 夜間休日等における小災害時の当該班による緊急救助の指示、連絡業務
- (4) 夜間休日等における緊急的な応急対応等への指示連絡業務
- (5) 班長会議等への出席と当該班への連絡調整業務

(6) その他特に従事を命ぜられた業務

2 班長は、前項に掲げる事項について措置したときは、防災課長に報告しなければならない。

(災害対策要員の宿舎)

第8条 災害対策要員は、その職務を迅速かつ円滑に遂行するため、区が設置した職員宿舎に入居するものとする。

(解除)

第9条 災害対策要員としてこの要綱に定める業務を遂行することができなくなったとき、又は誠実に遂行していないと認められるときは、その職を解く。

(その他)

第10条 公務出張又は私事旅行等により居住地を離れる場合には、事前に総務部長へ届出をすること。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する



## V-17 豊島区災害対策要員宿舎の設置及び管理に関する要綱

〔平成5年3月25日〕  
区長決裁

改正	平成5年6月1日	平成6年6月1日
	平成7年4月1日	平成10年11月6日
	平成11年9月1日	平成12年4月1日
	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成17年3月22日	平成25年3月6日

### (設置)

第1条 豊島区災害対策要員設置要綱（平成4年4月16日区長決裁）第1条に規定する災害対策要員（以下「災害対策要員」という。）その他災害応急対策活動の中核的業務に従事する職員及びその家族を居住させるため、災害対策要員宿舎（以下「宿舎」という。）を設置する。

### (名称及び設置場所)

第2条 宿舎の名称及び設置場所は、総務部防災課（以下「防災課」という。）が定める。

### (管理者)

第3条 宿舎の管理に関する事務は、総務部長（以下「管理者」という。）が行う。

### (入居者の範囲)

第4条 宿舎の入居者は、次に掲げる者とする。

- (1) 災害対策要員
- (2) 災害対策要員の班長
- (3) 防災課長の職にある者。ただし、管理者が宿舎に入居する必要がないと認める場合を除く。
- (4) その他区長が入居を認めた者

2 前項に規定するもののほか、管理者は、特に必要があると認めるときは、区長と協議の上、豊島区災害対策本部条例（昭和38年豊島区条例第12号）第2条第1項に規定する本部長室に所属すべき職員を宿舎に入居させることができる。

### (使用料)

第5条 入居者は、別表に定める使用料を負担する。

- (1) 災害対策要員、第4条第1項(3)及び第2項に規定する職員は、別表1による。
- (2) 災害対策要員の班長は、別表2による。
- (3) 防災課長の職にある者については、無料とする。
- (4) その他区長が入居を認めた者については、別途協議の上、決定する。

2 月の中途において宿舎の使用を開始し、または宿舎を明け渡した場合のその月の使用料は、日割りにより計算した額とする。

3 前項の場合において、使用料に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 入居者は、その月分の使用料を毎月給与支給日に納入しなければならない。

### (経費の負担)

第6条 入居者は、宿舎において自らの使用にかかる電気、ガス、水道、電話等の諸料金を負担しなければならない。

### (入居期間)

第7条 宿舎の入居期間は、一年とする。ただし、適任と認められれば更新を妨げない。

### (入居申請及び承認)

第8条 宿舎に入居しようとする職員は、別記第1号様式による「入居申請書」を管理者に提出

しなければならない。

- 2 管理者は、入居者を決定したときは、別記第2号様式による「入居承認書」を申請者に交付する。

(入居制限)

第9条 「入居承認書」を交付された職員は、入居可能となる日から14日以内に、入居しなければならない。

- 2 管理者は、職員が正当な理由なくして前項の入居期限までに入居しないときは、その承認を取り消すことができる。

(譲渡等の禁止)

第10条 入居者は、その権利を他人に譲渡し、または転貸してはならない。

(入居者の行為の制限)

第11条 入居者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 建物及び付帯施設の模様替えまたは原型を変更すること。
- (2) 承認を受けた以外の同居者を置くこと。
- (3) 宿舎以外の目的に使用すること。
- (4) 他の居住者の迷惑となる行為、その他風紀上有害な行為をすること。

(損害賠償)

第12条 入居者は、自己の責任に帰すべき理由により家屋または施設に損害をあたえた場合は、速やかに現状に回復しまたはこれに要する経費を賠償しなければならない。

(宿舎の明け渡し)

第13条 入居者が、次の各号の一に該当した場合は当該理由の発生した日から20日以内に宿舎の明け渡しをしなければならない。

- (1) 入居資格がなくなったとき。
- (2) 第14条の規定に該当し、入居承認を取り消されたとき。

(承認の取り消し)

第14条 管理者は、次の各号の一に該当した場合は入居承認を取り消すことができる。

- (1) 無届けで理由なく14日以上宿舎をあけたとき。
- (2) この要綱の規定、または管理者の指示に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、管理上必要と認められたとき。

(委 任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 「災害対策要員宿舎の設置及び管理について」(4豊総防発第84号)による入居者は、この要綱による入居者とみなす。

- 3 「池袋三丁目宿舎303号室」の供用開始については、別途区長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 11 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 1 (第5条関係)

用 途	面 積	使 用 料
単身用	2 5 m <sup>2</sup> 未満	1 7,0 0 0 円
	2 5 m <sup>2</sup> 以上 4 0 m <sup>2</sup>	1 9,0 0 0 円
世帯用	4 0 m <sup>2</sup> 以上 5 5 m <sup>2</sup>	3 3,0 0 0 円
	5 5 m <sup>2</sup> 以上	4 0,0 0 0 円

別 表 2 (第5条関係)

用 途	面 積	使 用 料
単身用	2 5 m <sup>2</sup> 未満	1 2,0 0 0 円
	2 5 m <sup>2</sup> 以上 4 0 m <sup>2</sup>	1 4,0 0 0 円
世帯用	4 0 m <sup>2</sup> 以上 5 5 m <sup>2</sup>	2 6,0 0 0 円
	5 5 m <sup>2</sup> 以上	3 5,0 0 0 円

様 式 省 略

## V-18 豊島区防災指導員の任用、職務等に関する要綱

〔平成2年3月30日〕  
区 長 決 裁

改 正 平成 4年6月11日  
平成 5年3月23日  
平成13年3月 1日

### (目 的)

- 第1条 この要綱は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年豊島区条例第20号。以下「条例」という。）及び豊島区非常勤職員規則（昭和47年豊島区規則第13号）に規定する豊島区嘱託員のうち、豊島区防災指導員（以下「防災指導員」という。）の職、任用及び勤務条件等に関し、必要な事項を定めることにより、その人事管理等の適正な運営を図ることを目的とする。
- 2 防災指導員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

### (定 義)

- 第2条 防災指導員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める特別職の非常勤の職の職員として雇用されている者で、豊島区地域防災組織（以下「防災組織」という。）の活動を充実させ、その育成、発展を図ることを目的として、防災訓練の指導等を行うものをいう。

### (職 務)

- 第3条 防災指導員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 防災組織の防火訓練等に対する相談、助言、及び指導
  - (2) 防災組織の防災資器材の点検、整備に係る指導
  - (3) 小型貯水槽の点検
  - (4) その他、総務部防災課長（以下「課長」という。）の指示する事項

### (任用等)

- 第4条 防災指導員は、次に掲げる要件を備える者のうちから、選考の上、区長が任命する。
- (1) 消防機関の長等の推薦があること。
  - (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。
  - (3) 消防職員として、防災指導員の職務に従事した経験を有すること。

### (雇用期間)

- 第5条 防災指導員の雇用期間は、1年以内とする。
- 2 区長は、次に掲げる要件を備えている防災指導員について、その雇用期間を4回に限り、更新することができる。
- ただし、区長が特に必要と認めた者については、この限りではない。
- (1) 雇用期間内の勤務成績が良好であること。
  - (2) 第4条第1項第2号に該当すること。

### (勤務日、勤務時間)

- 第6条 防災指導員の勤務日数は、1月につき16日とし、勤務日は、勤務実態に応じて課長が定める。
- 2 防災指導員の勤務時間は、1日8時間とする。
  - 3 防災指導員の休憩時間及び休息時間は、正規職員の例による。

(特別休暇)

第7条 防災指導員は、課長の承認を得て、勤務時間中において、公民としての権利を行使し、又は公の職務を遂行するために必要な時間を利用することができる。

2 課長は、職務の都合により、前項に規定する権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、その時限を変更することができる。

3 防災指導員の慶弔休暇は、別表のとおりとする。

(報酬)

第8条 防災指導員の報酬は、条例で定める額の範囲内で、区長が別に定める。

(報酬の減額)

第9条 防災指導員が定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しないときは、その勤務しない時間について報酬を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、報酬の減額を免除することができる。

(1) 第7条に規定する休暇を取得した場合

(2) その他区長が特に必要と認める場合

(健康診断)

第10条 防災指導員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(委任)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

2 東京都豊島区防災訓練指導員設置要綱（昭和59年3月30日区長決裁）は、廃止する。

3 この要綱が適用される日において、この要綱の適用を受ける防災訓練指導員が適用日の前日までに、豊島区嘱託員の任用、職務等に関する要綱（昭和56年2月16日区長決裁）第7条の規定により雇用されていた期間は、この要綱の適用を受けていた期間とみなす。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。

別 表（第7条関係）

親 族 の 範 囲		日 数
配 偶 者		3
血 族	一親等の直系尊属（父母）	3
	同 直系卑属（子）	3
	二親等の直系尊属（祖父母）	2
	同 直系卑属（孫）	2
	同 傍系者（兄弟姉妹）	2
姻 族	一親等の直系尊属（配偶者の父母）	2

## V-19 豊島区地域防災組織に対する運営助成金交付要綱

〔昭和 50 年 4 月 1 日〕  
区 長 決 裁

改正 昭和 53 年 5 月 1 日 昭和 55 年 6 月 5 日  
昭和 56 年 4 月 7 日 昭和 60 年 4 月 1 日  
昭和 61 年 4 月 1 日 平成 元年 1 月 31 日  
平成 5 年 3 月 23 日 平成 12 年 3 月 23 日  
平成 13 年 3 月 15 日 平成 14 年 3 月 15 日  
平成 17 年 3 月 29 日 平成 29 年 4 月 1 日

### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、地域防災組織に対する運営助成金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第 2 条 地域防災組織（以下「組織」という。）とは、震災その他の災害に備え、被害の軽減を図るとともに適確かつ迅速な災害対策活動を実施することを目的として、町会を母体として組織された、地域住民による自主的な活動を行う団体をいう。

### (助成対象経費)

第 3 条 この要綱により助成することのできる経費は、組織の運営に必要な次の各号に定める経費とする。

- (1) 運営会議経費
- (2) 運営事務経費
- (3) 講習会等開催経費
- (4) 装備品購入経費
- (5) 防災訓練に関する経費（以下「訓練割」という。）
- (6) その他組織の運営に必要な経費

### (助成金の額)

第 4 条 運営助成金は、訓練割を除き、当該年度 1 回の交付とし、次の各号に定める額の合計額（10 円未満の端数がある場合は切り上げる。）とする。ただし、訓練割については訓練回数に応じ、訓練終了後に交付する。

- (1) 組織割 1 組織につき 15,000 円
- (2) 世帯割 1 世帯につき 60 円
- (3) 訓練割 予算の範囲内で 1 回の訓練につき、20,000 円（年間 2 回分を限度とする。）

### (助成金の申請)

第 5 条 組織の代表者は、当該年度当初に、区長に対して運営助成金交付申請書（別記第 1 号様式）に年間活動計画書を添付して運営助成金の交付を申請するものとする。

2 訓練割については、訓練終了後に、運営助成金追加交付申請書（別記第 2 号様式）により申請するものとする。

### (助成金の交付決定)

第 6 条 区長は、運営助成金交付申請があった場合、当該申請に係る書類を審査し、運営助成金の交付が適当と認めるときは、速やかに交付を決定する。

### (交付決定の通知)

第 7 条 区長は、運営助成金の交付を決定したときは、運営助成金交付決定通知書（別記第 3 号

様式)により通知する。

- 2 前項の金額に変更が生じたときは、運営助成金交付額変更通知書(別記第4号様式)により通知する。

#### (助成金の請求)

第8条 前条第1項の決定通知を受けた組織の代表者は、区長に運営助成金の交付を請求することができる。

- 2 前条第2項の変更通知を受けた組織の代表者は、区長に差額の運営助成金の交付を請求することができる。

#### (助成金の交付)

第9条 区長は、前条の請求を受けたときは、組織の代表者に対して速やかに運営助成金を交付するものとする。

#### (実績報告)

第10条 運営助成金の交付を受けた組織の代表者は、当該年度終了後速やかに運営助成金実績報告書(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

- 2 訓練割の運営助成金の交付を受けた組織の代表者は、訓練終了後速やかに防災訓練実施結果報告書(別記第6号様式)を区長に提出しなければならない。

#### (助成金の交付決定取消し及び返還命令)

第11条 区長は、運営助成金が第3条各号に定める経費以外に使用されたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 区長は、前項の規定による取消しを行ったときは、組織の代表者に対して期限を定めて当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年6月5日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

様式 省略



## V-20 地域防災組織の消火器助成金交付要綱

〔昭和 36 年 4 月 1 日〕  
区 長 決 裁

改 正 平成 2 年 3 月 20 日  
平成 4 年 12 月 28 日

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、震災時およびその他の近隣火災時などにおいて初期消火を図るため、地域防災組織（以下「組織」という。）が、独自に街頭に配備した消火器の維持管理に要する経費の一部を助成することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成対象)

第 2 条 助成の対象となる消火器は、組織が所有し、不特定多数の地域住民が使用できるように街頭に配備され、あらかじめ区に配備報告がなされているものとする。

2 助成の対象となる経費は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 消火器の本体又は部品の購入に係る経費
- (2) 消火器本体の修繕に係る経費
- (3) 消火器の取付け又は設置に係る経費
- (4) 薬剤の詰替え又は充填に係る経費

### (交付限度額)

第 3 条 助成金額は、予算の範囲内で、当該年度内に組織が支出した維持管理経費の 2 分の 1 とし、100 円未満の端数を切り上げる。

### (助成金の申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする組織の代表者（以下「代表者」という。）は、補助金申請書（別記第 1 号様式）に支出を証する書類を添付して、区長に申請するものとする。

### (交付の決定)

第 5 条 区長は、前条の申請書を受理した場合には、その内容を審査し、助成金の交付が適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により代表者へ通知する。

### (助成金の返還)

第 6 条 代表者が、虚偽の内容等により助成金の交付を受けたことが明らかになったときは、その助成金の全部または一部を返還させるものとする。

#### 附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、補助金、助成金等の請求書廃止に伴う関係要綱の整理に関する要綱に基づき、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

様式 省略

## V-21 市民消火隊に対する運営助成金交付要綱

〔昭和 51 年 4 月 1 日〕  
区 長 決 裁  
改 正 昭和 53 年 5 月 1 日  
昭和 54 年 5 月 1 日  
平成 2 年 3 月 20 日  
平成 8 年 4 月 1 日

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、大都市震災対策の一環として、避難道路周辺地域の延焼拡大防止を目的として設置された市民消火隊（以下「消火隊」という。）の運営を行うにあたり、その経費の助成について必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象組織)

第 2 条 この要綱により助成の対象となる組織は、東京都震災予防条例施行規則（昭和 47 年東京都規則第 85 号）第 7 条に基づき指定されている避難道路の周辺に設置された消火隊とする。

### (助成対象事項)

第 3 条 この要綱により助成することのできる経費は、消火隊の運営に必要な次の各号に定める経費とする。

- (1) 消火隊運営会議経費
- (2) 訓練活動に伴う経費
- (3) その他消火隊運営に必要な経費

### (助成金の算出方法)

第 4 条 助成金の交付は、1 年度 1 回限りとし、交付額は予算の範囲とする。

### (助成金の申請)

第 5 条 消火隊長の所属している地域防災組織の代表者（以下「代表者」という。）は、区長に対し別記第 1 号様式の申請書により、助成金交付の申請をするものとする。

### (助成金交付決定)

第 6 条 区長は、前条の申請を受理し助成金の交付を決定したときは、別記第 2 号様式の交付決定通知書を、代表者に交付するものとする。

### (実績報告)

第 7 条 代表者は、当該年度終了後速やかに別記第 3 号様式により年間実績を区長に報告するものとする。

### (助成金の返還)

第 8 条 区長は、交付した助成金を第 3 条で定める事項以外に使用したときは、代表者に助成金の全部又は一部を返還させることができる。

#### 附 則

この要綱は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、昭和 53 年 5 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、昭和 54 年 5 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

様式 省略

## V-22 水防協力隊に対する助成要綱

〔昭和 54 年 8 月 31 日〕  
区 長 決 裁

改 正 昭和 55 年 4 月 1 日  
昭和 60 年 4 月 1 日  
平成 10 年 4 月 1 日  
平成 13 年 3 月 1 日

### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、水害から地域住民の生命及び財産を護るため、区が実施する災害対策に協力する水防協力隊に対し、その活動の助成について必要な事項を定める。

### (定 義)

第 2 条 この要綱において、水防協力隊とは、高田地区の地域防災組織に一組織一隊として別表 1 のとおり編成された組織で次に掲げる事項に協力するものをいう。

- (1) 河川の水位等の監視に関すること。
- (2) 地域住民への災害情報の周知に関すること。
- (3) 土のうの点検及び地域配備に関すること。
- (4) 区、防災関係機関及び地域防災組織相互の連絡に関すること。
- (5) 被害状況調査に関すること。
- (6) 水防及び排水作業に関すること。
- (7) り災者に対する炊き出し及び配分に関すること。

### (経費及び装備品の助成)

第 3 条 区は、水防対策に従事する水防協力隊に対し、活動に必要な経費及び装備品（別表 2）を予算の範囲内で助成する。

### (装備品の保管)

第 4 条 水防協力隊の設置された地域防災組織の地区長は、経費及び装備品を適正に管理し、目的外には、使用しないものとする。

### (連絡調整)

第 5 条 水防協力隊との連絡調整に関することは、総務部防災課で処理する。

### (その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和 54 年 9 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

別表 省略

## V-23 消防団に対する補助金交付要綱

〔昭和 54 年 4 月 1 日〕  
〔 区 長 決 裁 〕

### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、消防団が地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水害、地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するために消防活動を行うにあたり、その運営経費の補助について必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象)

第 2 条 交付対象団体は、次の 2 団体とする。

豊島消防団及び池袋消防団

### (対象事業)

第 3 条 この要綱により補助できる経費は、消防団の行う次の事業経費とする。

- (1) 災害の防御及び警戒に関する事業
- (2) 防火思想の普及に関する事業
- (3) 各種訓練に関する事業
- (4) 団運営に関する事業
- (5) その他区長が必要と認めた事業

### (交付額)

第 4 条 補助金の交付額は、毎年度予算の範囲内において、区長が定めた額とする。

### (交付申請)

第 5 条 消防団長は、区長に対し、別記第 1 号様式に定める申請書により補助金の交付を申請するものとする。

### (交付の決定、通知)

第 6 条 区長は、前条による補助金交付の申請をうけたときは、申請書類を審査のうえ交付を決定し、別記第 2 号様式によりその交付額を消防団長に通知するものとする。

### (実績報告)

第 7 条 補助金の交付を受けた消防団長は、事業完了後すみやかに決算書を区長に提出しなければならない。

### (補助金の返納等)

第 8 条 消防団長は、補助金に余剰が生じたときは、すみやかにその全部を区長に返納しなければならない。

- 2 区長は、交付した補助金を第 3 条に定める事業以外に使用したと認められるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

### 附 則

この要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

様式 省略

## V-24 豊島区防災井戸に関する要綱

〔昭和 63 年 4 月 1 日〕  
区 長 決 裁

改正 平成 10 年 4 月 1 日

平成 17 年 3 月 29 日

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、震災及びその他の災害時において、初期消火用水及び飲料水の確保を図るため、防災井戸の指定要件及びその維持管理に必要な事項を定めることを目的とする。

### (指定要件)

第 2 条 防災井戸は、次の各号の要件を具備していなければならない。

- ① 豊島区内にあること。
- ② 所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が、その井戸の存在する敷地内又はその隣接地に居住していること。
- ③ 屋外にあること。
- ④ 日常的に使用されていること。
- ⑤ 手押しポンプ等の電力を用いない揚水装置を備えていること。
- ⑥ 近隣住民も使用しやすい場所にあること。
- ⑦ 小型消火ポンプ用連結口を備えた井戸は、敷地に面する道路から井戸まで小型消火ポンプが搬入できること。

### (指定方法)

第 3 条 防災井戸の所有者等は、その所有又は管理する井戸を防災井戸として指定を受けることを希望する場合は、「豊島区防災井戸指定申請書」（別記第 1 号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請書を受理したときは、現地調査を行う。

3 区長は、指定条件に合致すると認めるときは、「豊島区防災井戸指定通知書」（別記第 2 号様式）を当該井戸の所有者等に交付する。

4 区長は、防災井戸として指定した井戸の所有者等に表示シール（別図）を交付する。

### (防災井戸所有者等の義務)

第 4 条 防災井戸の指定を受けた井戸の所有者等は、門柱、塀など外部から見やすい場所に、表示シールを貼らなければならない。

2 井戸の所有者等は、次の場合には当該井戸を第三者が使用することを承認しなければならない。

- ① 区又は地域防災組織から、防災訓練において当該井戸を使用したい旨の申出があったとき。
- ② 大地震により近隣に火災が発生した場合等、差迫った事情があるとき。
- ③ 大地震等の災害により断水した場合、近隣住民に対してその求めに応じ、生活用水として井戸水を提供しなければならないとき。

### (維持管理)

第 5 条 防災井戸の維持管理は、所有者等が行う。

2 建物の増改築等の理由で、井戸ポンプの位置を変更した場合は、速やかに区に通知するものとする。

### (水質検査)

第 6 条 水質検査は次の各号に挙げる井戸について毎年度一回行い、水質検査に係る費用は区で負担する。

- ① 当該年度新規に指定を受けた井戸
- ② 水質試験結果が「適」と判定された井戸
- ③ その他、検査が必要と認められる井戸

2 水質試験課が「不適」と判断された井戸については、次年度以降の水質検査は行わない。

#### (防災井戸の周知)

第7条 区長は、災害時において、防災井戸の有効な活用を図るため、日常から地域防災組織及び関係機関並びに災害時協力協定団体等に対し、防災井戸の所在地を周知しておくものとする。

#### (指定解除)

第8条 次の各号の場合は、防災井戸の指定を解除する。

- ① 指定要件を満たさなくなったとき。
- ② 防災井戸の所有者等が井戸の維持管理を怠り、又は放棄し、長期にわたって井戸の使用不能の状態が継続したとき。
- ③ 防災井戸の所有者等から解除の申し出があったとき。
- ④ 水脈の変化及びその他の理由で井戸が枯渇したとき。(一時的な水位低下は含まない。)

#### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

様式 省略

## V-25 豊島区小災害応急救助対策要綱

〔昭和52年5月1日〕  
区 長 決 裁

改正 昭和53年3月31日 昭和54年7月10日  
昭和55年4月28日 昭和60年4月1日  
昭和62年10月15日 平成2年3月20日  
平成4年2月28日 平成5年3月8日  
平成6年2月28日 平成12年3月8日  
平成12年3月8日 平成16年4月1日  
平成17年3月22日

### (目 的)

第1条 この要綱は、豊島区の区域内において発生した小災害（暴風、豪雨、火災等の災害により被害が生じ、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されない場合）により、被害を受けた区民に対し応急的な救護を行い、もって区民の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (態 勢)

第2条 総務部長（以下「部長」という。）は、消防署、警察署、区民等から災害発生の通報を受けたときは、直ちに区長に連絡するとともに救助活動を統括する。活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、伝達
- (2) 関係部局、地域防災組織との連絡
- (3) り災状況の調査
- (4) 見舞金等の支給

2 部長は、別記様式1により、り災者の被害状況の報告を受けるとともに、その内容を区長及び関係機関に報告するものとする。

3 部長は、応急対策に必要と認めるときは、関係部局の長へ協力を要請して、所属職員を救助活動に従事させることを求めることができる。

### (一時避難所の設置)

第3条 部長は、被害の状況等により必要と認めるときは、一時避難所を設置するものとする。

2 部長は、前項の一時避難所を設置するときは、り災地を考慮し、関係部局と協議のうえ、別表1に掲げる施設より選定するものとする。

3 部長は、前項の規定にかかわらず、被害の状況等により必要があると認めるときは、民間施設の借り上げをすることができる。

### (一時避難所の管理運営)

第4条 一時避難所の管理運営は、部長の指示を受けて施設の長が行う。ただし、学校を使用するときは、教育委員会の協力を要請する。

2 前項の管理運営にあたる者は、一時避難所収容者名簿（別記様式2）及び小災害応急救助対策従事者名簿（別記様式3）を作成するとともに、火災や盗難の予防、衛生等について十分な配慮に努めるものとする。

3 一時避難所に収容するり災者は、原則として小災害により被害を受けた者のうち他に避難先のないものとする。

4 一時避難所の設置できる期間は、原則として災害発生の日から3日以内とする。

### (援助物資の調達)

第5条 部長は、一時避難所の避難者等に対し応急物資を調達するものとする。ただし、災害の規



模、状況等により必要と認めるときは、他の部局の協力を求めて行う。

(相談所の開設)

第6条 部長は、被害の状況により必要があると認めるときは、税の減税、融資等のり災者の相談に応ずるため、関係機関及び関係部局の協力を得て、被災地において相談所を開設する。

(見舞金等の支給)

第7条 区長は、小災害により被害を受けた区民に対し、別表2「小災害見舞金等支給基準」に定めるところにより災害見舞金を支給するものとする。

2 見舞金等の支給事務及び東京都小災害り災者応急援助要綱による災害見舞品の支給事務は、総務部防災課（以下「防災課」という。）が行う。

(特別見舞金の支給)

第8条 区長は、災害の規模により特に必要と認められる場合には、特別見舞金を支給することができる。

2 特別見舞金の額は、そのつど区長が定めるものとする。

(り災証明事務)

第9条 小災害により被害を受けた区民に対するり災証明書の発行は、他の機関で扱わないものについて、防災課で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、状況等により関係部局が協議し、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和52年5月1日から施行する。

2 東京都豊島区小災害見舞金支給要綱（昭和52年4月1日区長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、昭和54年5月15日から施行する

附 則

この要綱は、昭和55年5月1日から施行する

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、昭和62年7月25日から施行する

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する

別表 1

所 管 部 局	施 設
総 務 部	区本庁舎第 5 会議室（職員教養室）
区 民 部	区民事務所、区民集会室
保 健 福 祉 部	高齢者福祉センター、ことぶきの家
子ども家庭部	児童館
教育委員会	青年館、社会教育会館、小学校、中学校

別表 2

小 災 害 見 舞 金 等 支 給 基 準

見舞金等 被災区分		見 舞 金	弔 慰 金
火 災 等	半焼・半壊以上	一般世帯 30,000 円	死亡者 1 人につき 30,000 円
		単身世帯 15,000 円	
	部分焼・水損等	一般世帯 15,000 円	
単身世帯 5,000 円			
	消火協力等に伴 う負傷	全治 1 カ月以上 20,000 円 全治 1 週間以上 10,000 円	
水 災	住家床上浸水	一般世帯 30,000 円	死亡者 1 人につき 30,000 円
		単身世帯 15,000 円	
	住家床下浸水	世 帯 5,000 円	

様式 省略

## V-26 豊島区災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和49年10月15日〕  
〔条例第27号〕

改正 昭和50年7月15日 条例第49号  
昭和52年3月25日 条例第6号  
昭和53年4月12日 条例第20号  
昭和56年7月14日 条例第33号  
昭和57年12月25日 条例第52号(題名改称)  
昭和62年7月10日 条例第25号  
平成3年12月10日 条例第38号  
平成23年7月11日 条例第19号  
平成23年10月31日 条例第23号

### 目 次

第 1 章	総則 (第1条・第2条)
第 2 章	災害弔慰金の支給 (第3条―第8条)
第 3 章	災害障害見舞金の支給 (第9条―第11条)
第 4 章	災害援護資金の貸付け (第12条―第16条)
附 則	

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対する災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 区民 災害により被害を受けた当時、豊島区の区域内に住所を有した者をいう。

## 第 2 章 災害弔慰金の支給

### (災害弔慰金の支給)

第3条 区は、区民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 遺族のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち区長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

#### (災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

#### (死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者については死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

#### (支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

#### (支給の手続)

第8条 区長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 区長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

#### (災害障害見舞金の支給)

第9条 区は、区民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該区民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

#### (災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持している場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

#### (準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

## 第 4 章 災害援護資金の貸付け

### (災害援護資金の貸付け)

第 12 条 区は、令第 3 条に掲げる災害(以下この章において単に「災害」という。)により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、この所得について、法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならぬ。

### (災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

### (利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

### (償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

### (委任)

第 16 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 23 年 7 月 11 日条例第 19 号)

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行に伴う災害援護資金の貸付けの特例措置)

第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント(保証人を立てる場合にあっては無利子)」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

附 則(昭和50年7月15日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年3月25日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は同日以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和53年4月12日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は同日以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年7月14日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は同日以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年12月25日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年7月10日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成3年12月10日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成23年7月11日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊島区災害弔慰金の支給等に関する条例の附則の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則(平成23年10月31日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の規定は、平成23年3月11日から適用する。

## V-27 豊島区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

〔昭和49年10月15日〕  
規則第25号

改正 昭和57年12月25日 規則第62号  
(題名改称)

平成23年7月11日 規則第49号

平成25年3月19日 規則第15号

### 目次

- 第1章 総則(第1条)
  - 第2章 災害弔慰金の支給(第2条・第3条)
  - 第3章 災害障害見舞金の支給(第4条・第5条)
  - 第4章 災害援護資金の貸付け(第6条—第18条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、豊島区災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年豊島区条例第27号。以下「条例」という。)第8条及び第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 災害弔慰金の支給

#### (支給の手続)

第2条 区長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。以下同じ。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

#### (必要書類の提出)

第3条 区長は、豊島区の区域外で死亡した区民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 区長は、区民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

#### (支給の手続)

第4条 区長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

#### (必要書類の提出)

- 第 5 条 区長は、豊島区の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった区民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
- 2 区長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別記第 1 号様式)を提出させるものとする。

### 第 4 章 災害援護資金の貸付け

#### (借入れの申込み)

- 第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別記第 2 号様式)を区長に提出しなければならない。
- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
  - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還期間及び償還方法
  - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
  - (4) 保証人となるべき者に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書
  - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあつては、前前年とする。以下この号において同じ。)において、他の市区町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市区町村長の証明書
  - (3) その他区長が必要と認める書類
- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

#### (調査)

- 第 7 条 区長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

#### (貸付けの決定)

- 第 8 条 区長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(別記第 3 号様式)を借入申込者に交付するものとする。
- 2 区長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書(別記第 4 号様式)を借入申込者に交付するものとする。

#### (借用書の提出)

- 第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書(別記第 5 号様式)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて区長に提出しなければならない。

#### (貸付金の交付)

- 第 10 条 区長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

#### (償還の完了)

- 第 11 条 区長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

#### (繰上償還の申出)

- 第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別記第 6 号様式)を区長に提出するものとする。



### (償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他区長が必要と認める事項を記載した申請書(別記第 7 号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他区長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(別記第 8 号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 区長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別記第 9 号様式)を当該借受人に交付するものとする。

### (違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別記第 10 号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別記第 11 号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 区長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別記第 12 号様式)を当該借受人に交付するものとする。

### (償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他区長が必要と認める事項を記載した申請書(別記第 13 号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 区長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別記第 14 号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 区長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別記第 15 号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

### (督促)

第 16 条 区長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状により督促するものとする。

### (氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名、住所等借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を氏名等変更届(別記第 16 号様式)により区長に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

第 1 条 この規則は、公布の日から施行する。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行に伴う災害援護資金の貸付けの特例措置)

第 2 条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。)第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害

を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「平成30年3月31日」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第9条の適用については「保証人の連署した借用書」とあるのは「借用書」と、「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。))及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書」とする。

3 平成23年特別令第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第2項第2号の適用については、同号中「被害を受けた日の属する前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前前年とする。以下この号において同じ。))」とあるのは「平成21年(平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。以下この号において同じ。))」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

附 則(昭和57年12月25日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成23年7月11日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の附則の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の附則第2条第3項の規定は、平成25年1月17日から適用する。

## V-28 豊島区国民保護協議会条例

〔平成18年3月29日〕  
条例第15号

### (目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、豊島区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、48人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (幹事)

第5条 協議会に、幹事48人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

### (部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## V-29 豊島区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

〔平成18年3月29日〕  
〔条例第14号〕

### (目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、豊島区国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び豊島区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

- 第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、区の職員のうちから、区長が任命する。

### (会議)

- 第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他区の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地対策本部)

- 第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

### (雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

### (準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、豊島区緊急対処事態対策本部について準用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## V-30 豊島区危機管理対策本部設置要綱

〔平成15年10月31日〕  
区長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、豊島区危機管理対策本部（以下「本部」という。）の設置について必要な事項を定め、もって、区民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態等に的確な対応を図ることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 区民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対策に関する事
  - (2) 前号に掲げるもののほか、突発的な課題等に対し、区として対応すべき危機管理事象への対策に関する事
- 2 前項の規定にかかわらず、水防、災害対策など既に本部組織のあるもの、その他所管部署において基本的に対応が可能なものについては、当該組織等で対応する。

### (組織等)

第3条 本部は、本部長、副本部長、危機管理監及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、区長をもって充て、本部を総理する。

3 副本部長は副区長・教育長の職にある者をもって充て、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副区長、教育長の順序により本部長の職務を代理する。副区長の順位は、豊島区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則による。

4 危機管理監は、本部長を補佐し、危機管理対策に係る情報の収集及び分析、対応策の立案、各部局に対する助言、指導及び総合調整、関係機関との連携等の業務を所掌する。

5 本部員は、政策経営部長、総務部長、政策経営部広報課長、総務部総務課長、総務部防災危機管理課長、総務部危機管理担当課長、総務部治安対策担当課長の職にある者をもって充てる。

6 前項に掲げる者のほか、本部長は、危機管理の事象に応じ、必要があると認めたときは、区職員のうちから本部員を指名することができる。

### (関係機関等との連携)

第4条 本部は、危機管理の事象に関連する関係行政機関、住民組織等との情報交換等の連携に努める。

### (庶務)

第5条 本部の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

## V-31 豊島区災害時危機事案発生時の対処要綱

〔平成19年3月30日〕  
区長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害、重大事故及び武力攻撃事態対処法（平成15年法律第79号）に基づき政府が対処方針を定める事態に発展するおそれがある場合において、これら災害等危機事案の発生に対処するため、情報の収集及び分析並びに対応策の立案及び実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「危機情報」とは、次に掲げる災害等の危機の発生又はそのおそれに関する情報をいう。

#### (1) 自然災害

- ア 地震災害
- イ 風水害
- ウ 火山災害
- エ その他自然現象による災害

#### (2) 重大事故

- ア 鉄道又は車両等に係る事故であって多数の死者又は行方不明者を伴うもの
- イ 大規模な火災又は爆発事故であって多数の死者又は行方不明者を伴うもの
- ウ 危険物、ガス、毒劇物等の大量流出事故
- エ ライフラインに係る事故であって区民生活に重大な影響を与えるもの
- オ その他重大な人的被害又は物的被害が生じ、又は生じるおそれのある事故

#### (3) 重大事件等

- ア 大規模な騒乱、テロリズム等で重大な人的被害又は物的被害が生じ、又は生じるおそれのあるもの
- イ 致死率又は伝搬性が高い等の重篤な感染症の発生
- ウ その他重大な人的被害又は物的被害が生じ、又は生じるおそれのある事件

### (危機管理情報室の設置)

第3条 危機管理監は、災害等の危機事案が発生したときは、危機情報を収集するため直ちに危機管理情報室を設置するものとする。

危機管理情報室は、豊島区国民保護計画（平成19年3月30日18豊総危発第59号区長決定）第2編第1章第1、2「区職員の参集基準」に定める担当課室体制をとる場合において準用する。

### (危機管理情報室の構成)

第4条 危機管理情報室の構成は次のとおりとする。

- (1) 危機管理情報室長は、総務部危機管理担当課長が兼務する。
- (2) 危機管理情報室長を補佐するため、危機管理情報室に副室長を2名置き、防災危機管理課長と治安対策担当課長が兼務する。
- (3) 危機管理情報室に次に掲げる職員を置く。
  - ア 防災危機管理課職員
  - イ その他必要に応じて危機管理監が指定する職員

### (危機情報の収集)

第5条 危機管理情報室長は、警察、消防等関係機関から効率的に危機情報を収集するものとする。

る。

- 2 危機管理情報室長は、必要に応じて関係する課等に報告を求めることができるものとする。
- 3 危機管理情報室長は、報告を受け、又は収集した危機情報を直ちに危機管理監に報告するものとする。
- 4 報告を求められた課等の所属長は、業務調整を行い最優先して危機情報の収集に努めなければならない。

#### (危機管理情報室の位置)

第6条 危機管理情報室を防災危機管理課に置く。

#### (危機管理情報室の解散)

第7条 危機管理情報室は次に掲げる場合に解散する。

- (1) 災害等の危機事案が解消するなどして危機管理情報室の設置の必要がないと危機管理監が判断した場合
- (2) 第8条に定める緊急事態対策室を設置した場合
- (3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づき、次のいずれかの対策本部を設置した場合
  - ア 豊島区災害対策本部
  - イ 豊島区国民保護対策本部
  - ウ 豊島区緊急対処事態対策本部

#### (緊急事態対策室の設置)

第8条 区長は災害等の危機事案が発生した場合において、危機管理情報室に集約された情報又は危機管理情報室が設置される前に報告された情報を総合的に判断して、さらに全庁的な情報の収集、対応策の検討などが必要な場合は、直ちに緊急事態対策室を設置するものとする。緊急事態対策室は、豊島区国民保護計画第2編第1章第1、2「区職員の参集基準」に定める緊急事態連絡室体制をとる場合において準用する。

#### (緊急事態対策室の構成)

第9条 緊急事態対策室の構成は次のとおりとする。

- (1) 緊急事態対策室長は、危機管理監が兼務する。
- (2) 緊急事態対策室長を補佐するため、緊急事態対策室に副室長を置き、総務部危機管理担当課長が兼務する。
- (3) 緊急事態対策室に次に掲げる管理職の職員を置き、情報の精査を図るものとする。
  - ア 総務課長
  - イ 防災危機管理課長
  - ウ 治安対策担当課長
  - エ 広報課長
  - オ その他区長が必要と認めて指定する管理職の職員
- (4) 緊急事態対策室に次に掲げる職員を置く。
  - ア 防災危機管理課職員
  - イ 総務課長が必要に応じて指定する総務課職員及び災害対策要員
  - ウ 広報課長が指定する広報課職員
  - エ その他危機管理監が必要と認めて指定する職員

#### (緊急事態対策室の位置)

第10条 緊急事態対策室を本庁舎5階災害対策センターに置く。

#### (対応策の立案)

第11条 副室長は、第5条の規定に準じて危機情報の収集を行うとともに、危機情報を分析及び

評価し、危機管理監の指揮のもと必要な対応策を立案するものとする。

#### (対応策の検討)

第12条 第11条の規定により立案された対応策を検討し、関係機関と連携した対策を速やかに実施するため、区長は豊島区危機管理対策本部を招集するものとする。

#### (緊急事態対策室の解散)

第13条 緊急事態対策室は次に掲げる場合に解散する。

- (1) 災害等の危機事案が解消するなどして緊急事態対策室の設置の必要がないと区長が判断した場合
- (2) 災害対策基本法又は国民保護法に基づき、次のいずれかの対策本部を設置した場合
  - ア 豊島区災害対策本部
  - イ 豊島区国民保護対策本部
  - ウ 豊島区緊急対処事態対策本部

#### (連絡体制)

第14条 危機管理情報室長又は緊急事態対策室長は、災害等に迅速に対応するため、豊島区地域防災計画又は豊島区国民保護計画等であらかじめ定められた伝達系統により関係機関等との連絡体制を確保するとともに、必要な情報を提供するものとする。

#### (引継ぎ)

第15条 災害等が、豊島区災害対策本部又は豊島区国民保護対策本部及び豊島区緊急対処事態対策本部（以下「災害対策本部等」という。）により対応することが決定された場合は、この要綱に基づき実施された業務は、災害対策本部等の活動に引き継がれるものとする。

#### (職員の招集等)

第16条 休日、夜間における災害等危機事案発生時の情報伝達は、現に定められている連絡体制を用いて宿直者が行う。

2 この要綱に基づき設置される室に必要な人員の召集については、職名で指定されている職員を除き、危機管理監又は危機管理担当課長が判断し指示する。

3 参集する職員は、あらゆる手段を検討し、可能なかぎり速やかに登庁するものとする。

#### (身分の取扱い)

第17条 この要綱に基づき危機管理情報室又は緊急事態対策室で勤務する職員の身分の取扱いについては、総務部付けとし、室が設置された時点において区長が任命する。

#### (その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、危機管理監が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。



## V-32 災害時要援護者対策検討委員会設置要綱

平成17年6月2日  
総務部長決定  
改正 平成18年3月23日  
改正 平成18年8月1日  
総務部防災課長決定  
改正 平成19年4月1日  
総務部防災課長決定  
改正 平成26年7月31日  
総務部長決定  
改正 平成27年6月9日  
総務部長決定  
改正 平成27年11月25日  
総務部防災危機管理課長決定

### (設置)

第1条 豊島区内において、大規模な災害が発生しまたは発生する恐れが生じた場合において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らをまもるため避難準備及び安全な場所に避難するなど、適切な防災行動をとることが特に困難な区民（以下「災害時要援護者」という。）に対し、避難等の適切な支援等を行うための対策を検討するために、災害時要援護者対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 災害時要援護者の支援に関すること。
- (2) その他目的を達成するために委員会が必要と認めたこと。

### (構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長及び委員には、それぞれ次の職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 総務部長
- (2) 副委員長 保健福祉部長
- (3) 委員 政策経営部総合相談担当課長、総務部防災危機管理課長、同部危機管理担当課長、区民部区民活動推進課長、保健福祉部福祉総務課長、同部高齢者福祉課長、同部障害福祉課長、同部障害福祉サービス担当課長、同部介護保険課長、同部地域保健課長

### (運営)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (検討部会)

第5条 委員会は、災害時要援護者対策を個別具体的に検討するための機関として、検討部会を設置することができる。

2 検討部会は、委員長が指名する者で構成する。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部防災危機管理課及び保健福祉部福祉総務課において調整処理する。

### 附 則

この要綱は、平成17年6月2日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月25日から施行する。

## V-33 減災対策器具設置要綱

平成20年11月28日  
総務部長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、地震等による家具の転倒を未然に防止する家具転倒防止器具及び火災による被害を未然に防止する住宅用火災警報器（以下「減災対策器具」という。）の設置（以下「器具設置」という。）を行い、災害時の区民の安全を確保することを目的とする。

### (対象世帯)

第2条 器具設置を受けることのできる世帯（以下「対象世帯」という。）は、豊島区内に住所を有する、次の各号のいずれかに該当する者（施設等に入所中の者を除く。）（以下「対象者」という。）が属する世帯とする。

- (1) 愛の手帳所持者
- (2) 要介護1から5のいずれかに該当する者
- (3) 身体障害者手帳1級から4級のいずれかに該当する者
- (4) 生活保護受給者
- (5) その他、区長が必要と認める者

### (減災対策器具の種類)

第3条 減災対策器具の種類は、区長が設置を必要と認める器具とする。

### (家具転倒防止器具設置)

第4条 設置器具のうち、家具転倒防止器具の設置対象家具は、対象者が寝室として利用する室内の家具転倒防止器具が設置可能な家具（以下「設置対象家具」という。）とする。

ただし、区長が特に理由があると認めた場合はこの限りではない。

2 設置対象家具は、1世帯につき3点を限度とする。

### (住宅用火災警報器設置)

第5条 設置器具のうち、住宅用火災警報器は、煙感知式のもを最も効果的な箇所に設置場所の状況に応じて設置する。

ただし、区長が特に理由があると認めた場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、火気を使用する台所等で煙感知式の設置が不相当であると認められる場合は熱感知式を設置することができる。

3 設置台数は、1世帯につき1台とする。

### (器具設置を受けられない者)

第6条 第2条に定める対象者のうち次の各号に該当する者は、器具設置を受けることができない。

(1) 既に、「災害要援護者家具転倒防止器具設置要綱（平成18年11月28日総務部長決定）」に基づき、家具転倒防止器具を設置した者は、家具転倒防止の器具設置を受けることができない。

(2) 既に住宅用火災警報器を設置している者は、住宅用火災警報器の設置を受けることができない。

### (費用)

第7条 器具設置に要する費用は、区が負担する。

### (申請)

第8条 器具設置を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、減災対策器具設置申請書（別記第1号様式）により区長に申請するものとする。なお、自己所有でない住宅で住宅に減災対策器具の直接固定工事を必要とする場合は、家主等の器具設置についての承諾を要する。

2 申請は、1世帯につき1回限りとする。

3 申請者は、家具転倒防止器具の設置及び住宅用火災警報器の設置、または、いずれかを申請することができる。

### (決定)

第9条 区長は、申請書を受領したときは、その世帯が資格要件に該当するかを審査のうえ、器具設置の可否を決定する。

2 区長は、前項の審査により申請を却下するときは、減災対策器具設置却下通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 申請期間は、区長が別に定めるところによる。

**(器具設置の実施)**

第10条 区長は、器具設置及びそのための実態調査を業者に委託することができる。

2 器具設置の実施については区の当該年度予算額の範囲内で行うものとする。

**(報告書)**

第11条 区長は、前条の規定により器具設置の委託をした場合は、当該業者に対し、減災対策器具設置完了報告書（別記第3号様式）の提出を求めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年11月28日から施行する。

2 災害要援護者家具転倒防止器具設置要綱（平成18年11月28日総務部長決定）は、平成20年11月28日に廃止する。

様式 省略

## V-34 災害時要援護者登録事業実施要綱

平成19年5月31日

総務部長決定

### (目的)

第1条 豊島区(以下「区」という。)内において、大規模な災害が発生し又は発生する恐れが生じた場合(以下「災害時」という。)において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らをまもるための避難準備、安全な場所への避難などの適切な防災行動をとることが特に困難な区民(以下「災害時要援護者」という。)に対し、避難等の適切な援護活動を行うため、災害時要援護者登録事業(以下「登録事業」という。)を実施する。

### (事業内容)

第2条 登録事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時において援護活動を要する災害時要援護者の名簿への登録
  - (2) 災害時における援護活動を実施するため区の関係各部署及び災害時要援護者の地区を担当する地域防災組織(以下「地域防災組織」という。)のほか、次に掲げる区内の関係団体等への、名簿の提供
    - ア 巣鴨警察署、池袋警察署、目白警察署
    - イ 豊島消防署、池袋消防署
    - ウ 豊島消防団、池袋消防団
    - エ 災害時要援護者の地区を担当する民生委員
  - (3) 災害時における援護活動を実施するため、地域防災組織をはじめとする関係団体等との連携、調整及び情報交換に関すること。
- 2 災害時要援護者は、名簿を提供する関係団体等について、前項第2号アからエに掲げるものの中から選択することができる。

### (対象者)

第3条 名簿に登録する対象者は、区内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当し、本人が登録を希望するものとする。

- (1) 愛の手帳所持者
- (2) 要介護3、4、5のいずれかに該当する者
- (3) 身体障害者手帳所持者で1級、2級、3級、4級のいずれかに該当するもの

### (対象者の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の者は対象者としめないこととする。ただし、区長が必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 病院、療養施設又はこれらに類似する施設等に入所している者

### (登録申請)

第5条 第3条に定める者のうち、登録を希望する者は、災害時要援護者名簿登録申請書(別記第1号様式)により申請するものとする。

2 前項の規定により、申請した者は、住所、提供先等申請した事項に変更があった場合は、速やかに届け出るものとする。

### (登録事項)

第6条 名簿には、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 住所、氏名、生年月日及び性別
- (2) 電話番号又はファクシミリ番号
- (3) 登録事由

(4) 援護活動に当たって特に配慮すべき事項

**(登録の取消し)**

第7条 区は、次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 登録している者が区外へ転出した場合
- (2) 登録している者が死亡した場合
- (3) 登録している者が自らの意思で登録を辞退した場合
- (4) 第3条に定める要件に該当しなくなった場合

**(結果通知)**

第8条 区は、第5条に規定する申請を受理し、審査した結果については、申請者に対し災害時  
要援護対象者登録申請審査結果決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

**(名簿の管理)**

第9条 区は、登録事業の実施に際し取り扱う対象者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、豊島区個人情報保護条例（平成12年豊島区条例第3号）等を遵守し、厳正に管理するものとする。

2 地域防災組織及び関係団体等は、提供を受けた名簿及び名簿記載の情報について、前項に掲げる法令等にのっとり、厳正に管理するものとする。

**(名簿の登録受け及び変更等)**

第10条 区長は、名簿の登録（登録事項の変更を含む。）を随時受け付けるものとし、地域防災組織及び関係団体等へは、受付毎に速やかに情報提供を行うものとする。

2 変更のあった名簿は、地域防災組織及び関係団体等に対し、変更前の名簿と引き換えに、提供するものとする。

3 地域防災組織及び関係団体等は、第7条各号に規定する場合に該当するため支援が不要となった場合は、速やかに区へ名簿を返還するものとする。

**附 則**

この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

## 災害時要援護者名簿登録申請書

私は、以下の通り、災害時要援護者名簿への登録を申請します。

申請にあたって、以下に書かれた内容を確認するため、区役所各関係部署に私の個人情報照会を行うことに同意します。

また、完成した名簿を区役所関係各課及び地域防災組織(町会)に提供することに同意します。

併せて下の「名簿情報の提供先(関係団体等)」(×印を付した団体を除く)へ提供することに同意します。

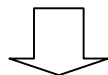
**\*避難支援プラン(避難のお手伝い等の事前計画)作成のため、町会担当者等が訪問調査を行う場合がありますので、その際にご協力ください。**

**\*町会の事情などにより、避難支援プランの作成が困難な場合もありますので、ご承知おきください。**

豊島区長

区 処 理 欄	_____年 ____月 ____日 申請					
処理月日	年 月 日	登録番号 ※	警	消	団	民

登録申請該当者(名簿登録者)							
ふりがな							
氏名							
住所							
生 年 月 日	年 月 日生	性別	男 ・ 女				
電話番号	( )	FAX番号	( )				
申 請 事 由	①愛の手帳所持 ②要介護3～5のいずれか ③身体障害者手帳1～4級のいずれか					⇒	該当番号
援 護 活 動 に 当 た っ て 配 慮 を 望 む 事 項							



上下太枠欄内をご記入ください。

名簿情報の提供先(関係団体等)				
区は、作成した名簿を区役所関係各部署、お住まいの地域の町会及び下記団体へ提供します。ただし、下記団体のうち、提供したくない団体がありましたら、その団体名の下の欄に×印をしてください。 この場合×印の付いた団体へは、あなたの名簿は提供いたしません。  ※ 全ての団体へ「×」を印すことは、この制度の趣旨に反しますのでおやめください。				
関 係 団 体 等	警察署	消防署	消防団	民生委員
希望をしない団体へは、その欄に「×」印を付けてください。				

※ 担当窓口 豊島区役所総務部防災課 電話03-3981-1111(内線2372)

## 災害時要援護者登録申請 審査結果決定通知書

あなた様から申請のあった災害時要援護者名簿登録について、下記のとおり決定しましたのでその旨通知いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

豊島区長

処理番号

申請者

様

住所：

- 1 申請の通り登録いたしました。
- 2 下記の事由により、登録の対象となりませんでした。

却 下 事 由

※ 本件の決定内容についての問合せ先

豊島区総務部防災課 電話 3981-1111内線2372



## V-35 東京都震災対策条例

(平成 12 年 12 月 22 日 東京都条例第 202 号)

東京都震災予防条例（昭和 46 年東京都条例第 121 号）の全部を改正する。

### 目 次

#### 前 文

#### 第 1 章 総 則

- 第 1 節 目的（第 1 条）
- 第 2 節 知事の責務（第 2 条－第 8 条）
- 第 3 節 都民の責務（第 8 条）
- 第 4 節 事業者の責務（第 9 条－第 11 条）

#### 第 2 章 予防対策

- 第 1 節 震災に関する研究、公表等（第 12 条）
- 第 2 節 防災都市づくりの推進（第 13 条）
- 第 3 節 都市施設及び建築物の安全の確保（第 14 条－第 23 条）
- 第 4 節 火災の防止等（第 24 条－第 31 条）
- 第 5 節 防災広報及び防災教育（第 32 条・第 33 条）
- 第 6 節 防災組織（第 34 条－第 37 条）
- 第 7 節 地域における相互支援ネットワークづくり（第 38 条）
- 第 8 節 ボランティアへの支援（第 39 条）
- 第 9 節 要援護者に対する施策（第 40 条）
- 第 10 節 防災訓練（第 41 条・第 42 条）
- 第 11 節 都民等の意見（第 43 条）

#### 第 3 章 応急対策

- 第 1 節 応急体制等の整備（第 44 条－第 46 条）
- 第 2 節 避難（第 47 条－第 51 条）
- 第 3 節 救出及び救助の活動拠点等の確保（第 52 条）
- 第 4 節 帰宅困難者対策（第 53 条・第 54 条）

#### 第 4 章 復興対策（第 55 条・第 56 条）

#### 第 5 章 委任（第 57 条）

#### 附則

## 前文

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強い街づくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### 第1節 目的

第1条 この条例は、地震による災害（以下「震災」という。）に関する予防、応急及び復旧に係る対策（以下「震災対策」という。）に関し、都民、事業者及び東京都（以下「都」という。）の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

### 第2節 知事の責務

#### （基本的責務）

第2条 知事は震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業（以下「震災対策事業」という。）の計画（以下「震災対策事業計画」という。）を策定し、その推進を図らなければならない。

3 震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア（以下「都民等」という。）並びに第34条から第36条までの防災組織の意見を聴くよう努めなければならない。

#### （都民及び事業者に対する指導等）

第3条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

#### (ボランティアに対する支援)

第4条 知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

#### (都民等への助成)

第5条 知事は、都民等が行う震災対策活動に対して、必要な助成を行うことができる。

#### (区市町村との連絡調整及び助成)

第6条 知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

2 知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

#### (協力要請)

第7条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

### 第3節 都民の責務

第8条 都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- 一 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 二 家具の転倒防止
- 三 出火の防止
- 四 初期消火に必要な用具の準備
- 五 飲料水及び食料の確保
- 六 避難の経路、場所及び方法についての確認

3 都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

### 第4節 事業者の責務

#### (基本的責務)

第9条 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災を防止するため、最大の努力を払わなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

#### (事業所防災計画の作成)

第10条 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

#### (事業所防災計画の届出)

第11条 都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

## 第2章 予防対策

### 第1節 震災に関する研究、公表等

- 第12条 知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。
- 2 都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。
  - 3 知事は、第1項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。
  - 4 知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

### 第2節 防災都市づくりの推進

- 第13条 知事は、防災都市づくり（震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設（都市計画法昭和43年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。）等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。）を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。
- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 防災都市づくりに関する施策の指針
    - 二 地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定
    - 三 重点整備地域（防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。）等の指定
  - 3 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第1項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

### 第3節 都市施設及び建築物等の安全の確保

#### （都市施設等の耐震性等の確保）

第14条 知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

#### （一般建築物の耐震性等の確保）

第15条 知事は、一般建築物（次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

#### （特殊建築物等の耐震性等の確保）

第16条 知事は、特殊建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）その他知事が必要と認める建築物及び地下街（消防法（昭和23年法律第186号）に規定する地下街をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告することができる。

#### （重要建築物の耐震性等の強化）

第17条 知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

- 一 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物

二 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

#### (公共施設等の安全の確保)

第 18 条 知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに付随する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

2 前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

#### (都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保)

第 19 条 都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

#### (危険物の落下防止)

第 20 条 知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

#### (宅地造成中の安全の確保)

第 21 条 知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

第 22 条 知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

#### (地盤沈下の防止)

第 23 条 知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の定めるところにより、地下水について揚水の抑制に努めなければならない。

### 第4節 火災の防止等

#### (火災の防止)

第 24 条 知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

#### (初期消火)

第 25 条 都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

#### (火気使用器具の規制)

第 26 条 知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。

#### (消防水利の確保及び消防力の強化)

第 27 条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2 知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

#### (建築物の不燃化)

第 28 条 知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

2 消防法第 9 条の 3 の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

#### (延焼遮断帯の整備)

第 29 条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯（火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。）の整備に努めなければならない。

#### (危険物取扱い施設の安全の確保)

第 31 条 知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

### 第5節 防災広報及び防災教育

#### (防災広報)

第 32 条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

#### (防災教育)

第 33 条 都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第 36 条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

### 第6節 防災組織

#### (防災市民組織)

第 34 条 知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

#### (施設の防災組織)

第 35 条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

#### (業種別の防災組織)

第 36 条 危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類するものを取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。

#### (防災リーダーの育成)

第 37 条 知事は、第 34 条の防災市民組織及び第 35 条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー（これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。）の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

### 第7節 地域における相互支援ネットワークづくり

第 38 条 知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク（当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。）の育成の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

## 第8節 ボランティアへの支援

第39条 知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

## 第9節 要援護者に対する施策

第40条 知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第10節 防災訓練

### (防災訓練の実施)

第41条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は障害を受けたときの補償については、東京都規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

### (防災組織の訓練)

第42条 第34条から第36条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

3 知事は、第1項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

## 第11節 都民等の意見

第43条 都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。

2 都民は、第47条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。

3 知事は、前2項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

## 第3章 応急対策

### 第1節 応急体制等の整備

#### (災害応急体制の整備)

第44条 知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2 知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。

#### (情報連絡体制の整備等)

第45条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。

#### (他団体への協力要請の方法)

第46条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共的団体等への協力要請の方法を確立しておかななければならない。

## 第2節 避難

### (避難場所の指定)

第47条 知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大する恐れのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

2 知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

### (避難道路の指定)

第48条 知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

### (避難場所及び避難道路周辺の不燃化)

第49条 知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

### (避難誘導方法の確立)

第50条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

### (車両による避難の禁止)

第51条 都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第8号の車両（以下「車両」という。）を使用してはならない。

2 震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

## 第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保

第52条 知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。

4 知事は、震災時に、災害救助法（昭和22年法律第118号）第26条第1項又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条第1項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求めるものとする。

## 第4節 帰宅困難者対策

### (帰宅困難者の事前準備)

第53条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

### (帰宅困難者対策の実施)

第54条 知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。



## 第4章 復興対策

### (震災復興体制の確立)

第55条 知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成10年東京都条例第77号）に基づく体制を取るものとする。

### (震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進)

第56条 知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から震災復興計画を策定しなければならない。

2 知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。

3 知事は、第1項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。

4 知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

## 第5章 委任

第57条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

## V-36 東京都帰宅困難者対策条例

(平成24年3月30日 東京都条例第17号)

### 目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進(第7条—第9条)
- 第3章 安否確認及び情報提供(第10条・第11条)
- 第4章 一時滞在施設の確保(第12条)
- 第5章 帰宅支援(第13条)
- 第6章 雑則(第14条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、大規模な地震その他の災害(以下「大規模災害」という。)が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが不在の場合において、多数の帰宅困難者(事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。)が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都(以下「都」という。)、都民及び事業者(事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。)の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

#### (知事の責務)

第2条 知事は、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

#### (都民の責務)

第3条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係

機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。
- 4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)第10条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

#### (帰宅困難者対策実施状況の報告)

第5条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等(前条及び次章から第5章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。)に報告を求めることができる。

#### (事業者等に対する支援)

第6条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

## 第2章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

### (従業者の一斉帰宅抑制)

第7条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の3日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

### (公共交通事業者等による利用者の保護)

第8条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

### (学校等における生徒等の安全確保)

第9条 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。)第1条に規定する学校をいう。)、専修学校(法第124条に規定する専修学校をいう。)及び各種学校(法第134条に規定する各種学校をいう。)並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

### 第3章 安否確認及び情報提供

#### (安否確認及び情報提供のための体制整備)

第10条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報(以下「災害関連情報等」という。)の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

#### (安否確認手段の周知等)

第11条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

### 第4章 一時滞在施設の確保

#### (一時滞在施設の確保等)

第12条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設(以下この条において「一時滞在施設」という。)を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

### 第5章 帰宅支援

#### (帰宅支援)

第13条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション(徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。)を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

### 第6章 雑則

#### (委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## V-37 震災対策における都・区間の役割分担

事 項	検 討 結 果
1 市民消火隊の育成	市民消火隊 665 隊（1 隊 10 名程度）を区へ移管する。
2 防災活動拠点の整備	防災活動拠点事業については区事業とする（補助方式は廃止する）
3 消防水利の確保	防災市民組織が利用する小型防火水槽（40 m <sup>3</sup> 以下）は、区が対応する。都は、原則として、40 m <sup>3</sup> 以上の防火水槽を設置する。
4 飲料水の確保	(1) 浄水場等から避難場所（給水拠点）までの輸送は都が対応する (2) 給水拠点から住民に対する給水は区が実施する
5 食糧及び生活必需品の確保	(1) 乾パン等の食糧については、区が一日分を目標に備蓄する。都はそれ以降の分について備蓄、調達で対処する。 (2) 生活必需品については、主に都が備蓄及び調達により確保する。 (3) 住民への配布は区があたる。
6 備蓄倉庫の整備	備蓄物資の都区分担に基づき、都・区双方がそれぞれ設置する。
7 避難場所の利用管理	(1) 利用管理に係る管理者との協議及び発災時の避難場所での対応は原則として避難場所所在の区が対処する。 (2) 二区以上の住民が利用する避難場所については、あらかじめ関係区において協議するものとする。 (3) 大規模避難場所で、所在区のみで対応することが困難な避難場所については、都が補完する方向で検討する（現在のところ、皇居前広場・日比谷公園地区を考えている）。
8 避難誘導體制	(1) 一時集合場所の選定は、区が主体となって実施する。 (2) 地域ごとの避難計画については、区が策定する。 (3) 避難場所等の標識の設置は都、管理は区とする。
9 医療救護班の編成	(1) 医療救護班の編成基準は、都が「災害医療運営連絡会」における協議に基づき作成する。 (2) 考え方としては、区が初動活動を行い、都は広域的立場から応援にあたるものとする。
10 救護所の設置と負傷者の搬送	(1) 救護所の設置は区、後方医療施設は都が分担する。 (2) 搬送体制は次の区分で行う。 被災現場 → 救護所（区） 救護所 → 後方医療施設（都および区）
11 医薬品、医療器材等の備蓄	(1) 都・区の医療救護班が使用する医薬品、医薬器材等の確保については、「災害医療運営連絡会」で定める基準に従い、都区それぞれが調達を含め確保する。 (2) 調整粉乳については、最初の 3 日分は区が備蓄し、それ以降は都が備蓄または調達で対応する。

## V-38 豊島区被災者生活再建支援検討会設置要綱

平成29年4月28日

区民部長決定

### (設置)

第1条 平成28年熊本地震を契機として、来るべき首都直下地震に備えた被災者生活再建支援のあり方について部局横断的な検討を進めるため、豊島区被災者生活再建支援検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会は、災害時に効果的な被災者生活再建支援を円滑かつ迅速に実施するために、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 被災者生活再建支援の方針及び実施計画に関すること
- (2) 被災者生活再建支援システムの有効活用策に関すること
- (3) 上記に関する職員研修、訓練に関すること
- (4) その他、必要な事項

### (構成)

第3条 検討会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 会長は、危機管理監に関する事務を担当する副区長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、危機管理監、区民部長の職にある者をもって充てる。

4 会員は、政策経営部長、総務部長、保健福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長、教育部長、豊島区民社会福祉協議会事務局次長など関係部長の職にある者とする。

### (会議)

第4条 会長は、必要に応じて検討会を招集し、会議を主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。その順序は、危機管理監、区民部長の順とする。

3 防災危機管理課長、区民活動推進課長、総合窓口課長、税務課長は、幹事として会議に出席するものとする。

4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させることができる。

### (付議)

第5条 会員及び幹事は、検討会に付議すべき事案があるときは、区民部区民活動推進課長に付議を求めるものとする。

2 区民部区民活動推進課長は、付議すべき事案を整理・調整し、検討会に提出する。

### (プロジェクトチーム)

第6条 検討会に、第2条に定める事項について専門的に調査・検討するため、プロジェクトチームを置く。

2 プロジェクトチームは、会長の指名する会員、幹事その他の職員をもって構成する。

3 プロジェクトチームのリーダー、サブリーダーは、構成員のうちから会長が指名する。

4 プロジェクトチームは、リーダーが招集し、会議を主宰する。

5 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故あるときはその職務を代理する。

6 リーダーは、必要があると認めるときは、構成員以外の職員にプロジェクトチームへの出席を求めることができる。

### (庶務)

第7条 検討会の庶務は、区民部区民活動推進課において処理する。

2 区民部区民活動推進課長は、検討会の会議録等を作成し、保管しなければならない。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

## V-39 豊島区災害時業務継続・受援体制検討会議設置要綱

平成30年6月11日  
副 区 長 決 定  
改正 平成30年9月10日

### (目 的)

第1条 豊島区の災害時における応急・復旧及び復興対策を迅速かつ確実に実施できる体制を整備するため、「豊島区災害時業務継続・受援体制検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 災害時における業務継続計画及び受援計画に関すること
- (2) 災害時における業務継続及び受援施策の総合調整、検討及び実施に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

### (構 成)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、総務部（危機管理監に関する事務に限る。）を担任する副区長の職にある者をもって充て、検討会議を総括する。
- 3 副会長は、総務部長及び危機管理監の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、豊島区組織条例（昭和40年豊島区条例第1号）に定める部の長、施設整備担当部長、国際文化プロジェクト推進担当部長、健康担当部長、池袋保健所長、地域まちづくり担当部長、土木担当部長、会計管理室長、教育委員会事務局教育部長、選挙管理委員会事務局局長、監査委員事務局長、区議会事務局長、総務部人事課長、総務部防災危機管理課長及び総務部危機管理担当課長の職にある者とする。

### (検討会議)

第4条 検討会議は、会長が招集する。

- 2 会長に事故あるときは、総務部長、危機管理監の順序により、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会議に出席させることができる。
- 4 検討会議の庶務は、総務部人事課及び防災危機管理課において処理する。

### (部 会)

第5条 会長は、専門的な事項の調査・研究、部局間の連携及び相互調整を図るため、検討会議のもとに部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長、副部会長及び部会員は、会長が指名する職員及びその他必要な職員をもって充てる。
- 4 部会の運営に必要な事項は部会長が定める。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議及び部会の運営に必要な事項は会長が定める。

### 附則

この要綱は、平成30年6月11日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。





## **豊島区地域防災計画 【資料編】**

【修正日】 令和 2 年 4 月 1 日

【承認日】 令和 3 年 3 月 2 6 日（防災会議）

【編集発行】 豊島区防災会議

【事務局】 豊島区総務部防災危機管理課

豊島区南池袋 2 - 4 5 - 1

電 話: 0 3 - 3 9 8 1 - 1 1 1 1 （代表）